

令和3年 第2回上島町議会定例会会議録			
招集年月日	令和3年6月15日（火）		
招集の場所	弓削総合支所庁舎議場		
開 会	令和3年6月15日（火） 午前8時40分		
応招議員	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14	1番 2番 3番 4番 5番 6番 7番 8番 9番 10番 11番 12番 13番 14番	徳永貴久 林敬生 藤田徹也 山上耕司 宮地利雄 林康彦 池本光章 藏谷重文 寺下満憲 亀井文男 濱田高嘉 池本興治 大西幸江 前田省二
不応招議員	なし		
出席議員	応招議員のとおり		
欠席議員	なし		
自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15	町 長 教 育 長 総 務 部 長 健康福祉部長 産業建設部長 消 防 長 総 務 課 長 健康推進課長 産業振興課課長補佐 建 設 課 長 企画情報課長 住 民 課 長 公営事業課長 教 育 課 長 海 光 園 長	上村俊之 高橋典子 杉田和房 大本一明 越智康浩 濱田将典 今井稔 池本雅則 今井孝三郎 山本九十九 黒瀬知貴 田房良和 荒井健 梨木善彦 角濱信夫

議員・職員 以外で会 議に出席 した者			
会議に職務の ため出席 した者の 職氏名	1 2	議会事務局 局 長 議会事務局 係 長	蓼原 洋樹 田房 聡子
町長提出議 案の題目	1 報告事項第2号 専決処分事項の報告について（第70号長江港浮棧橋改修工事変更請負契約） 2 報告事項第3号 令和2年度上島町一般会計繰越明許費繰越計算書 令和2年度上島町公共下水道事業会計繰越明許費繰越計算書 令和2年度上島町農業集落排水事業会計繰越明許費繰越計算書 令和2年度上島町浄化槽事業会計繰越明許費繰越計算書 3 報告事項第4号 第三セクター経営状況の報告について （株式会社いきなスポレク、株式会社いわぎ物産センター） 4 専決処分の承認を求めることについて（上島町税条例等の一部を改正する条例） 5 専決処分の承認を求めることについて（上島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例） 6 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度上島町一般会計補正予算（第1号）） 7 上島町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例 8 上島町手数料徴収条例の一部を改正する条例 9 上島町スポーツ合宿村公園条例の一部を改正する条例 10 上島町介護保険条例の一部を改正する条例 11 令和3年度上島町一般会計補正予算（第2号） 12 令和3年度上島町介護保険事業会計補正予算（第1号） 13 令和3年度上島町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第1号） 14 工事請負契約の締結について（防災情報伝達システム構築工事） 15 物品売買契約の締結について（高規格救急車購入事業） 16 物品売買契約の締結について（町有バス購入事業） 17 上島町特定環境保全公共下水道生名浄化センター他の建設工事委託に関する協定の締結について 18 辺地に係る総合整備計画の変更について		

その他の 題 目	1 上島町議会前田省二議長不信任決議案について 2 副議長の選挙について 3 上島町議会会議規則の一部を改正する規則 4 議員派遣報告（令和3年度 上島町立小学校入学式） 5 議員派遣報告（令和3年度 上島町立中学校入学式）
日 程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。（会議規則第21条）
会議録署名議員の氏名	議長は、会議録署名議員に次の2人を指名した。 11番・議員 濱田 高嘉 12番・議員 池本 興治
会 期	令和3年6月15日～6月23日（9日間）
傍聴者数	12名（男 10名・女 2名）

◎ 開 会

○(前田 省二 議長)

ただいまの出席議員は全員です。なお、副町長体調不良のため、全協に続いて、本日も欠席させていただいてとの報告がございましたので報告いたします。

それでは、ただいまから令和3年第2回上島町議会定例会を開会いたします。
直ちに本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名

○(前田 省二 議長)

本日の議事日程は御手元に配付しているとおりでございます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第119号の規定によって、11番、濱田議員、12番、池本興治議員を指名いたします。
よろしく願いいたします。

日程第2、会期の決定

○(前田 省二 議長)

日程第2、会期の決定を議題といたします。

議会運営委員長に委員会協議の結果について報告を求めます。

議会運営委員長、池本光章議員、お願いいたします。

（池本 光章議員、登壇）

○(7番・池本 光章 議員)

はい。皆さん、おはようございます。

昨日、私もワクチンの注射を第1回目を終わりました。

ワクチンの注射も着々と進んでいるようで、一安心しておるところでございます。

それでは、議会運営委員会の協議結果について御報告をいたします。

令和3年第2回定例会の開会にあたり、去る6月7日に議会運営委員会を開催し、本定

例会に上程されます議案につきましては、会期日程並びに議案の取扱いについて慎重に協議を行いました。

会議日程につきましては、本日１５日から２３日までの９日間とし、議事日程については、御手許に配布のとおり進めることに決定しました。

どうか、本定例会の慎重なる御審議と、議会運営に格段の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

(池本 光章議員、降壇)

○(前田 省二 議長)

お諮りいたします。ただいま池本光章議会運営委員長から委員会協議の結果について報告がありました。

本定例会の会期は本日から２３日までの９日間としたいと思いますが、御異議ございませんか。

(複数の「異議無し」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、会期は本日６月１５日から６月２３日までの９日間に決定いたしました。

続いて、

○(13番・大西 幸江 議員) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長)はい。

○(13番・大西 幸江 議員)

上島町議会、前田省二議員の不信任決議案の動議を提出したいので、暫時休憩お願いします。

○(前田 省二 議長)

ただいま、大西議員から議長不信任案の動議が出されましたが、議事進行上、副議長選挙の後に動議を出されますようお願いいたします。

○(13番・大西 幸江 議員)

すいません。動議はいつ出してもいいんじゃないんですか。

○(前田 省二 議長)

えっとですね、私の動議でございますので、議事進行する副議長が決定していないと議会の方の運営が出来ませんので。

○(13番・大西 幸江 議員)

それはおかしいと思います。仮議長でできると思います。

○(前田 省二 議長)

事務局とも相談しましたが仮議長では出来ないということなので、副議長、選挙の後に動議を受けたいと思います。それでは先に進め。

○(9番・寺下 満憲 議員) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい。寺下議員

○(9番・寺下 満憲 議員)

今の捉え方を見てるとね。議長と事務局長と相談の上に、このような結果にいたしますという話なんですけどね。

動議が出されたら日程運営期間に当たっては、議会に諮って議員に諮ってこないと。そんなやり方しよったら議長権限で何でも、すばすばすばすば切っていくでしょう。

○(前田 省二 議長)

大変申し訳ないんですが。

○(9番・寺下 満憲 議員)

議長が不在のときには、副議長も不在であり、そしたら仮に年長議長と仮の議長が座って議事進行するようになるでしょう。それは違うんですか。

今回の副委員長が不在な件については、やはり議長じゃ事務局がしっかりと議会の在り方を勉強してないために今日になったんでしょうが。あなたが副議長の辞表受理した時から、副議長不在になり、臨時議会を招集してから、早く副議長選出と選任しとかなないけんかったんじゃないんですか。そして彼女自身、副議長でもないのに副議長席、今日座ってるんですよ。そんな馬鹿げた議会の運営なんてないでしょうが。休憩をとって検討してみてください。

○(前田 省二 議長)

私、議長にですね、議事整理権があるためにですね、皆さんにこういうことでございますので、議事をスムーズに進めるために、副議長を選任後に動議を受けたいという考えであります。そここのところも御理解していただいてですね。やらないというわけじゃないんですから、あと少し待っていただいてその後、動議を受けたいと思います。

○(13番・大西 幸江 議員) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい。大西議員。

○(13番・大西 幸江 議員)

議員必携にも書いてありますよね。仮議長でやれるというふうに、そういうふうに何でも自分の整理権だっていうことで、議長権限を振りかざして押さえつけたり、民主主義の場を荒らすのはもうやめてください。仮議長でやってください。

○(前田 省二 議長)

そしたら皆さんにお諮りいたします。

仮議長でこのまま動議を受けて協議していくという風な格好でよろしいですか。

(「異議無し」の声あり)

異議無しでよろしいです。

○(池本 興治 議員) 議長。

○(前田 省二 議長) はい。池本議員。

○(池本 興治 議員)

議長は、それは議事進行のためにね。いいですか。

○(前田 省二 議長) はい。

○(池本 興治 議員)

議長、議事進行のためにですね、議長がそこへ座っとんですけんね。議長の代理のために、副議長を選ばないかんかったんですけれど副議長が居らんいうことは、あなたが降りるならば、副議長を選んで、議長と副議長と交代して議事進行するんが、議会のルールじゃないですか。それもあなたは一本あの議長ですけんね、ちゃんとあなたが先に言うた言

葉は通してください。それはもう、あなた議長ですけんね、議長権限もあるんですよ。そういう権限は振るうたらいかんいうて、こんな場合には、振るうてもいいんじゃないですか。あなたが言うたように、副議長を選んでやってください。（議長から「はい」の声あり。）それがルールです。

○(前田 省二 議長)

はい。それでは、仮議長という人の声もございましたけれども、副議長決定後に動議を受けたいと思います。

それでは、続いて、日程第3、諸般の報告を行います。

日程第3、諸般の報告

○(前田 省二 議長)

令和3年5月19日付けで、大西議員から、副議長の辞任願いが出されましたので許可いたしました。

昨年2月から5月実施分の監査委員からの例月出納監査報告書の写しを議員の皆様の御手元に配付しております。

いずれも出納関係帳簿、貯金通帳、証拠書類等と照合した結果、誤りはなく現金保管状況の適正に実施されている旨の報告であります。5月実施分の報告書については、監査委員の意見がされておりますので、その回答があった分については、併せて配布しております。

次に、地方自治法第199条第7号の規定により、財政援助団体等監査として、魚島観光センターの指定管理者、グッド・アイランドを対象に監査を実施しており、おおむね適正であったとの報告されています。

また、岩城校区放課後児童クラブに対する委託料に関し住民監査請求があり、監査の結果、委託料は適正に積算されており、町にも損害を与えているとは言えず、監査請求理由に当たらないものと判断されています。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4、副議長の選挙

○(前田 省二 議長)

続いて、日程第4、副議長の選挙を行います。

今回の副議長選挙は、立候補及び所信表明は実施いたしません。

これから、直ちに選挙を行います。選挙は投票で行います。議場の閉鎖を命じます。

（蓼原事務局長、議場閉鎖）

○(7番・池本 光章 議員) (挙手)

○(前田 省二 議長)池本議員。

○(7番・池本 光章 議員)

はい。これ無記名投票だと思うんで後ろからのカメラはちょっと停止したほうがいいんじゃないかと思うんですが。

○(前田 省二 議長)

わかりました。(カメラの停止を行う。)

○(前田 省二 議長)

ただ今の出席議員は14名です。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に宮地議員、林康彦議員を指名します。これから、投票用紙を配布いたします。

(蓼原事務局長、議席順に投票用紙を配布)

○(前田 省二 議長)

事務局長が配布する投票用紙を正規のものとみなします。

念のために申し上げます。

この選挙は、自治法第118号の規定により、公職選挙法が準用されています。

投票は、単記無記名投票で行います。投票用紙に候補者の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票をお願いいたします。

用紙の配布漏れはございませんか。(沈黙) 配布漏れなしと認めます。

○(前田 省二 議長)

投票箱を点検いたします。(蓼原事務局長、投票箱(蓋・箱の順)に点検、議席・議長の方に向け、何も入っていないことを確認してもらう) 異議無しと認めます。

ただ今から、投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順次、投票をお願いいたします。

1番、徳永議員。2番、林敬生議員。3番、藤田議員。4番、山上議員。

5番、宮地議員。6番、林康彦議員。7番、池本光章議員。8番、藏谷議員。

9番、寺下議員。10番、亀井議員。11番、濱田議員。12番、池本興治議員。

13番、大西議員。14番、前田議長。

○(前田 省二 議長)

投票漏れはありませんか。(「無し」の声あり) 無しと認めます。これで投票を終わります。

開票を行います。宮地議員、林康彦議員、登壇して、開票の立会いをお願いいたします。

事務局長、投票箱を開け、開票してください。

(蓼原事務局長、投票結果が出次第、投票結果を議長へ渡す)

○(前田 省二 議長)

それでは選挙の結果を報告いたします。

投票総数14票、有効投票8票、無効投票6票。有効投票中、寺下議員7票、亀井議員1票。以上のとおりでございます。

この選挙の法定得票数は2票です。したがって、寺下議員が、副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。(蓼原事務局長、議場開鎖)

○(前田 省二 議長)

ただいま、副議長に当選されました寺下議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定によって、本席から当選の告知をいたします。

寺下議員、ここで当選承諾の挨拶をお願いいたします。挨拶は登壇して行ってください。

(寺下 満憲議員、登壇)

○(9番・寺下 満憲 議員)

ただいま、議会議長より、当選の面を報告いただきまして、副議長に就任をいたします。

ここで一言、私を副議長へと押し上げていただきました議員諸侯に対しまして厚く御礼を申し上げます。ありがとうございました。

本議会におきましては、大西議員が副議長に就任し、女性の副議長誕生という新しい流れが生まれ、議会改革へと進んでいく事と思いましたが、しかしながら、残念ながら、議長との仲がうまくいかなく、急遽、大西議員が辞任をいたしました。

私自身も、この期間においては、いろいろ流れを伺っており、私就任に当たりまして、一抹の不安があるわけであります。

私自身、度々、副議長選挙へと立候補してまいりましたが、しかしながら、日本共産党の党籍を持った公認議員であるために、いろいろな障害を受け、疎外されて今日まで来ました。

しかしながら、この度、勇気ある議員さん方によって、押し上げていただきました。

いわゆる、いよいよ出番の時が来たのではないかと。このように強く感じております。

上島町長い間、議会運営の中において、民主主義が破壊されていくような行動が起きたり、また、議員各間においての重苦しい空気が漂い、町民の皆さん方には大変な御迷惑をかけていた事と深く思っております。議会が明るくなくてはならない。そして、議会が丸となって、町政運営に正々堂々と正論で戦っていく議会であってはならない。このように常々から思っております。

議会が明るくなり、町政が明るくなって、町民の方々の幸せが生まれてくる事と強く感じておりますので、皆さん方の期待に応えて、私は、残された任期を全うしてまいる決意でありますので、皆さん方の温かいご指示やご声援、ご指導を賜ります事をお願いいたします。私の挨拶と決意とさせていただきます。

今後ともよろしくお願いいたします。(議員から拍手)

(寺下 満憲議員、降壇)

○(前田 省二 議長)

ありがとうございました。寺下副議長、よろしくをお願いいたします。

ここで議席の指定をするため、暫時休憩といたします。

(休憩 9時9分 ～ 9時22分)

○(前田 省二 議長)

再開いたします。

新議席が決まりましたので、御報告いたします。

○(蓼原 洋樹 事務局長)

新議席です。

1 番、徳永議員。2 番、林敬生議員。3 番、藤田議員。4 番、山上議員。5 番、宮地議員。

6 番、林康彦議員。7 番、池本光昭議員。8 番、藏谷議員。9 番、大西議員。

10 番、亀井議員。11 番、濱田高嘉議員。12 番、池本興治議員。13 番、寺下議員。

14 番、前田議長。

以上です。

○(前田 省二 議長)

はい。議席の一部変更については、事務局長が読み上げた議席表のとおりで、指定いたします。

それでは続いて、先ほど、大西議員から、前田省二議長不信任案の決議や動議が提出されました。

この動議は2人以上の賛成者でありますので、成立いたしました。

本動議を日程に追加し、追加日程第1とし、議題にすることについて採決いたします。

尚、この採決は起立によって行います。

本動議を日程に追加し、追加日程第1とし、議題にすることに賛成の方は御起立お願いいたします。

はい。全員です。起立全員です。

したがって、前田省二議長不信任案についての動議を日程に追加し、追加日程第1として、議題とすることを決定されました。

追加日程第1、決議案第2号、これを前田省二議長不信任案動議についての議題といたします。

議事の都合により、議長の席を副議長と交代いたします。

ここで決議案配布のため暫時休憩いたします。

(休憩 9時44分 ～ 9時55分)

追加日程第1、発議第3号

○(13番・寺下 満憲 議員)

それでは議長にかわりまして、私の副議長が議事進行を進めてまいりたいと思います。休憩を解きます。

皆さん方、地方自治法第106条第1項の規定により、議長の職務を解いています。

本件について、前田議長本人の事でありますので、地方自治法第117条の規定により、前田議長の退席を求めます。

よろしくお願いいたします。(前田議長退席)

○(13番・寺下 満憲 議員)

それでは、提出者の説明を求めます。大西議員、説明をお願いいたします。登壇してください。

(大西 幸江議員、登壇)

○(9番・大西 幸江 議員)議長マスク外してもいいですか。(副議長から「はい」の声あり)

議席番号9番、大西幸江です。

5月19日付けで副議長辞任届を出し、5月20日に受理され、先ほどまで副議長が決まっておりました。

これは重大な議会運営の瑕疵と言えます。

また、先ほどのような、議長権限で、定められた議会のルールを議員に諮らずに曲げて決定することは、議長権限の範疇を超えているとしか言えません。

では本題に入ります。

発議第3号、令和3年6月15日、上島町議会議長前田省二殿。

提出者：上島町町議会議員、大西幸江。賛成者 上島町議会議員、池本興治、同じく賛成者上島町議会議員、濱田高嘉、上島町議会議長の不信任決議案。

上記の議案を別紙のとおり上島町議会会議規則第17条第1項第2項の規定により提出いたします。

上島町議会議長の不信任決議本議会は、上島町議会前田省二議長を信任しない。

以上、決議する。

令和3年6月15日、理由ですが、主なものとして説明いたします。

1、議長は中立公平に徹し、議会の代表として議会の権威と信頼構築に努め、地域の発展、住民ニーズの実現のために職務を遂行する義務がある。

ところが、コロナ対策等を協議する議会提案の全員協議会の招集を求めたところ、議員過半数の署名を集めて、その要望を議長に提出するように指示があったので、署名を集め、全員協議会開催要望書類を提出しましたが、今度は議長権限と称し、感染対策期を理由に、会議を招集しなかった。

その一方で、同じ感染対策期であるにも関わらず、急遽5月20日、議員協議会を招集するなど、現行が不一致である。

2、議長は議場の秩序を保持し、議事を整理し、議会の事務を統括し、議会を代表する立場にある。

しかし、議会のルールを尊重せず、議員を揶揄したり、発言を抑えたり、虚言を弄するなど、議員を分断し、議会を取りまとめ、議会の理事者に対する正常なチェック機能を果たす議会運営に積極的に取り組む姿勢が見られない。

3、議会改革につながる議会内勉強会や住民との意見交換会の開催にも消極的である。議員間の協議もやりたがらない。

以上の理由から、議長としての資質に欠ける。議員の皆さん、議会運営を円滑に行い、住民から必要だとされる議会となるためにも、議長というのは重要な役職です。

客観的な御判断を是非よろしくお願いいたします。

(大西 幸江議員、降壇)

○(13番・寺下 満憲 議員)

はい。どうも御苦労さんでした。ただいま説明が終わりましたので質疑はありませんか。

質疑はありませんようでしたら、これから討論を行いたいと思います。討論はありませんか。

○(11番・濱田 高嘉 議員) (挙手) 賛成が先でいいですか。賛成討論が先で。

○(13番・寺下 満憲 議員)

反対者誰か。おられませんので、賛成者、どうぞ。

(濱田 高嘉議員、登壇)

○(11番・濱田 高嘉 議員)

議席 11 番、濱田高嘉です。

私はただいまの提出された前田省二議長の不信任決議案に賛成の立場で討論を行います。

皆さんも御承知のようにですね、令和元年 12 月、中国の武漢市で、初めて感染が明らかになり、新型コロナウイルスは瞬く間に世界各国に感染が広がり、このコロナウイルスが、私たちの地域社会、地域経済に与えた影響を考えますと、素早い対応、素早い対策が求められておりますにも関わらず議員の要望した会議を開かなかったというのが事実であります。

また先ほどの大西議員のほうからありましたように、7 名の委員の署名をもって、開催も要求しました。

また、私自身もですね、4 月 12 日及び 19 日に 2 日にわたって、正副議長に会議の開催をお願いいたしました。

しかしながら、開催がされなかった。こういう時期でありますので、是非ですね、1 にも 2 にも、会議を開くというのが一番大切じゃないかこう思っております。

会議を開いて協議して、素早く対策、対応に取り組むというのが我々の使命だこう考えておりますし、また、平たく言いますと、議長は、我々に約束事を反故にしたんです。約束を破ったんです。7 名の署名を持ってこいと、だったら開くということで、7 名の方々の署名をいただいて、議長に提出しましたけども、議長を開催しない。

ですから約束事を守らなかったという事と、それから、結果的にですね、辛辣な言い方をしますと、うそをついたという事です。

これは議員としては、絶対やっちゃいけない決まり事。約束を守る、うそをつかない。これは議員として、最低のですね、やはり、心しなきゃならない問題ではないかと、こういうふうに思います。

そんな事で、私は今回の提案に対して賛成の立場で、以上の点を指摘しましてですね、私の賛成討論として、どうか皆さん、議員の御理解と御賛同をお願いしまして私の賛成討論を終わります。

よろしくお願いいたします。

(濱田 高嘉議員、降壇)

○(13番・寺下 満憲 議員)

ほかに討論のある方ございませんか。(沈黙) 無いですか。

それでは無いようでしたら、これから、議案発議、もとい発議第 3 号ですね、上島町町議会議長の不信任案についての採択を行いたいと思います。

お諮りいたします。

本案件の本議案のとおり、決定する方に賛成の方は、起立採決でお願いいたします。

賛成の方は起立お願いをいたします。

(賛成者、起立)

賛成者：林 康彦議員、池本光章議員、大西議員、亀井議員、濱田議員、池本興治議員

反対者：徳永議員、林 敬生議員、藤田議員、山上議員、宮地議員、藏谷議員。

お座りください。

6 対 6 です。

議長が決定するわけでありますが、私も、この度の議会を開催をしてほしいという署名に要望に賛同いたしまして、提出しておるわけであります。

今議会において副議長に選出されておりますが、議長と共にやっていかない立場にありますが、私は要望書に署名した以上、発議に対して、前田議長の不信任に対しまして賛成をいたします。

以上です。

それによって、可決とされました。

よって、休憩をいたしまして、前田議長の入席を求めます。

以上で交代をいたします。暫時休憩です。

(休憩 9時40分 ～ 9時42分)

○(前田 省二 議長)

再開、いたします。

議長を交代いたしました。

採決の結果を事務局長より報告させます。

○(蓼原 洋樹 事務局長)

追加日程第1、発議第3号、上島町議会議長不信任決議案につきましては、賛成多数で可決されました。

以上報告終わります。

○(前田 省二 議長)

これから、それではここでトイレ休憩、暫時休憩入りたいと思いますが、休憩とってよろしいですか。

はい。55分まで休憩といたします。

(休憩 9時44分 ～ 9時55分)

日程第6、行政報告

○(前田 省二 議長)

再開いたします。

本日のこの議会、山本産業振興課長は体調不良のため欠席しております。代理として今井孝三郎産業振興課長補佐が出席しておりますので、御報告いたします。

続いて、日程第6、行政報告を行います。町長から行政報告の申し出がありました。これを許可いたします。

○(上村 俊之 町長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい。上村町長。

(上村 俊之町長、登壇)

○(上村 俊之 町長)

愛媛県が観測史上最も早く、梅雨入りした今季。瀬戸内も夏の輝きを感じる聞く時候

となりました。

本日は、令和3年第2回の定例議会を招集いただきましたところ、全員の出席をいただき、誠にありがとうございます。

最初に、コロナワクチン接種等において積極的な御協力をいただいている医療従事者の皆様に、厚く御礼を申し上げます。

また、接種予約時には電話が繋がりにくいなど、町民の皆様に御心配をおかけしたことに対し、お詫びを申し上げます。

上島町は、5月10日に県内でいち早くワクチン接種を開始することができ、接種率も県下で上位にあります。

さらに、6月1日には国の指針の離島特例に従い、魚島・高井神において、16歳以上の全島民を対象とした集団接種を実施しております。

平素の診療だけでもお忙しいところ、上島町民のために休憩も無いほどの激務に取り組んでいただいている医師をはじめ看護師さんに心から敬意をお伝えいたします。

また、接種会場のスタッフである役場職員の機敏な動きにも感心しています。平素の職務の中で、顔見知りである高齢者に親しく声をかけ、雨の中でも傘を差さずに、交通整理をしている姿は、小さな自治体ならではの良さを再発見いたしました。

今後もこのコロナに打ち勝ち、活発な経済活動が復活するまで、力を尽くしていただきたいと思いますので、関係者の皆様の更なる御協力をお願いいたします。

上島町では、このコロナによる影響を少しでも緩和するため、補助や給付金により農林水産業や商工業者に対しての支援を打ち出しておりますので、事業主の皆様も頑張ってくださいと願っています。

現在、新型コロナウイルス感染症対策として、役場各庁舎において、職員の分散出勤、従者時差出勤、テレワークなど、可能な限り職場での密による感染を防ぐ対策を実施しております。

中でも、テレワークなどは、国においても推奨されておりますので、町内の事業所におかれましても、それぞれの事情があるとは思いますが、事務所内の職員、社員の密度を減らすことが感染症対策の有効な手段ですので、是非取組みを御検討いただけたらと思います。

なお、私自身のワクチン接種については、国への来年度上島町重要施策に向けた要望活動時期が迫っている事、私も接種年齢枠に入ったことなどから、適切なタイミングで参加させていただきたいと考えております。

コロナの影響で現在も施策要望活動が制限されていますが、3月22日と23日には11月の町長就任後初めて各省庁等へ要望活動を行いました。

緊急事態宣言が全面解除された唯一の時間でしたが、国交省、総務省、農水省、文科省、水産庁、文化庁、観光庁、全国離島振興協議会などで上島町の実情を訴えてまいりました。十分な手応えがあった2日間でしたが、その後も、これらの影響で、重ねた活動が出来ないことに、歯がゆさを感じています。

現在も、ウェブ会議がほとんどであり、私の公約である、上島町と県と国をつなぐ対面での営業活動が制限されていることは非常に残念です。

年度の変わり目には、コロナの影響を受けない体制で各卒業式や入学式、卒園式や入園

式等が開催されました。来賓が少ない会場でしたが、この子供達の目の輝きは変わらず美しく、大人の私達が、励まされているような感覚にもなりました。子供達の新たなステージにエールを送り続けたいと思います。

4月1日には、役場管理職に向けて年度初めの挨拶を行いました。その主な内容は、新たな体制で新しい風を上島町に吹かせてください。行政運営においては、岩城橋開通を見越したまちづくりを、みんなで日本一、居心地のいい町を造りましょうという事を伝えました。

さらに、新規職員や島おこし協力隊員との初顔合わせもあり、町に対する思いや仕事への純粋な意気込みを聞くにつれ、上島町の明るい未来を感じました。彼らが呼び起こす新たな風や活躍に大きな期待を寄せています。

同じく6日には県庁等への挨拶回りを行いました。念のため幹部職員は除き町長のみとさせていただきます。

4月21日は上島町内において、オリンピックの聖火リレーが実施されました。心地よい気候の中、引き継がれる炎は感動的であり、スポーツが与えてくれる付加価値を再認識する1日となりました。

さて、公募により、経営者がかわった宿泊施設フェスパは、6月1日から営業を再開いたしました。前任者の維持管理不足による修繕か所が思いのほか多くあり、再オープンまでに時間とお金がかかりましたが、今後は、町民が気楽に立ち寄れる施設としての役割を果たしていただきたいと思います。

私の株式会社いきなスポレク取締役への就任についての動向は、3月議会において披瀝させていただきました。

しかし、現時点においても、株式会社いきなスポレクは、金融機関からの借入れや令和元年度2年度と、2年間の消費税の未払い、リース契約等の返済が多額に残り、不透明な経費も存在しています。なお、この資産状況については、5月20日に開催された議員協議会において資料提出させていただいております。

株式会社いきなスポレクは、令和2年度だけでも上島町から6,600万円の指定管理料を投入しました。しかし、決算においては、債務超過が5,700万円以上となっており、全ての資産を手放したとしても、債務を返済しきれない財務状況に陥っています。3年前に2,000万円台の債務超過という理由で、上島町が失格とした民間業者の業績よりはるかに悪い結果となっています。この民間業者は、指定管理期間7年間で約6,000万円の家賃を上島町に支払っていることも勘案すると、僅か3年間の赤字がいかに大きいかを示しています。

株式会社いきなスポレクのフェスパ運営については、この3年間で、8,700万円の支援金と2,600万円の貸付金を上島町民のお金で投入しておりますが、現在の経営責任者からは、その返済方法さえ示されていない状況です。

そこで、今回の補正予算において、金融機関等からの借入れ返済方法等を提案しておりますので、議会の御理解をいただけた時点で、就任に向けてのスタートを開始したいと考えております。

町民の長年の夢である岩城橋の進捗状況ですが、6月には物理的に橋がつながる併合と

なります。完全な完成は来年の3月ですが、公共交通機関の再編も含め、岩城橋完成後の体制を公共交通ネットワーク審議会や住民の御意見をいただきながら進めてまいります。その中には影響を受ける既存航路業者への支援が必要であるという事は、言うまでもありません。

重要な課題である上島町の財政状況ですが、令和3年度上島町中長期財政計画によると、今後、2から3年は実質公債費比率が15%を超えるなど、厳しい数字が見込まれます。

その原因は、公債費という借金は減るけれど、それ以上に収入である地方交付税が減少する方向へと示されているためです。

先日には、地方の一般財源の総額について、2022年度からの3年間、21年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的にどう水準を確保するとの文言が、経済財政運営の基本方針、骨太の方針の原案に明記されましたが、地方交付税を算定する基準財政需要額に算入される公債費が減少することを含め、厳しい状況がすることに変わりはありません。

ただ、3年後には実質公債費比率も良い方向に改善していく見込みですので、町民の皆様の御理解と、御協力をよろしくお願いいたします。

結びに、町外からのふるさと納税に添えられたお手紙の中に、魚島観光に訪れ、誤って転倒しけがをしたが、大したことはないと思い、そのまま魚島丸に乗船して帰っていたところ船の中で気がついた診療所の先生をはじめ、上島町職員の親切な対応に感動し、今回の納税のきっかけになったと書かれていました。

先日も、港務所で気分が悪くなられた方がおり、消防まで全力で駆けつけた職員の姿を見受けました。

他にも目立たない所で当たり前のように親切に対応してくれている職員や町民の皆様に、この場をお借りして、心から感謝を申し上げます。

本日は条例案4件、補正予算案3件を含め18件の議案を上程しております。

個々の議案につきましては、それぞれの時点で説明させていただきますので、よろしく御審議の上、適正な決定を賜りますようお願い申し上げます。

(上村 俊之町長、降壇)

○(前田 省二 議長)

これで行政報告は終わりました。

日程第7、一般質問

○(前田 省二 議長)

続いて、日程第7、一般質問を行います。

一般質問を通告されております議員にお願いいたします。

質問は、最前列中央の質問席にて行ってください。質問回数は、会議規則どおり3回までといたしますので、質問項目毎に行ってください。また、質問や答弁において、個人名等、個人情報には十分に注意をしてください。以上、御協力のほど、よろしくお願いいたします。

御報告します。今回の一般質問通告者は7名です。林康彦議員から一般質問の取下げの

申出がありましたので、許可しております。

それでは、はじめに、山上議員の質問を許します。

○(4番・山上 耕司 議員)はい。

(山上 耕司議員、登壇)

○(4番・山上 耕司 議員)

議席番号4番。山上耕司です。

今日は、弓削高校の存続と魅力化への支援についてお尋ねいたします。

上島町唯一の県立高校である弓削高校が、存続の危機と言われて10数年が経ちます。

平成20年度の愛媛県県立学校再編整備計画では、弓削高校は特例措置により、入学生が20人未満の状況が3年続き、その後も増える見込みが無い場合は、募集停止を行うとの募集停止基準が示されております。

上島町は、平成18年度から入学生の確保と、弓削高校の振興を図るため、通学費や自転車購入等の援助をし、その後、各教室にエアコンの設置や入学祝い金の補助等も行っています。そして平成29年度からは、公営塾も導入されています。これらは弓削高校への入学生を確保するとともに、学力向上や魅力づくりへの役割を大いに担っていると思います。

また、弓削高校が独自の活動として、生徒の全国募集を始めました。そして、その生徒たちのために、島親制度なるものが学校からの提案で始まっており、まさに、学校、地域、行政が一体となって、弓削高校の存続を図っていくことは大変重要であると考えます。

そこでお尋ねいたします。

これからの弓削高校の存続の展望や見通しはどうか。また、公営塾の実績や効果を教えてください。

それと、魅力化向上の一つとして、高校や保護者からも声が上がり始めている、学校給食提供へについてのお考えはありますか。

最後に、島親制度を町民の皆様に広く知っていただき、協力を得ていくためにも、内容等の説明もお願いいたします。

○(高橋 典子 教育長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい。高橋教育長。

(高橋 典子教育長、登壇)

○(高橋 典子 教育長)

山上議員の質問につきまして、お答えいたします。

離島である我が上島町にとって、地元で学べる高等学校の存在意義は非常に大きく、弓削高校志願者の地元率も県内でも高く、地元中学卒業生の多くが弓削高校を志願し入学している状況です。

そこで、上島町としても、本町の活性化と将来的な発展を図るため、平成25年度に「弓削高等学校振興対策協議会」を立ち上げ、弓削高校の生徒数を確保し、地元県立高校が存続するよう、財政的な支援や、学力交渉等の魅力と活力ある学校づくりを支援してきたところです。

また、弓削高校においても、存続に向け、令和元年度から全国募集を始めたり、弓削高

ならではの充実した教育課程の編成を工夫したりするなど、先生方も一丸となって、学校や地域の魅力発信に力を尽くしてくださっています。

この4月から部活動として起業部を創設し、学校や上島町の魅力など、生徒のリアルな声を町内外の中学生に届けていこうと、生徒自らも、問題解決に向け動き出しています。

お尋ねの、これからの弓削高校の存続と展望や見通しにつきましては、令和5年度から令和8年度までの4年間は、そもそも地元中学校卒業生徒数が少なく、予測では、入学生が20人未満の状況が続くといった、非常に厳しい状況です。

この4年間で踏ん張りどころであると考え、島外又は全国募集の入学者の確保に向けた取組みを充実させていきたいと考えています。

現在、愛媛県では、「県立学校振興計画検討委員会」を立ち上げ、県立高校の新たな編成整備基準の策定が進められています。

町長と私も検討委員会の地域協議会委員となっておりますので、その場で、弓削高校の存在意義と、現行の特例措置の基準の継続を強く求めている状況です。

今後も引き続いて、上島町における県立高校の存在価値の高さを、愛媛県に訴えてまいりますので、議員の皆様におかれましても御支援いただきますようよろしくお願いいたします。

高校への学校給食の提供についてですが、弓削高校への給食提供につきましては、我々もいろいろな方の御意見を賜っております。全国募集を行う際に、給食の提供というのは、多くの高校でも取り入れられており、魅力化向上のための重要なコンテンツの一つとなっているようです。基本的には、弓削高校と意見交換しながら、上島町学校給食センター運営委員会で調査検討し、決定していきたいと考えています。

最後に、令和3年4月から始まりました、島親制度について説明します。

島親とは、親元を離れて下宿生活を送っている生徒たちが、安心して学校生活を送れるように、地域の方々に親代わりとなっただき、交流を通して島での生活をサポートしていただく制度です。第二の親として、生徒が弓削高校を卒業してからも、島親さんや上島町とのつながりを持ち続けられるような関係を期待しております。

サポート内容として、今のところ実現出来ているのは、一緒に料理をして夕食を食べたり、一緒に釣りをしたりしたことです。今後、実現したい内容としては、海で遊ぶ、野菜の収穫やおすそ分けなど上島町の豊かな自然を体感できる活動や、地域と関わるきっかけづくり、緊急時の病院等への付添いなどです。

弓削高校での島親制度の特徴といたしまして、他校の例を見ると、生徒1人につき1組の島親がつく場合が多いのですが、弓削高校では、総勢10組の島親さんが一つのチームとなって、下宿をしている生徒さんの親代わりをしています。このチームしま親にはリーダーさんがいて、制度が困っていることをリーダーからSNSでチーム全員に投げかけ、その時に動ける人が動くというフットワークの軽さが特徴です。

一緒にサイクリングや魚釣りなどに誘ってくださる方。畑仕事を手伝わせてくださる方など、皆さんの日常生活の中に、温かく迎え入れてくださる方を募集しておりますので、御興味をお持ちくださった方は、弓削高校の教頭先生まで御連絡をお願いいたします。

町民の皆様どうかよろしくお願いいたします。

公営塾の実績や効果につきましては、この後、総務部長から答弁いたします。
私からは以上です。よろしくお願いします。

(高橋 典子教育長、降壇)

○(杉田 和房 総務部長) (挙手) はい、議長。

○(前田 省二 議長) 杉田総務部長。

(杉田 和房総務部長、登壇)

○(杉田 和房 総務部長)

それでは、公営塾についてお答えいたします。

公営塾の実績効果としては、上島町内の中学生の弓削高校への進学率が上げられ、公営塾開塾前の平成27年度は36.6%、平成28年度は38.4%、平成29年度は52.2%であったものが、公営塾を開塾した翌年の平成30年度には52.8%、令和元年度は73.5%、令和2年度は59.5%、令和3年度は51.4%となっています。

入学生の弓削高校を選んだ理由の一つが、公営塾があるからという理由も大きく、公営塾に対する期待も高まっており、公営塾が弓削高校の魅力の一つになっているものと思われます。

また、卒業生の大学、短期大学、専門学校等への進学率においても、公営塾開塾前の平成27年度は71.4%、平成28年度は75%、平成29年度は46.7%、公営塾を開塾した翌年の平成30年度は81.3%、令和元年度は88%、令和2年度は82.1%となっており、公営塾を開塾以降は、弓削高校の教職員の皆様の更なる御尽力もあり、進学率が、80%を超えるようになっております。

なお、公営塾の入塾状況は、公営塾開塾以降、平成29年度は56.5%、平成30年度は40.5%、令和元年度は51.2%、令和2年度は64.4%。今年度の5月現在で52.4%となっており、全校生徒の半数以上が、公営塾を利用し、弓削高生の学習の意欲、姿勢が向上しているものと考えられます。

このことから、公営塾は弓削高校の魅力の一つとなっておりますが、今後は、委託料を含めた経費が適切であるかどうか、その経費に見合った効果が出ているかどうか、精査しなければならないと考えています。

以上で、公営塾の実績と効果についての答弁を終わります。よろしくお願いいたします。

(杉田 和房総務部長、降壇)

○(4番・山上 耕司 議員) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) 山上議員。

○(4番・山上 耕司 議員)

はい、ありがとうございました。

まず、弓削高校の存続と展望の見通しにつきましては、先ほど、令和5年度からの4年間、地元中学校卒業生が20人を切っている予測である、というお話がありましたが、まあ、厳しい状況がすぐそこにまで迫ってきていますので、愛媛県等、上島町トップ会談というか前向きな連携を、引き続きよろしくお願いいたします。

学校給食の提供についてですが、近隣校で全国募集を行っている、今治西高校伯方分校は4年前に、そして今治北高校大三島分校は昨年度から既に始まっていると聞いておりま

す。先ほどおっしゃられたように、遠くから来られる生徒や親御さんにとっても学校を選ぶ際に、住むところ、食べるところが非常に重要なポイントに私もなると思います。学校給食の提供に向けても、是非前向きな御検討をよろしくお願いいたします。

それでは、島親制度と公営塾について、もう少しお尋ねいたします。

まず、島親制度について、弓削高校の入学生が少なくなっていく予測の中、全国募集は欠かせません。先ほど、10組の島親さんが登録されているとお聞きしましたが、ありがたいことです。今日を機に輪が広がることを願います。

さて、では何名の生徒がどちらから来られているのかとか、ほとんどの町民の方は知らないと思います。ただ協力するにあたってちょっと知っておきたいかなという人も、ちょっと聞いております。差し支えなければ、お答えをお願いいたします。

また、隣の因島から通っている生徒さんも、全国募集っていう枠に入ってるのかちょっとどうか分からないのですが、何名ぐらいいるのかもお願いいたします。

また、公営塾ですが、開塾前よりも町内中学生の入学率が上がり、大学等への進学率も上がったという報告、素晴らしいことだと思います。

そこで、全国でも公営塾が開設されていると思いますが、他校と比較して本年度、先ほど言われました入塾率、52%余りというのは、これが高いほうなのか低いほうなのか、どうなのか、もう少し入塾してもらえればもっと効果が上がるんじゃないかなと思うんですが、そこら辺の事も、よろしくお願いいたします。

○(梨木 善彦 教育課長) (挙手) はい、議長。

○(前田 省二 議長) はい。梨木教育課長。

○(梨木 善彦 教育課長)

はい、全国募集により何名の生徒さんが来てるのかと、因島からの生徒さんの入学状況ですが、全国募集初年度の昨年度、令和2年度は2名、今年度、令和3年度は4名の、計6名が全国募集により入学しております。

出身都道府県名につきましてはプライバシーの関係上、申し上げることが出来ませんので、御理解いただきたいと思います。

それと、因島からの生徒さんですが、今のところ3年生で4名、2年生は3名、1年生は2名、計9名の生徒さんが因島の方から通っておられます。

全国募集の生徒さんと因島からの生徒さん、合わせて全学年で15名の生徒さんが今、弓削高校で学んでいる状況でございます。以上です。

○(黒瀬 智貴 企画情報課長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい。黒瀬企画情報課長。

○(黒瀬 智貴 企画情報課長)

山上議員の質問にお答えいたします。

弓削高校の公営塾が、全国他校と比較して入塾率が高いのかどうかという質問でございますが、本町の公営塾運営のサポートを委託しております、全国の公営塾もサポートしている、株式会社プリマペンギーノによりますと、全国の他の公営塾に比べて、高い入塾率であると、そのようにお聞きしておりまして、先進地として、視察等として、上島町を選んでいただいとる団体もある状況でございます。

今後の入塾率アップにつきましては、公営塾では進学に向けた学習指導はもちろん、プレゼンテーション技術の育成や、地域の方々とディスカッションする機会を設けるなど、自主性や行動力を養うプログラムを行っておりますので、生徒の皆さんにそういった魅力もアピールし、多くの生徒に利用していただけるよう、公営塾の運営に努めてまいりますので、御理解、御協力をよろしくお願いいたします。

○(4番・山上 耕司 議員) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、山上議員。

○(4番・山上 耕司 議員)

いろいろ御答弁ありがとうございました。

52%が高い、全国的にも高いという事は、少し安心しました。あと 10 パーぐらい上げて、もともと先進地になってもらえしたいと思います。

因島を含めた、町内外からの入学生が多数来られるように、卒業するまで、温かく見守っていくためにも、公営塾や島親制度を魅力化推進策の一つとして、引き続き取組みを充実させていただきたいと思います。

公営塾の先生だった方の中には、任期が終わっても、そのまま上島町に移住して、教育現場等で活躍されている方もおります。ありがたい話の一つだと思います。

最後に、弓削高校の存続につきましては、これからの子育て世代も関心を寄せております。県立高校まで地元で通うことができるのは、昔でこそ当たり前でした。

しかし、今現在、子育て世代は高校が無くなるかもしれないという不安の中で子育てをしております。そういった不安を払拭するためにも、学校・地域・行政が一体となって教育現場を整えていただき、安心して上島町で子育てができることを願いまして、私の質問を終わりたいと思います。

(山上 耕司議員、降壇)

○(前田 省二 議長)

これで山上議員の質問を終わります。

続いて、藤田議員の質問を許します。

○(3番・藤田 徹也 議員) はい。

(藤田 徹也議員、登壇)

○(3番・藤田 徹也 議員)

議席番号 3 番、藤田徹也。今日はですね、瀬戸内会特別措置法に伴う漁場の生産量向上措置を、ということで質問させていただきます。

きれいな海から豊かな海へと、瀬戸内会特別措置法が施行され、瀬戸内会に面する各府県において、独自の基準を設け、豊かな海づくりへと試行錯誤が続いていますが、きれいな海から豊かな海へとコンセプト変更の背景には、瀬戸内海全域で行われている海苔養殖を始め、広島、岡山が主なカキ養殖、兵庫、大阪が主なイカナゴ漁など、近年、瀬戸内全域において深刻な不作、不漁が続いていることにあります。

海苔養殖に関しては、早い時期での色落ちが始まり、生産量が激減し、1 度も出荷出来ない地域もある状況にあり、カキ養殖に関しては実入りが少なく成長が遅い状況にあり、イカナゴ漁に関しては漁獲の激減で、食文化の消滅さえ懸念されています。このような状

況は、上島町も例外ではありません。

愛媛県の実産量の約90%を占める愛媛漁協弓削支店も深刻なダメージを受けており、また、上島町内漁協各支店の漁獲に関しても、定置網漁、タコつぼ漁、底引き網漁、刺し網漁など、いずれも漁獲減少に悩まされている状況にあり、主な原因は、漁場の酸素不足、栄養不足ですが、各府県とも、漁協を中心とした集合体を編成し、総力を挙げて豊かな海づくりに取り組んでいることは、皆さん御承知のとおりです。

上島町においても、漁業は町の基幹産業であることは言うまでもなく、この産業を未来にどうつなげていくのか。瀬戸内海特別措置法に基づく施策をどう練っているのか。また、上島町内愛媛漁協各支店、そして、愛媛県とどのような連携をとっているのか、あるいはとろうとしているのか、お聞かせください。

○(越智 康浩 産業建設部長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい。越智産業建設部長。

(越智 康浩産業建設部長、登壇)

○(越智 康浩 産業建設部長)

藤田議員の質問にお答えいたします。

本年6月に成立いたしました瀬戸内海環境保全特別措置法の一部を改正する法律において、栄養塩類の供給を可能とする栄養塩類管理制度の創設や、地域における環境保全活動の推進、海洋プラスチックの発生抑制の推進等は、今後の上島町の水産業を左右する内容であると認識しております。

具体的には、これまでの取組みで削減されてきた、窒素、リンといった栄養塩類の不足及び近年の気候変動による海水温度の上昇に伴い、海苔ひじき等を始めとする海藻類の漁期の短縮や品質低下等、地元漁業者の不安の声も届いております。これらの海藻類は、本法律の改正項目にうたわれていますとおり、温室効果ガスの吸収減となり、また、上島町を代表とする水産業の一つとして、このまま衰退させてはならない重要な課題とであると捉えております。

現在、上島町においては、漁場整備を目的とした水産環境整備事業の実施、愛媛県漁業組合町内支所においては、魚礁の製作設置や種苗放流等を行い、町の漁場整備に力を注いでいます。

また、海岸保全設備等の適切な整備更新を行い、防災減災対策を推進していますが、今回の本法律の改正並びに地元漁業者の御意見を鑑みて、海の環境保全の推進には、上島町にとっても重要な施策の一つであると考えております。

本来御質問が少し変わっておりますが、アサリの貝につきましても、御質問の内容でしようし、ありましたのでお答えいたします。

純鉄粉の主原料とした肥料についてですが、昨年度からも弓削地区における地元ボランティアあさりの会と担当課で、(藤田議員から「すいません答弁の途中。次で、まだ」の発言あり。)そういった先ほどの御説明の中でございましたが、担当課といたしましても、水産業育成のため、地元漁業者、地元団体等の現場の声を反映していきたいと思っております。

よろしく願いいたします。

(越智 康浩産業建設部長、降壇)

○(3番・藤田 徹也 議員) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) 藤田議員。

○(3番・藤田 徹也 議員)

では、瀬戸内会における酸素不足、栄養不足の改善方法として、各府県とも海底耕運を全面的に展開していますが、上島町も出遅れることなく、持続可能な産業を育てる立場として、各機関と連携し、中長期的な計画を早急に練り上げ、一刻も早く実行に移していただきたい。

さて、久司浦地区アサリの会においては、10年前より環境保全活動が盛んに行われていて、今では上弓削地区、土生地区、佐島地区と広がり、久司浦地区においては、平成31年4月1日に、近畿大学と共同研究契約を締結し、現在継続中であることは皆さん、御承知のとおりですが、まさしく瀬戸内海特別措置法のコンセプト変更の原因である酸素不足、栄養不足問題に4年前より取組み、純鉄粉を主原料とする肥料にたどり着き、問題解決に大きな力を発揮すると確信していますが、担当課において、純鉄粉を主原料とする肥料について、どの程度把握されているのか。海底耕運と併用した施策は検討されているのか、お聞かせください。

○(越智 康浩 産業建設部長) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい。越智産業建設部長。

○(越智 康浩 産業建設部長)

先ほど失礼いたしました。

純鉄粉を主原料とした肥料につきましては、弓削地区、先ほど申されたとおり、各地区でのアサリの会に、本町におきましても、社団法人日本水産資源保護協会による漁村研究実践活動助成活動について、あさりの会が採択され、久司浦地区以外の他地区も含めて、海域占用の事務手続をお手伝いさせていただいております。

今後につきましても、愛媛県と情報共有してですね、情報並びに今回の上島町の海の環境改善について、頑張っていきたいと考えております。

なお、海底耕運につきましては、浜の耕運というのがなかなか事例がなくですね、今後、そういったところも我々も勉強して、お互いで協議、実施をしていきたいと考えております。

○(3番・藤田 徹也 議員) (挙手)

○(前田 省二 議長) 藤田議員。

○(3番・藤田 徹也 議員)

はい。担当課におきましては、よろしくお願いいたします。

最後にですね、担当課において瀬戸内会全域が抱える深刻な問題を、持続可能な産業を育てるという使命を持って、全力で取り組んでいただきたいと同時に、上島町が瀬戸内海全域が抱える深刻な問題を、解決に導く先導者として奮起し、関係機関と深く連携をとり、瀬戸内海の漁業を未来につなげた町として、歴史に名を残す仕事を成し遂げていただきたい。

最後に、瀬戸内海に豊かな海を再生させる使命を持った燧灘のリーダーとして、担当課

の所感を伺いたい。

○(越智 康浩 産業建設部長) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい。越智産業建設部長。

○(越智 康浩 産業建設部長)

御指摘ありがとうございます。この本法律につきましては、愛媛県の計画に基づいてやるところでございますので、今後も県と協議を重ね、地元漁業者、地元漁協も併せて協議を進めて頑張っていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○(3番・藤田 徹也 議員) (挙手)

○(前田 省二 議長) 藤田議員。

○(3番・藤田 徹也 議員)

今後とも、担当課におかれましては、よろしくお願いいたします。以上をもって私の質問を終わります。

(藤田 徹也議員、降壇)

○(前田 省二 議長)

これで、藤田議員の質問を終わります。

ここで10分間休憩をとります。

(休憩 10時43分 ～ 10時54分)

○(前田 省二 議長)

再開、いたします。

続いて大西議員の質問を許します。

○(9番・大西 幸江 議員) はい。

(大西 幸江議員、登壇)

○(9番・大西 幸江 議員)

始める前に議長、登壇者はマスクを外してもよろしいですか。

(議長から「結構ですよ」の声あり。)

それでは、議席番号9番、大西幸江です。今日は二つ質問をしていきたいと思っております。

一つ目はですね、ゆげ海の駅舎「ふらっと」の活用を促進せよということで質問させていただきます。

平成29年4月11日に竣工式を行い、施設運営が開始されたゆげ海の駅舎「ふらっと」ですが、施設運営も5年目を迎えました。

海の駅舎設置目的は、1、ヨットマンやサイクリスト等観光客に対する休憩所的な活用、2、観光情報の提供、3、観光客と町民の交流の場、4、再生古民家との連携との説明がありました。

町長からは、これからの子供達にとっても将来にとっても有効な施設、との熱弁があり、町民を引っ張っていく施策、上島町の将来を担う基幹産業施設としてスタートしました。

当時の説明では、島料理の試食会、夕日を見ながらのミニコンサート、海運や船舶に関するお宝展示、産直市、会合や習い事、会議と多目的に使い、どんどん活用していくこと

を語っていただいております。

ですが、5年目を迎えている今、当初の目的がどれくらい達成されているのか、なかなか見えてまいりません。条例にも、観光旅行者と町民との交流促進を図ると書かれていますが、多くの町民の方は海の駅舎に訪れたこともなく、地元住民が利用するものではないという認識を持たれている方もいらっしゃるようです。

そこで、質問させていただきます。今までの、町としての海の駅舎活用の実績と総括、そして今後の展開を御説明ください。よろしくお願いいたします。

○(越智 康浩 産業建設部長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい。越智産業建設部長。

(越智 康浩産業建設部長、登壇)

○(越智 康浩 産業建設部長)

大西議員の質問にお答えいたします。

まず、ゆげ海の駅舎「ふらっと」の5年間の利用状況を報告いたします。

初年度の平成29年度の利用者の総数は4,566人で、内訳といたしまして、海の駅
棧橋利用者が1,380人。サイクリストが503人。その他観光客が1,326人。町
民が1,357人。イベントとしましては、あじさいサイクリングや「新しい海の駅舎を
楽しむ」ワークショップ、写真教室等を行っております。

2年目の平成30年度の利用者総数は、5,544人。前年度より約1,000人増加
しております。内訳は、海の駅舎、棧橋利用者、1,502名。サイクリスト485名。
その他観光客が1,507名。町民が2,050人となっております。イベントとしては、
弓削商船高等専門学校と連携した、瀬戸内国際ヨットラリーや海藻押し葉体験交流、体験
イベントの島マルシェ等を行っております。

3年目の令和元年度の利用者総数は、5,649人。前年度より約100名増加して
おります。内訳は、海の駅舎、棧橋利用者、2,114名。サイクリストが499名。その
他観光客が924人。町民が2,112人です。イベントは海の駅舎利用者と町民との交
流の場として行った、ふらっとミートアップや瀬戸内国際ヨットラリー、海藻押し葉体験
交流等を行っております。

4年目の令和2年度の利用者は、総数3,664人。新型コロナウイルス感染症の影響
もあり、前年度より約2,000名減少しております。内訳は、海の駅舎、棧橋利用者が
526人。サイクリストが218人。その他観光客が650人。町民が2,270人でご
ざいます。イベントといたしましては、大人の英会話や子供の夏祭り、弓削高校の生徒を
対象にした国際交流イベント、子供のハロウィンウオーキング2020等を行っております。

過去4年間を見れば、令和元年度まで、町外からの利用者や町内の方の利用が増加して
おりますが、令和2年度以降はコロナ禍で、全体の利用者が減少しております。担当課と
いたしましても、利用者の人数や施設の活用が増えておりますので、少しずつではありま
すが、交流人口の拡大が図られているものと考えております。

今後も、新型コロナウイルス感染症の影響にもよりますが、引き続き、海の駅舎の目的
に合ったイベントを行い、特定の者が定期的に占有することなく、多くの海の駅舎利用者

やサイクリスト、観光客、町民の方の交流の拠点として、ふらっと気軽に自由に出入りできる施設を目指していきたいと考えております。以上、よろしくお願いいたします。

○(9番・大西 幸江 議員) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい。大西議員。

○(9番・大西 幸江 議員)

はい。この約4年間5年間の利用の状況が、今御説明があつて分かったわけなんですけれども、まずですね、海の駅舎の条例ありますよね。条例には、まず設置目的として、観光旅行者と町民との交流促進を図ると、なっています。その割には、イベント、イベントすればいいっちゃうもんでもないですけども、企画少ないんですよ。で、何をやっているか分からない。それをどうしてそういう風に言うんだということですね、先ほど、イベントやってるという話だったんですが、フェイスブックの更新は2020年6月19日から停止。インスタの更新は月1回ないし2回はやられてますけども、利用状況を確認できる状況ではありません。ゆげ海の駅舎「ふらっと」のホームページに関しては、まず更新されるようなページがありません。これは委託の仕様書でしたかね。そちらの方で、ホームページに関しては、月1回以上更新しなさいということで非常に緩い状況にはなっていますが、ですがそれと同時に、利用予約状況はホームページ上で確認できるようにしなさいと、いうふうに謳われています。ということは月に1回の更新では、毎年、千人、去年はちょっと526人ですかね。でも1,000人以上の方がいらっしゃるのに、利用状況分かりませんね。こういう管理状況でいいのかと。

先ほども、最初の質問の時に読み上げましたが、町民を引っ張っていく施策として、上島町の将来を担う基幹施設だと、非常に重要な施設だという事で、町長が肝いりで造った施設なんです。それなのに、この仕様書に謳われている事も、まともにやっていないと。

説明の中ではですね。会合や習い事、会議等、多目的に使えるとなっているのに、先ほど、越智部長の説明で、特定の者が定期的に占有することに使っちゃいけないと。定期的に占有というのがどの頻度なのかっていうのも分かりませんし、そしたらですね、町民はそこを使っちゃいけないってことですかっていう事になりますよね。習い事って大体定期的にやられる事が多いですよ。しかも講師も、特定の人だったりしますよね。習い事はやっちゃいけないんでしょうかね。

この辺の整合性の無さを、やはり整理していただきたいんですが、その点はどのようにお考えですか。

○(今井 孝三郎 産業振興課長補佐) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい。今井産業振興課長補佐。

○(今井 孝三郎 産業振興課長補佐)

はい。上島町ゆげ海の駅舎条例と、施行規則ではですね、実際に、シャワー等の設備使用料は謳われておりませんので、施設の使用料、施設の使用料ですね、の方は謳われておりません。ということで担当課としてはこの海の駅舎は、特定の人グループに貸し出す指定施設ではなく、皆さんがいつでも気軽に自由に利用できる場所であると、位置づけております。決まった方という部分で基本的には、決まった曜日、時間にするような定期的に使う場所では無いというふうにあります、考えておりますので御了承ください。

定期的に利用する場合ですと、例えば、せとうち交流館とか消防庁舎2階などもありますので、そちらの方を利用していただければと思っております。以上です。

○(9番・大西 幸江 議員) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい。大西議員。

○(9番・大西 幸江 議員)

はい。そしたら、1番最初に私たちが説明を受けたことは、うそだったんですねきっと。じゃないとこれは、つじつま合いませんよね。習い事とか会議って、割と定期的にやりますよ。で、料金を取ってないから定期的に使っちゃいけないとか、そういうのはまた違いますよね。

ホームページ上の事も先ほど申し上げましたけど、全然利用条件も本当に分かりませんし、これで本当に委託して、管理を行えているのか。そもそも、料金発生しないから委託したらほったらかしでいいんじゃないですよ。

実際に契約書でしたかね、定期的に情報交換、意見交換を行う事というふうになってます。定期的にどの頻度で行って、どのような話をされているのか、御披露願います。

○(今井 孝三郎 産業振興課長補佐) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい。今井産業振興課長補佐。

○(今井 孝三郎 産業振興課長補佐)

はい。定期的にと言われまして、私の方もこの4月から配属になりまして、2週間に1度程度行きながら管理者の方と、いろいろお話を聞きながらしております。担当の方は、大体、二、三日に1度ぐらいは、駅舎の方へ行って、管理者といろいろこう話をしていきます。以上です。

○(越智 康浩 産業建設部長) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい。越智産業建設部長。

○(越智 康浩 産業建設部長)

はい。ちょっと言葉足らずのところございますが、過去4年間もですねそういった実績等がなかなか出来ていないのが実情でございます。この4月から産業振興課として、新たにこの海の駅「ふらっと」を管理するようになりましたので、今後そういったところは十分注意してですね、できるところはやっていくという方向で考えておりますので、御理解お願いいたします。

○(9番・大西 幸江 議員) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい。大西議員。これで最後にしてください。

○(9番・大西 幸江 議員)

はい。今、まあ、2週に1度ぐらい、2、3日に一度は担当も行って話をしていると、情報交換しているということなんですけれども、やはり行政ですから、情報交換したり話合いをしているのであれば、当然、議事録なり、会議録などがあるのが普通かと思います。じゃないと、言ったっけ、言わなかったっけ、じゃあ話にならんですよね。そういうものがおありになるのかどうか知りませんけれども、4年間実績無しっていうのもひどい話ですね。

以前も、私この海の駅舎の仕様書等は見直しされたらいかがですか、というお話をした

事があります。本当に使用基準、町民の使える方、使う方法も曖昧です。ホームページなんか更新されていません。管理されている状況が全く指導出来ていません。これで委託料、今年上がりましたね。高い委託料払ってますよ。440万でしたか。

その状況で、こんなずさんな管理をして、そして古民家との連携も見えない。で、仕様書の中には、岩城の海の駅舎との連携も図るって書いてありますけど、岩城海の駅舎のことは、ホームページ見ても全く出てきません。インスタでもそうです。これで本当に上島町として管理をまず、しているということが言えるのか。実績はこれから反省していただいて作っていただければいいかと思いますけれども、何のためにこの施設を造ったのか。会合とか習い事みたいに定期的にやるものは、やっちゃいけないっていう事ですよ。そしたら最初の説明はやっぱりうそだったってことですね。

そういううそをつきながら建物を建てて、管理もまともに出来ない、そして委託料は出していると。こういう状況は改善していただきたいんですけども、今後どのように改善していただけますか。

○(上村 俊之 町長) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい。上村町長。

○(上村 俊之 町長)

はい。今の管理者は私の記憶では、2年前から新たにスタートしたと思っております。私も2年前は少しゆっくりしておりましたので、近くを通ることもございました。直接の、どういうんですかね、関係者ではありませんでしたが、今やって、管理を受けている業者さんの評判はすごく良い。2年前からですね、すごく良いと聞いております。現在も、ヨットの方々、利用者の方々からは、親切丁寧であると、そのような評価を聞いております。でございますので、まず、管理者については問題は無いと判断しております。

ただ、今、議員がおっしゃるように、定期的な協議等々について、あるいは、ホームページ等について十分でない場合がありますたら、これから、今、部長が申し上げましたように、しっかりと充実をさせていただきたい。そのように思っております。

それと担当課長が申し上げましたように、定期的な会合等々については、海の駅、ごめんなさい、海の駅ではなくて、せとうち交流館等々、他の施設も十分にございますので、御活用願えたらと思っております。

○(9番・大西 幸江 議員) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい。よろしいですか。じゃあ次に行ってください。大西議員。

○(9番・大西 幸江 議員)

いえ、まだお答えいただいてません。具体的にどのようにされるのかお答えいただきたいです。

○(前田 省二 議長) どなたか。

○(越智 康浩 産業建設部長) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい。越智産業建設部長。

○(越智 康浩 産業建設部長)

はい。私もちょっと4月からでございますので、この海の駅舎の管理業務委託の内容について、まだ全て把握しているところではございません。先ほど指摘を受けたところにつ

いてはですね、十分、できるところはやっていくというところでやっていかななくてはしょうがないというところもございますので、御理解のほどよろしく願いいたします。

○(9番・大西 幸江 議員) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい。大西議員。

○(9番・大西 幸江 議員)

はい。4月から着任されて、一般質問を出して、内容が把握出来てないっておかしくないですか。仕事ですよ。

一般質問も出てなくて、十分に読めていないという話はあるかなと思ったりしますが、一般質問を出してるっていう事は、それについて聞くんですよ。余りにも私をばかにしてませんか。

もうこれ以上聞いても何も勉強されてないので難しいかと思いますから、次に行きます。しっかり管理してください。

申し訳ありません。次に行かせていただきます。

(議長の「はい」の発言あり)

○(9番・大西 幸江 議員)

はい。2問目です。G I G Aスクールの今後の取組みについて、お伺いしたいと思います。

新型コロナウイルス感染症対策の観点から、急速に進んでいるG I G Aスクール構想ですが、上島町においても今年度から、小中学生に1人1台のクロムブックが配布され、各学校には無線LANの設備も整い、インターネット環境を利用した学びのスタートを切るためのハード的な最低限の部分はほぼ整ったと言えます。

ですが、3月の予算決算委員会でも質問しましたが、使用するアプリの選定は特に行っておらず、グーグル社の教育アプリとの答弁があっただけで、その後のアプリ名の御連絡もありません。また、教育委員会の定例会傍聴に行ってみると、タッチペンが必要だという話が出ていましたが、今回の補正予算には計上されておらず、子供達の学びの機会の確保に努めているにも関わらず、実際の動きは不透明であると言わざるを得ません。

上島町として準備するもの、そして上島町としての方針をしっかりと構築していかなければ、ただの高額投資をしたことに終始してしまいます。

保護者にとっても、新しい取組みは不安な部分も多く、中には、セキュリティーやIT機器を早くから使うことを心配する方もいらっしゃるかもしれません。

そこで質問いたします。子供達のITC活用のためのハードとして整えたもの及び今後不足しそうなものなど、計画を御説明ください。また、ソフト面の活用方法やオンライン事業に関する取組の方針と、保護者対応について御説明ください。よろしくお願いします。

○(高橋 典子 教育長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい。高橋教育長。

(高橋教育長、登壇)

○(高橋 典子 教育長)

大西議員の質問につきましてお答えいたします。

G I G Aスクール初年度に当たり、教育委員会としても、学校の情報教育担当の先生が

たや校長会とも随時協議を重ね、先生がたには、学校教育の狙いを達成するために、ＩＣＴを活用した授業改善、新しい学びの創造に取り組んでいただくようお願いをしてきました。

そのためには、まず、習うより慣れよで、子供達に積極的に端末を使わせる事をお願いしたところ、子供達は、ほぼ毎日端末に触れ、端末を活用した新たな学びを実践しているところです。もちろん、スタートしたばかりで、まだまだ、たくさんの課題があることは、国や県とも共有しているところでございます。

また、各学校のホームページや学校だよりにおいても、こういった端末を使った学習の様子や活動を掲載することにより、ＩＣＴを活用した取組みを周知しているところでございます。

先月の定例教育委員会で、端末の活用状況について報告した際、各学校において早急に必要だったものがタッチペンでしたので、タッチペンにつきましては、既に各校で消耗品として購入し、授業で活用しています。

ＩＣＴ活用のためのハード面として整備したものは、校舎や体育館のＷｉ－Ｆｉ環境整備、１人１台端末、端末の充電付収納庫、オンライン合同事業用のスクリーン、スピーカー、マイク設備等です。

今後、計画的に用意していかなければならないものとして、運動場や校外学習で端末を使用する際のＷｉ－Ｆｉ環境の整備、電子黒板のバージョンアップなどが学校からの意見としても寄せられていますので、検討中でございます。

ソフト面の活用につきましては、授業では、弓削小と魚島小の遠隔授業として、先日も愛媛新聞でも紹介されたように、グーグルミートを利用した同時双方向型学習や、グーグルクラスルームを活用した双方向型の学習、ジャムボードを活用した友達との意見交換に加え、端末の撮影、録画機能を活用した表現、制作や振り返り学習、インターネットを使った調べ学習、弓削商船高等専門学校の御協力のもと実施中のプログラミング学習など、児童生徒の発達段階に応じた効果的かつ多様なＩＣＴ活用に、先生方が意欲的に取り組んでくださっています。

このような上島の先生方の熱心な取組みは、このたび県から出された、愛媛県ＩＣＴ教育推進ガイドライン、という冊子にも、先進的なＩＣＴ活用実践事例の一つとして紹介されています。

学習アプリにつきましても、自学自習のための教育支援ソフト、みんなの学習クラブ、タブレット版を活用して、基礎基本の定着や家庭学習として活用する取組みを推進し、全国で１０位以内に入る活用状況です。

また、発達段階に応じた個別最適化された学び、学校に行きにくい子供たちの学びの保障などを盛り込んだ具体的な端末の活用方法につきましても、作成中です。

オンライン授業に関する取組方針につきましては、ＩＣＴ活用はあくまでも手段であって目的では無い、ということを常に念頭に置き、対面指導とオンラインのハイブリッド化を図りながら、主体的、対話的で深い学びの実現を目指しています。

ゴールデンウィーク前の４月末には、今後の感染症や自然災害等による学校の臨時休業に備えて、中学生に端末を持ち帰らせて、家庭学習支援の試行を行いました。小学校にお

いても、発達段階を考慮しながら、夏休み前までには、家庭でのオンライン学習の試行を行う予定です。その際、保護者向けの分かりやすい操作マニュアルを作成するとともに、保護者の個別の相談にも対応するなどして、学校保護者間で共通認識を持って取り組んでいけるようにしたい、と考えています。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○(9番・大西 幸江 議員) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい。大西議員。

○(9番・大西 幸江 議員)

はい。御説明ありがとうございます。

学校だよりなんかもね、議員も一応学校だよりなんかは頂いているので、こういう形でね、拝見しまして使っていることは非常によく分かりました。なので保護者たちも使っていること、ていうのはよく分かってると思うんです。なんですけれども、まずハード面で、もう既にタッチペンが足りないというふうになったのと同じように、問題は、もう起きてきていると思うんですよ。て言うのが、以前から、私心配してたんですけれども、3月の定例会の時に、各学校子供達が使うプリントありますかということで、お伺いしたら、やっぱりこういう表をいただいたんですが、これ各教室には無いんですね。

みんなの学習クラブは、私もホームページでいろいろ調べましたけれども、タブレット版に関しても基本的にはプリントアウトをして、各学習ていうのを併用して、有効にやれるというふうに説明書きがあってですね、やはりプリンターは必須じゃないかと思うんですよ。

実際に学習していく上でも、各教室にプリンターがあれば、ちょっとした資料はすぐに出せますし、子供達にもそのプリントアウトし使うっていう事も、教えてもいいんじゃないかなと。

習うより慣れろっておっしゃいましたけれども、もう全くそのとおりで、どんどん使っていただけたらいいと思うんです。プリントアウトする事っていうのも一つの機能なので、その辺も踏まえて、プリンターがまず要るんじゃないかなという事と、あと、教育委員会の定例会の時ときに、基本的にはハードは持ち帰らせない方針というふうに説明が確かあったと思うんですよ。ですけれども、警報が出そうな時に一度持ち帰らせましたというような内容を梨木課長がおっしゃったかと思うんですね。そうした場合に、充電の状況がどうなのか、バッテリーなんかを持って帰る、袋という言い方がいいかどうか分かりませんが、そういうものをどういうふうに考えていらっしゃるのか。

ハードに関しては今後、基本的にパソコンちゅうのは、このフロムブックもノートパソコンのような形状ですので、3年ほどすれば、充電が弱くなります。そうするとその手当てをどうするのか。買い替えはどうやっていくのか。ていうことも、今からもうすぐですからね。考えておかないといけないと思うので、その辺をどのようにお考えなのか。

ソフト面に関してなんですけれども、セキュリティー対策は当然やられてると思います。子供たちが有害なサイトにアクセス出来ないようにされているんじゃないかなと思うんですけれども、中には有害じゃないんだけど、ひっかかってしまうようなサイトもありますし、子供たちの自主性を重んじるのであれば、子供たちが使いたいアプリなんかを入

れたいとなった時に、どのように許可していくのか。その辺の取組みも教えていただきたいですし、保護者に対して、やはりこのクロムブックってグーグル社のものですよね。なので、たしかGメールなんかを作らなくちゃいけなかったと思うんです。その辺の保護者への御説明ていうのはどのようにされているのか、教えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○(高橋 典子 教育長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい。高橋教育長。

○(高橋 典子 教育長)

はい。たくさん御質問、ありがとうございます。一つずつお答えしたいと思います。

まず、プリンターが必要ではないかという御質問です。

基本的には、議員さんがおっしゃったように、プリンターが各教室にあれば大変便利ですが、端末を活用する際の1番のこれからの目標としては、プリントアウトして使うのではなくて、プリントアウトしないでその端末の中に学習履歴も全部残ります。この子がどんなところでつまづいているのか、それを見て、教師が指導をまた細かくしていくというふうなことで、デジタルの時代において、端末をしっかりと使いこなすも、もちろん両方あればこしたことはないんですけれども、今回の導入の1番の目的は、プリントアウトしたものをを使うためではなくて、端末の中で操作に慣れてしっかりと、その中に学習履歴も残しながら、活用していくという事になっております。

持ち帰りにつきましては、持ち帰りさせない方針ではございます。あの時には、まだ持ち帰りのための基本的な大事な取決め事項についてが決まっていなかったという事でございますが、それ以前も4月に一斉に持って帰った他にも、雨が降って、もしかしたら学校が休みになるかもしれないという時に、校長判断で持ち帰らせた場合もございます。持ち帰って家でも使えるようにするのが今後の対応ですので、今、持ち帰らせる際の決まり事について、ほぼ原案が出来ておりますので、この後詰めていくようになっております。

タブレットセキュリティーのことでしたかね。よろしいですか。また後から足らなかったら言ってください。

セキュリティー面につきましては、本町が導入しているクロムブックは教育用ですので、一般の端末に比べてかなりセキュリティー面は考慮されています。

ただ、町としては、より安全に使えるよう、フィルタリングの評価を業者に検討し、相談し、検討を重ねているところでございます。併せて、大人と子供が共に学ぶ情報モラル教育のさらなる充実を図って、情報リテラシーの向上に向けて取り組んでいきたいと思っております。いくらセキュリティーがあっても、もう皆さん御承知のように、大きな企業でもウイルスが入っていったりとかそういったことがございますので、まずは使う子供自身、そして見守る親御さんにもしっかりと情報モラルについて、学んでいただきたいと思いますところがございます。

ポストコロナ禍における新たな学びの在り方について、先日6月3日に、教育再生実行会議のほうから、第12次提言がございました。その中にも、国としても、今回、先ほど議員さんおっしゃったように急にコロナ禍で進めて 制度設計がまだ十分で無いので、これから一緒に実践しながら、一緒に問題解決していきましょうという事も書かれておりま

すし、令和7年度にはですね、令和7年度末までにデジタル庁が調達する、ガバメントクラウドというのが調達されるそうです。その中で、より安全に、よりしっかり使えるように構築していくという事も聞いておりますので、私ども、国の動向にしっかりと目を向けながら、本町の子供たちが、より島の子にとってこのICTを活用した教育っていうのは、本当に大きなチャンスだと私は捉えております。もう遠くにいても、少人数でもいろんな友達の意見が聞けたり、そしていろんな新しい情報にも触れることができるということですので、しっかりと対応していきたいと思っております。

Gメールについては、クロームブックの中に幾つか20種類ほど、もう既に入ってるんですが、その中にも、もう既にGメールが入っておりますので、また、その点で保護者の方の連絡の仕方、保護者対応についてですかね、さらにより細かく、端末を使った情報交換ができるような形も模索しているところでございます。以上でございます。

○(9番・大西 幸江 議員) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい。大西議員。

○(9番・大西 幸江 議員)

はい。ハードなんかは、まだこれから持ち帰りに関するルールも作って、足りないものは補充していただいてという事なので、分かりました。

買い替え計画なんかはね、これから多分されると思うので、その辺はしっかり、ある意味で逆に言うとお金を出せば済むことなので、予算計上していただいて、 unnecessaryなものは買わないように、必要なものは十分に子供に与えていただきたいと思います。はい。

それでさっきのセキュリティーの事なんですけれども、まず保護者の方にはやはり個人情報情報が含まれるので、やはり承諾書なり、了承していただくような書面はとられているのか、若しくは説明をされたのかっていう事が、先ほどお答えがなかったので、もう一度後でお願いします。はい。

自主的な学びという事ですね、先ほども言いましたけれども、自分達でこういう事がしたい。確かにセキュリティーは硬いと思うんですよ、逆に。硬過ぎて出来ない事っていうのが、あるっていうのが結構あることなので。子供達がこれを入れたいこれをやってみたってなったときに、どういうふうに許可をしていくのか。逆にアプリを、今みんなの学習クラブとグーグル社の分だけでやられてると思うんですけども、みんなでこういうのを使ってみようかってなった時に、それぞれに入れなさいなのか、それとも、例えば学校で一斉に入れられるとか、そういう管理の方法ですね。そういう取決めは、どのようになっているんでしょうか。

○(高橋 典子 教育長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい。高橋教育長。

○(高橋 典子 教育長)

はい。承諾書の件ですが、既に同意書として作成して、もう近日中に保護者、子供の承諾、保護者の承諾ということで取るようにはしております。

ただ、先日、名古屋のニュースがあつて、ごらんになりましたよね。承諾書が同意を得てないから使用を中止にしているということだったんですが、そもそも、学習履歴が残るタブレット中を先生が除いてはいけないという、何か、そういう発想は、学校現場としては

ありませんでした。普通に持って帰ったら宿題なんかも丸をつけて、どこが出来てどこが出来てないというのが分かるようになってるので、しかも、子供達がどういうふうな学びを家でしているのかっていうのを確認して、そして一人一人に応じた学びを保障するという事だから、こういうことが問題になる事自体に驚きを感じたんですけれども、まあ、個人情報保護条例がありますよね。その法律との絡みでああいうふうな事になったとは思いますが、そういう事も、統一に対応して、範囲内できちっとできるように、もう準備をしておりますので、御安心くださいませ。

それから、アプリについてですけれども、議員さんおっしゃってくださったように子供達が自分からこんなことをしたいあんなことしたいと言って、いろんなアイデアを出して学びを広げていくというのは大変、もうこれから本当に目指すところでございます。

実は先日、ドローンを使って、ちょっと運動場で飛ばしてみたいという学校がございました。ドローンの操作用のアプリを、業者やICT支援員とも相談して、安全で大丈夫なものっていうのを確認した上でダウンロードして、今使っております。

そういったように子供達のやる気や、そういった将来の夢につながるような提案があった場合には、安全性に配慮しつつ、前向きに検討していきたいと考えております。以上です。

○(9番・大西 幸江 議員) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい。大西議員、最後です。

○(9番・大西 幸江 議員)

はい。保護者のね、同意書を私は先生がね、学習履歴を見ること自体は特に問題だと思ってないんですよ。それよりは、やはり一応グーグルのものなので、グーグルに全て見られるんじゃないかというような不安とか、もしくはグーグル社が何かあった時に、情報が吸い上げられるっていうことがあったら困るので、やっぱりその辺のセキュリティー対策として、保護者に、やっぱり了承得とかなないとまずいんじゃないかなと。先生たちの学習に対してね、取り組んでいることを否定するものではありません。はい。

そのアプリに関しても、良いものを入れていただくのはいいんですけれども、あとはね、入れ方なんですよね。子供達が自由に入れなさいってやらせてみるのか、それとも学校とかICT支援員とかが一斉に入れたり抜いたりできるものなのか。あとは本当に有害だけれども、まあ、有害っていう言い方もちょっと違うかもしれませんが、入れてほしくないアプリが、もし子供の能力で入ってしまった場合、それを確認できる事ができるのか。それを逆にこっちから削除する事ができるのか。そういう事って、言ったら思わぬことで出来たりすることもあるので、その辺の管理が十分にできる環境にあるのかどうかっていうことをお伺いしたいんです。よろしくお願いします。

○(高橋 典子 教育長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい。高橋教育長。

○(高橋 典子 教育長)

はい。子供達が、自分が入れたいアプリを自由に入れる段階は、今のところはまだそこまででは無いと思っています。まだ、端末の操作方法に慣れるところから始まりますので、まず、こんなことをしたいということがあった場合には必ず先生に相談をして、そして、

先生からICT支援専門の業者に相談をした上で、大丈夫だ、安全だということが確認出来たら活用するようにしたいと思っております。

それから、もう一つごめんなさい。もう一つは、ごめんなさいね。

(大西議員から「要は、間違っていた場合にこっちからちゃんと把握して、それを削除したり、管理したりできるのかどうか。」と発言あり。)

やってしまったと言った場合に、すぐにそれがバーッと出るかどうかの確認はまだとってないんですが、一応子供達に持ち帰らせる時には、もし、何か、つい触ってしまって困った事が起きたら、自分で勝手に何とかしようとせずに、まずは親が先生に相談しましょうというふうな指導から入っております。はい。そうしないとね、どんどんひどい状況になっても困りますし。はい。今後またしっかりと対応していきたいと思っております。

○(9番・大西 幸江 議員) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい。

○(9番・大西 幸江 議員)

はい。そうしましたらせつかくね、始まった良い取組みなので、もちろん悪いところとか弊害もデメリットもあるとは思いますが、できるだけ良い部分を取り入れていただいて、これから問題もたくさん起きてくると思いますのでその都度早急に対応していただいて、良い教育を子供達に、よろしくお願いします。はい。以上です。

(大西 幸江議員、降壇)

○(前田 省二 議長)

これで、大西議員の質問を終わります。

続いて、池本光章議員の質問を許します。

○(7番・池本 光章 議員) はい。

(池本 光章議員、登壇)

○(7番・池本 光章 議員)

議席番号7番、池本光章でございます。本日は、一つサイクルフリーによる町への経済効果は、一つ、新型コロナウイルス感染予防対策はという事で、2問質問させていただきます。

まず、サイクルフリーによる町への経済効果はという事ですが、国、県、町及び町民の努力により、岩城橋の完成予定も今年度末となり、私を含め、町民一同、心待ちにしていると思われま。また、喜ばしい事と思っております。

思い返せば、2015年7月1日、せとうち交流館において開催された、岩城橋架橋促進大会が開催された時、来賓も主催者も、人、物、金の流れ、果ては経済効果まで話題にしていた事が思い起こされます。

そんな中、学生が意見発表で、生名橋完成後友達と直接会えて心の交流ができる事がうれしいと発表していました。岩城橋完成後も上島町民は、人、物、金の流れ、また、経済効果もさることながら、目に見えない心の交流を待ち望んでいると思われま。

町外から見るとどうでしょうか。考察してみると、離島である。三つの橋で4島を巡ることができる。信号も無い、トンネルも無い島である。等々、ほかに見る人によっていろいろな非日常を感じ、体験できる上島町であると思っております。

サイクリストの人達から見れば、しまなみ海道に続くゆめしま海道。前述のように、全国的に、稀な非日常を体験できる町として脚光を浴びることで観光客、特にサイクリストの増加が見込めると思われます。

町として、サイクリストの増をどの程度見込んでいるのでしょうか。

また、過去の年度で1番多かった人数は何人でしょうか。

その時に、サイクルフリーを利用して、町が負担した金額を、航路毎にお示し願いますか。

○(杉田 和房 総務部長) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい。杉田総務部長。

(杉田総務部長、登壇)

○(杉田 和房 総務部長)

御質問の1番目の、町としてサイクリストの増をどの程度見込んでいるのかについてですが、生名橋の改修の際の観光入込客数の増加率で考えますと、生名橋完成前の平成22年の観光入り込み客数14万4,917人であったものが、生名橋開通後の平成23年には18万9,866人となっており、前年比131%の増加となっております。

このことから、岩城橋開通後のサイクリストを含む観光客も、過去最大のサイクルフリーの利用者数となった令和元年度の1万2,186人から、増加率130%程度で換算し、1万6,000人程度のサイクルフリー利用者数となるものと見込んでおります。

次に、御質問の2番目の、過去の年度で1番多かった人数は何人でしょうかについてですが、先ほど申しましたが、サイクルフリー事業の過去最大の利用は、令和元年度で利用件数5,919件、利用者数1万2,186人。町が負担した自転車運搬料料金総額、214万1,120円となっております。

最後に、御質問の3番目の、その時にサイクルフリーを利用して、町が負担した金額を航路ごとに示してくださいについてですが、航路別の町負担額は、家老渡フェリーが12万8,400円。芸予汽船が118万2,000円で20円。三光汽船が39万4,200円。長江フェリーが11万3,920円。生名フェリーが29万3,220円。魚島丸が2万9,360円となっております。以上で答弁を終わります。よろしくお願いいたします。

○(7番・池本 光章 議員) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい。池本議員。

○(7番・池本 光章 議員)

はい。それだけの金額を税金で負担しているわけですね。では、それだけの税金を小売業者から納税していただくには、どれくらいの収入増が必要なののでしょうか。観光客が増えれば売上げが増える、と言われますが、町民の血税で負担するのであれば、負担金額以上の税収が見込まなければ、サイクルフリーは廃止すべきではないのでしょうか。

世界遺産のある厳島神社のある宮島広島県廿日市市においては、平成2年は前年比47%の観光客ながら221万の観光客があります。島を訪れる観光客から1人100円の宮島訪問税を徴収する条例が成立しております。

財政状況、地元への経済寄与等を鑑みても、上島町でサイクルフリーを続けるのは、上

島町民にとっては不利益と思われるますが、このことについて、見解をお聞かせ願います。

○(黒瀬 智貴 企画情報課長) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい。黒瀬企画情報課長。

○(黒瀬 智貴 企画情報課長)

はい、池本光章議員の質問にお答えいたします。

まず、収入、税収の増を見込まなければ、いうことで、どれぐらい税収の増を見込めば元が取れるかということに関しましては、精査してみないとちょっと分からないところではございますので、回答の方は控えさせていただきたいと思います。

また、このサイクルフリーにつきましては、過疎対策事業債等を充当しており、70%が交付税措置となりますので、実質一般財源は30%となっております。それと、具体的などころでいきますと、数字でいきますと、各事業者の皆様も、そのサイクリストだけの数字、効果を把握することは難しいと思われませんが、実態調査からの推計によりますと、平成29年度、旧商工観光課が実施したサイクリング観光実態調査によると、サイクリスト1人当たりの消費額は約4,500円いうことで、推計ではございますが、これまでの累計利用者数から、約1億6,000万円の収入があるということになりまして、補助金額のこれまでの累計補助金額1,200万円を差し引いても、約1億5,000万円の収入が得られることになり、サイクリング客の誘致による費用対効果は、町にとっても大きなものであると考えております。

また、商工会の方から、その経済効果というのも感じているという意見もいただいております。岩城橋開通後のサイクリングの観光入り込み客の増加を見込んで、新規事業に着手している業者も数件あるとの御意見もいただいております。

また、サイクルフリーにつきましては、上島町にサイクリングで来る理由として、サイクルフリー制度があるから、というものでは決してございませんが、サイクリストがサイクリングコースを選定する際に、サイクルフリー制度がある事で、クルージングも楽しめるゆめしま海道を選択する事は多々あると思われまして、話題性、宣伝効果も期待できるものと考えております。以上でございます。

○(7番・池本 光章 議員) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい。池本光章議員。

○(7番・池本 光章 議員)

はい。ここにいただいている資料が、2018年3月の広報に掲載されておる、サイクリング観光実態調査報告という事で、その中にサイクリストによる町内、年間消費総額という事で、これはアンケート調査による金額でございまして、それが4,500円、1人大体、使うだろうという内容だと思います。ただ、これはあくまでもアンケート調査の結果でありまして、実際、いくらサイクリストが使ってるのか、それは把握されてないという事だと思います。

商工会の方から経済効果もあると、岩城橋が開通後も岩城の方で出店計画があると、いろいろ話は聞いておりますけど、現実には上島町にとって経済効果が出るというのはやっぱ、それによって納税があって、上島町が潤う事だと思いますが、違いますか。

それで、私も前回の定例会において、岩城橋のサイクリスト用に向けたトイレの制作に

ついて賛成した議員の1人ではございますが、そのトイレにつきましての後の維持管理費はかなり必要でございます。

そして、各小売店への売上げが1人4,500円。今1億なんぼと言っていましたけど、そういった事に対するですね、アンケート調査の結果についての実情調査ですか、町内店舗での売上げの実績調査、こういったことを追跡調査を行って、税収がどのぐらい伸びておるのか。これをしっかりと把握してもらってこそ、経済効果が云々と言えるんじゃないですか。

施設等を利用すれば、料金負担が発生するのは当たり前のことなんです。キャンプ場を使えばキャンプ場の費用は要ります。各施設を使えば使用料というのは当然上がってくるんです。船を使えばやっぱ船を運転する限りにおいて、その船の維持管理費として料金を徴収するのが当たり前です。そういった感覚が住民の方も十分持たれていて、かなり私のところには批判めいた意見も届いております。

こういったことについて、今のアンケート調査の事実上調査、町内店舗での売上げ実績調査、こういった事について、どういうふうな見解をお持ちか、お答え願います。

○(黒瀬 智貴 企画情報課長) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい。黒瀬企画情報課長。

○(黒瀬 智貴 企画情報課長)

はい。今の調査の御質問でございますが、先ほど池本光章議員、申しましたとおりですね、平成29年度に実施しております、サイクリング観光実態調査いうのを、30年の4月、広報等周知はさせていただいております。

これにつきましては、サイクリスト約300人を対象に実施しておる調査でございます。今年度につきましては、産業振興課の方で、また実態調査の実施を予定しておりますので、議員が申しましたようにですね、より詳細な調査、数字の把握をできる範囲内で検討してまいりたいと、このように考えております。

○(7番・池本 光章 議員) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい。池本光章議員、最後にしてください。

○(7番・池本 光章 議員)

はい。それでは、またアンケート新しいアンケート調査を実施する予定でございますが、そのアンケート調査に基づいた、その後の追跡の実績調査を行えるものと、今確信しておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、次の質問に行きます。

○(前田 省二 議長) ちょっと、池本議員。途中なんですけど、お昼の休憩に入りたいと思ひますが、皆さん、如何でしょうか。

(「はい。」の声あり。)

よろしいですか。はい。ほいじゃあすいません途中ですが、13時まで昼の休憩といたします。

(休憩：11時54分から13時)

○(前田 省二 議長)

再開いたします。

引き続いて、池本光章議員の一般質問、よろしくお願いします。

○(7番・池本 光章 議員)

はい。それでは2問目のコロナ対策について、お伺いします。

愛媛県に、蔓延防止と重点措置が適用され、現在は解除されておりますが、適用以前から愛媛県知事は連日のように記者会見を行い、県民の生命と健康を守るため、いろいろな自粛を促しています。

そんな中、松山市におけるオリンピックの聖火リレーを中止した事につき、涙ながらに、関係者にお詫びしていたのテレビで全国放送され、感動した中の1人です。

上島町においては、行政無線で感染拡大地域との交流自粛、外出の5割削減、通常の生活で接する人以外との会食自粛、マスク着用、手指の消毒徹底などいろいろな呼びかけをしていました。

しかし、CATVを利用した町長の呼びかけは、上島町で確認された最初の感染者を除き、2人目以降については、町長による町民へのメッセージを映像で見た記憶がありません。

ホームページ等での字幕周知はありますが、なぜCATVでの映像音声による発信が出来ないのでしょうか。映像音声での発信の方が、町民の皆さんによく伝わるのではないのでしょうか。

(コロナ感染予防対策用アクリル板が落下)

(議長の「割れた？」の声あり。)

どうも失礼しました。では、引き続き。

映像音声での発信の方が、町民の皆さんによく伝わるのではないのでしょうか。

また、小さな飲食店においても、お客様に対して検温と手指の消毒をお願いしております。それに対して、役場では、手指の消毒液は備えているが、一般窓口での来客者に対する検温を見た記憶がありません。

今まで上島町は、どんなコロナ対策の対応をしてきたのでしょうか。町民の皆さんは、感染を持ち込まないようにと、不要不急の外出を自粛しております。また、町外に暮らす身内に帰省自粛を連絡し、子供や孫、そして祖父母にも会えない状態を我慢しております。

近隣県に緊急事態宣言が発出されても、上島町では、県外からのキャンプする人やサイクリスト、釣り客を受入れています。その人達の中には、マスクを着用していない人もかなり多く見かけます。町民に対して、いろいろ呼びかけをして、町民は呼びかけに答えております。しかしながら、町外からの感染持込みの危険にさらされているのが現状であります。

なぜキャンプ場の閉鎖や、マスク着用の呼びかけをやらないのか。出来る範囲での検温も必要ではないのか。

感染者が確認された時には、住民へのメッセージの在り方はどうなのか。ホームページ等での字幕通知だけではなく、CATVでの映像音声による発信が住民への不安払拭につながるのではないのでしょうか。

町民ファーストを考えて、町民が安全、安心な暮らしができることが必要と考えますが、お答え願います。

○(上村 俊之 町長) (挙手)。

○(前田 省二 議長) はい。上村町長。

(上村町長、登壇)

○(上村 俊之 町長)

議員の質問にお答えいたします。

昨年12月22日に、上島町でコロナの陽性者が最初に確認された時点では、初めての陽性者であった事。愛媛県が地区名を公表した事などから、町民の不安を取り除くため、県からの公表された情報を基に、私自らがケーブルテレビによる町民周知を行わせていただきました。

4月9日に発覚した2例目の感染者につきましては、対策本部等で協議した結果、囲い込みが十分に出来ていた事、ケーブルテレビ加入率が60%台の地区がある事などから、以降は、ケーブルテレビによる町長自らの公表は控え、ケーブルテレビ、I P告知及び防災アプリによる周知といたしました。

また、愛媛県知事は連日の記者会見でしたが、その内容は、県下の陽性者数の公表と町民に対する要請事項等であり、上島町では先ほどの理由により、町長自らのケーブルテレビによる公表ではなく、知事からの要請事項に対して、ケーブルテレビ、I P告知及び防災アプリによる町民周知といたしました。

その後も対策本部において、各担当課、個別の対応を協議し、指示を徹底いたしました。

介護施設においては、特別な対応をいたしましたが、他の施設では、来客を拒むことなく、感染防止への適切で徹底した対策を実施した結果、感染者発生3例を短期で抑えることが出来ました。

現在、ワクチン接種が計画どおり進んでおりますが、町民の皆様には、引き続き感染症対策に御協力をお願いいたします。以上です。

○(7番・池本 光章 議員) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい。池本光章議員。

○(7番・池本 光章 議員)

はい。今の御答弁を聞いておりますと、今後もCATVを利用しての映像発信はしないと、いうふうに私は受け取りましたが、町民の不安の払拭のためには、行政のトップである首長がですね、町民への不安を払拭するために何か行動を起こすのはこれ当たり前の事じゃないですか。何でしない理由がどこにあるんですか。

それとですね、検温等についての回答が得られておりませんが、例えば、弓削庁舎入ったら1人、岩城生名の場合はいないんですけど弓削庁舎の場合には、案内の方が1人いると思うんですよね。その方が検温することは、できる範囲の事で、可能であればそれもやるべきだと思います。そういった対策に関する検討会があったのかどうなのか。その辺も甚だ疑問ではありますが。そして船での検温。例えば、立石港朝のラッシュ時夕方のラッシュ時、これは無理なの分かります。しかし、その中間の便において、なかなか難しいと言いくいと思います。場合によっては十分検温できる可能性が高いと思います。でき

る範囲内での検温はやるべきじゃないんでしょうか。特に、広島県。緊急事態が発出されて、広島県福山ナンバー、県外のナンバーが多く乗り込んでくる。できる範囲内での運転手だけでも、切符を徴収する際に、ちょっと検温器を当ててみるとか、やってみて無理であれば、それも、いろいろまた対策を練ればいい事であって、そういった検討もされているようには聞いておりません。

魚島丸においては、6月で検温は止めたように聞いておりますけど、そういった魚島丸のコロナに対する皆の注意がですね、魚島にコロナを持ち込んでない対策の表れれじゃないんでしょうか。

やっぱどこかで、生名にしても弓削にしても岩城にしてもどっかで気の緩みがある、そういったところから感染者が出てくる。それを行政自らがですね、もっとコロナに対して敏感に対応していくのが、当たり前の事じゃないかと思っておりますけど。今後のコロナ対策について、今一度お伺いします。

○(上村 俊之 町長) (挙手)。

○(前田 省二 議長) はい。上村町長。

○(上村 俊之 町長)

はい。まず、ケーブルテレビで行わない理由に関しては先ほど申し上げたとおりでございます。そして今後もケーブルテレビで行わないのかという事につきましては、その実情によります。

というのが、コロナ対策本部というのはもう10数回、課長以上、あるいは、幹部も含めると20数回、対策本部立ち上げて協議をしております。その中で、現状では、今行っている対応を進行すると。各課において何をすべきか、全部書き上げて出してくれという事を出していただいて、各課で、きちんとした徹底した対応を続けてまいりました。

そこで対策本部で、例えばある課から、ここはオープンしたままでいいですかとか、このまま続けますかという事に関して、それは徹底した対応をとってくれと、感染防止対策をとってくれという事。

ただ、不特定多数、これ以上広がるようであれば、先ほど申し上げましたように、どこで発生してどうなってるというのは全部押さえておりましたので、これ以上、不特定多数で広がるようであれば、施設の使用停止に移るという事も課長会で伝えております。そういった意味で、徹底的に各課において、対応をさせていただいております。

各課の対応につきましては、各課毎にたくさんございますので、どの課は何したかという、質問があればその課がお答えしますけれども、大変時間がかかりますので、その個別の案件に関しては控えさせていただきます。

○(7番・池本 光章 議員) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい。池本光章議員。

○(7番・池本 光章 議員)

はい。このコロナ対策については、県の指導部分がかなり入ってきて、端末の町村においては、なかなか行動がとりにくいというのは、事情を聞いて私も存じ上げておりますが、令和2年2月、1年半前ですね、私は議長だった当初、2月、コロナの始まりですね、議長会が東京でありました。それで事務局に、東京は危険だから、出張の中止は出来ないか

というと、どうも問い合わせると、中止にしないので出席してくれという事で、私は東京出張に行ったわけでありましたが、そうしたいいわゆる政府の初期の動きが、まずいというか、ぬるかった、それが今回になってると私は考えております。当然あの時に、会議の自粛をもう呼びかけておれば、ここまで感染拡大が広がってないんです。そういう事に勉強していただいでですね、とにかく早い対策、大げさの対策じゃないんです。大げさじゃないんです、一つも。早い対策を心がけるよう、お願いしまして、質問を終わります。

(池本 光章議員、降壇)

○(前田 省二 議長)

これで、池本光章議員の質問を終わります。

続いて、寺下議員の質問を許します。

(寺下 満憲議員、登壇)

○(13番・寺下 満憲 議員)

それでは、議席番号13番。寺下満憲です。

住民と日本共産党を代表いたしまして、花の島構想は、地域住民活動において、観光業に観光につなげてはどうか、このことについて質問をしてまいりたいと思います。

上島町では、2010年、平成22年度より、美しい町を創造して、「花と音楽と笑顔あふれる上島町」を目指し、美しい花の島を後世に残す目的で、上島4島を四季に例えて、各島ごとに地域の各種団体、花愛好家、グループなどが、行政の進める花の島構想に参加して、島ごとに花を植えて、今日まで10年が経過しましたが、この構想の到達点はどうなのか。そして、また、構想の現在においての進捗状況を、どのように行政は評価しておりますか。また、今後の構想への取組みについて答弁を求めます。

○(越智 康浩 産業建設部長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい。越智産業建設部長。

(越智産業建設部長、登壇)

○(越智 康浩 産業建設部長)

寺下議員の質問にお答えいたします。

この花の島構想は、平成23年度に上島4島、花の島構想協議会で、各島をイメージした草花や花木が決定し、平成24年度から弓削佐島地区では、マツバギクとサルスベリ、生名地区では、コスモスとランタナ、岩城地区では、ビオラとレモンの花、魚島高井神地区では、水仙と山椿を、たくさんの地域の皆様の御協力を得ながら植栽していきました。

その後、毎年、各地区で地域の方々を中心に植栽を実施しており、各島に四季それぞれの花を咲かせることが出来ました。

上島町といたしましては、この花の島構想は、各島での草花や花木の植栽と育成を通じ、地域住民の交流活動の促進が図れ、併せて観光振興にも寄与する活動が出来ていると考えております。

しかし、近年では、高齢化等の理由により、地域ボランティアの皆様の参加が減少しておりますので、ボランティア募集活動の継続及び地域の方に協議、お願いしながら、一緒に実施していきたいと考えております。

また、現在、まだまだ花の島構想に到達していないと考えており、地元住民の皆様の理

解なくしては出来ない事業でございますので、今後は、従前から行っている各島の花の植栽と併せて、関前山の桜に倣い、観光振興にもつながる活動促進とするため、地域の皆様の協力を得ながら、より人の目に触れる場所へ花木の植栽及び育成に取組み、花の島としてPRしていきたいと考えておりますので、御協力をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○(13番・寺下 満憲 議員) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい。寺下議員。

○(13番・寺下 満憲 議員)

はい。ただいま、部長の方から答弁いただいたんですけど、私の質問の仕方が悪いのか、なかなか本論が回答されないんですね。いわゆる構想をどのように描いて、10年経った今日、どのようにこの構想が花開いたのか。その事が知りたいんですね。

先ほどからそれぞれの4島において、23年から24年にかけてスタートを切って、魚島には水仙と山椿を植えました。弓削においてはサルスベリとマツバギクですかね。そして岩城においてはレモンとビオラですね。そして生名としては、コスモスと、バンダナ植えました。それは分かっただけですねこの10年間、私、この上島町離れたことないんで。だからそれがどうしたのか。この木にあっては、最初1本から植えましたよ。今日は、100本200本増えてきましたよ。そういうことが聞きたいんで10年経過した中で、それが観光産業につながらなかった。どんな構想を描いて、何をしてきたのか。その事が、今日の私の一般質問の求めとするものじゃないですか。それについて答弁をお願いします。

○(上村 俊之 町長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい。上村町長。

○(上村 俊之 町長)

はい。まず、今日どのように花開いたか。すばらしい言葉だと思いますけれども、それについては私はまだまだ不十分であると思っております。

以前に、2010年以前に、私が花と音楽と笑顔あふれる上島町という言葉を使わせていただきました。そういう町づくりをしたいという事ではありますが、残念ながら、この4年間、音楽祭も無くなりましたし、花についても、正直、どのように取り組んできたのか、十分に把握は出来てない状況でございます。

4島四季の花という意味において、こないだも担当課と打合せをしたんですけど、各島において、魚島は冬、弓削佐島は夏、生名はスポーツの秋、そして岩城は春という事で特色を出していこうという協議を以前してたのですが、どうも、例えば、いろんなところにサルスベリを植えるとか、ちょっと統一性が無い、というような流れになっていると私は考えております。そういった意味で、現在、まだまだ不十分であると思っております。

しかし方向性につきましては、観光客、あるいは住民の方々が、花咲く島で、ゆったりと過ごしていただける居心地の良い島にしていくという意味では、この花の島構想は、今後も有効であると考えております。

先ほどの、改めて申し上げますが、十分な対応が出来てない状況であると認識しています。

○(13番・寺下 満憲 議員) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい。寺下議員。

○(13番・寺下 満憲 議員)

はい。町長のほうから答弁をしておるわけではありますが、まだまだという言葉ですけど、私は町長に関してしたら、全然なんですね。発足当時と何ひとつ変化してきたのか。進捗状況を報告してくださいと言ったら、ボチボチできているのなら、ボチボチなりの報告が出てこないといけないんですね。。

そして観光につなげていくなれば、花が咲けば、皆さん御存じのように、虫たちが群がってきますよね。鳥たちも来ますよ。そして、この島に行けば何らかの花が、何千本から生えとるという事になると、人も寄ってきますよ。それが観光ではないかと私は思うんですね。

町長、4年間やってもらってこられた時に、外から見ておったと思いますが、この上島町の花の島構想、発展的に進んでいっているような状況を、見受けられた事かどうかは知りませんが、私の住んでる地域においては、10年間たっても10年間のまんまの状況なんですね。そして、私も当初から関わってきたんですけど、この花の選定においても、どのような一つとっても、魚島の場合は、山椿と水仙。水仙といっても日本水仙でなく、いわゆるヨーロッパから入ってきた黄色のラッパ水仙を中心に、球根を購入して植えている。

本来、外来種じゃなくてね、サルスベリしても中国から渡ってきたもので、日本古来のものとしては日本椿があったり、我々小さい時から浜辺で見てきた、浜撫子や浜昼顔、そしてアザミ、そういった各島にそれぞれ四季折々の花が咲いていたんですね。

それが、在来種があったにも関わらず、そういったものを、保護、次の世代に伝えていくような活動とは、今日なって無いんですね。

やはり花の島構想を捉えていくなれば、やはりこの島独特の上島町独特の古来から伝わっている在来種を保護、保存広めていく。

関前登った時の桜の木を見てみなさい。桜の木の下に、小さなスミレ、日本スミレがぽつぽつと咲いている。この光景が観光につながっていくのではないかと私は思っておりますが、総務部長その点、今後どのような構想を推し進めていくか。その点についての答弁を求めます。

○(越智 康浩 産業建設部長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい。越智産業建設部長。

○(越智 康浩 産業建設部長)

はい、担当課とお話をしたところでは、まず10年間は、寺下議員がおっしゃるとおり、植栽する場所が増えたとかそういうところは、見えておりませんが、一応この花の島構想で決めた基本線は、私は行くべきだと思っております。

先ほど言われました上島町独自の草花についてはですね、保護も必要だと思いますので、そちらも併せてやっていくという方向で考えていきたいと思っております。

○(13番・寺下 満憲 議員) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい。寺下議員、最後をお願いします。

○(13番・寺下 満憲 議員)

これで最後にしますけれど。総務部長の言われる、総務部長、そういうのはそういうこ

とじゃない。今担当部長として農林の部長として、基本方針に沿っていくと話ですけど、基本方針の何処に、この花の島構想の何処に基本をもってどこを描いているのか。

本来花づくりを住民と共に動いて、住民が育てていく事によって一つのコミュニティーが生まれてくるんですね。

当初は花の愛好家、花グループとかいろんな形で携わったけど、高齢化のせいにしたら、いけないですね。組織が高齢化したから、もうだんだん各種団体は衰退していきよんです、難しいんですという問題では無しに。誰しものが関わっていけるものを、行政が推し進めていかなないと。後ほど質問する自治会のあり方、組織のあり方と同じように、自然発生的に何も生まれて来んのですね。

やはりどこにリーダーが居って、誰がどうして。この花の島構想を進める中においても、1年に1辺、苗が入荷しました、種が入荷しました、何日皆さん集まって作業して下さいたっての活動が、10年間だったと私は思ってるんですね。

弓削場合のサルスベリ植えるんなら、サルスベリを挿し木すれば、挿し木で増やしていくことができる。魚島の水仙なら、球根をもっとまめに分離して分球していけば、毎年毎年球根を買う必要は無く増やしていく事ができる。それが住民一人一人の活動につながっていく。

私、椿の、自称愛好家なんですね。世界8000種類の椿はあるんですね。それ、種を取って、一つ一つ蒔いていくと、芽を吹いてくる。

そういう活動の一つ一つしていかなないと、子供や地域の人達を育てるように育てていかないと、育っていかないのが現実じゃないかと思うんですね。

そういった点をしっかり踏まえて、混ぜかえつとんなら、しっかりした構想を立て、地域住民と共に、ひいては、観光につながり、先代がしてきた岩城の桜の植栽、いつの時代からしたか、私は存じませんが。あれが今では花開き、観光客が日本中からでも集まってくるんでしょ。そこを目指すなら、やっぱし先人がしてきたことを学んでいかないと。ただ頭だけで構想練っとなら、何にも花開く上島町には、なつてこないと思いますので、その点踏まえて、答弁あるならば、町長でも農林の部長でも構いませんので、よろしくお願いします。

○(上村 俊之 町長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい。上村町長。

○(上村 俊之 町長)

はい。寺下議員の奥深い認識、改めて感心したところでございます。

まず、花の島構想に携わっていただいているボランティアの方々に心から感謝を申し上げたい、そのように思っております。

ただ、今の現状を見ると、寺下議員のおっしゃるように、まだまだ専門性が足りない部分もある。もっと、詳しい方々に御協力をいただく、そういうことも必要であろうかと思っております。

実は私も以前は、花屋さんに行って種を買ったり、苗を買ったりしておりましたが、今ここ何年かは、お金の無い事もありまして、接ぎ木をしたり植栽をしたり、種を採ったりする事で今増やしております。

そういった中で、生名地区においても、それこそ先ほど言われました椿、それと水仙。すばらしい花が咲いてるという事を知らない方々もたくさんいらっしゃると思います。

私もその中の1人でありました。でございますので、今後はそういった花が好きな方々、熱心な方々の意見をよりよく取り入れて、この花の島構想に生かしていきたい、そのように思っております。

○(13番・寺下 満憲 議員) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい。それじゃあ次。寺下議員。

○(13番・寺下 満憲 議員)

はい。続きまして2問目に行きたいと思います。

自治会防災運営には、公助が必要ということで質問をしたいと思います。

町村合併後に旧町村の広報活動組織を「自治会」と称して、統一的に組織化をしてまいりました。

自治会は任意の団体であるために、住む地域によっては実態が異なります。全てを同一化するのには困難だと思いますが、地域では高齢化が進み、お世話する役員さんの成り手がいない。理事会に入っても何のメリットもない。このような事が聞こえてくるわけであります。

そして何よりも、高齢化によって人口が減り、そして会員数が減少していく中において、自治会運営が難しくなっています。

行政は、それぞれの地区において振興補助金を交付し、主な活動としては、ゴミステーションの管理や集会所の管理などを行っておられます。

また、広報紙などのお知らせの配布、地域清掃活動をお願いしてるにもかかわらず、行政は今日まで、自治会に対して一定の距離を置いてきたと思われませんが、今、地域では、様々な課題や問題が見えてます。

岩城橋が間もなく開通してまいります。この開通に合わせて、町は時代に合わせた新しい自治会活動と、自主防災組織の活動指針を示してください。

○(上村 俊之 町長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい。上村町長。

(上村町長、登壇)

○(上村 俊之 町長)

寺下議員の質問にお答えいたします。

自治会は、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動組織であり、地区内で暮らしやすい生活環境を図るのが目的であることから、自治会は、生活や行政の基礎となる組織と認識しております。

ただ、現在の自治会では、様々な問題がある事を、私もこの4年間で体験しております。

例えば、役員の成り手がいない。会員数の減少に伴う地区再編の必要性など、自治組織単独で解決が困難な場合がある事も承知しています。このような場合には、町が調整役として協力してまいりたいと考えています。

また、防災組織運営における行政の役割としては、自治会及び防災士連絡会と協議しながら、防災教育セミナーの実施、防災士、防災リーダーの継続体制に取り組むこと。自主

防災組織活性化支援事業を活用した支援及び防災情報の提供等が重要であり、究極は町民の生命と財産を守る事であると考えています。

ただ、平成30年の豪雨災害時においては、断水時の給水作業において、自治会や自主防災組織との相談等を怠っていたようです。この点は、上島町としても、もっと早い時期に、自治会、自主防災組織に相談すべきであったと考えます。

自主防災組織は、各地区の自治会を母体として結成されており、役員等が多く重複するため、地域での生活環境を共有しているところがあり、連携がとりやすくなっております。

災害発生時には情報収集、避難誘導及び避難所運営など、共助の中核を担う事になりますので、平時から各自治会、自主防災組織で話し合いをしていただくことが、自らを守る事になります。もちろん必要時には、担当課も同席させていただきます。

自治組織、自主防災組織の活動は、自助、共助、公助の精神に基づいた活動が基本でありますので、上島町が自治活動、自主防災活動の指針についてお示しすることは控えさせていただきますが、今後も町と自治組織、自主防災組織で十分に話し合いながら、問題解決や改善に向け、共に歩んでまいりたいと考えております。

○(13番・寺下 満憲 議員) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい。寺下議員。

○(13番・寺下 満憲 議員)

ただいまの町長からの答弁で、自治組織、防災組織の在り方、奥深く考えられている事に感心いたしました。しかしながら、今日においては、そのような状況が見られないんですね。

そもそも自治会の重要性とは、日頃から隣近所地域の人達が、仲良くなることによって、災害時に助け合ったり、協力し合ったりすることができるのが自治組織だと思うんですね。これ今自治組織が、だんだんだんだん弱体化していきょんが現実だと思うんですね。そしてこの弱体化を止めるのは、やはり行政の、いわゆる公助、これが今必要なのではないかなと思うんですね。

先ほども言ったように、リーダーなんてなかなか自主的には生まれてこないのですね。やはり役場の方が自治担当職員がおって、そのリーダーを養成していく。

本来なら、以前なら公民館活動とか等々でいろんな活動する中で、地域の人達のコミュニケーションが守られていたけれども、今はなかなか公民館活動いわゆる社会教育活動がなかなか出来てないのが上島町だと私は感じとんですね。

そういった点を踏まえまして、やはり自治と、自治会等、防災組織とは、協働の立場に立って、いわゆる小さな町でありますから、役員が自治会の役員もしょうる、防災のリーダーにもなっておる、いう方がほとんどなんですね。

そして、行政の方から防災組織を立ち上げ立ち上げていって、立ち上げたにも関わらずいわゆる自治会の予算を活用しないと自主防災が運営されないのが、現実なんですね。

物を言うなら金を出せいう、そんな感じが今日の防災組織であり、自治会組織と併せて防災組織も弱体化していると私は思っておりますので、先ほどの答弁で、町長がその辺は深く受け止めている事を感じ取ってますので、その点については、もう質問は避けたいと思いますが、先日、行政の方から、上島町の第2総合計画というものが、基本計画ですか

ね、それ配布されたんですけど、なかなか議会の側でも勉強する機会も無いし、行政の方でも説明をしていただく機会が無いものですから、ちょっとこの場をお伺いして、ちょっと質問してみたいと思います。

1番最後の基本目標の6ですね。そこにおいては、認め合い助け合い、共に創る島人という事が、謳われている中において、地域コミュニティーという事を謳っておりますが、地域活動拠点の整備、地域活動への支援をしていく、この事が述べられているのですが、これについての具体的なものがありましたら、ちょっとここで、お披露目いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○(杉田 和房 総務部長) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい。杉田総務部長。

○(杉田 和房 総務部長)

地域コミュニティー地域拠点活動整備及び地域活動の支援という事で、具体的なものについてはまた構想はありませんが、今後この地域、総合計画あと5年計画でございますので、その中で何かございましたら、予算等の実現化に向けて対応していきたいと考えております。

○(13番・寺下 満憲 議員) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい。寺下議員。

○(13番・寺下 満憲 議員)

まあ、折角計画を出されて、しかし今日は、概要のものしか持ってないんですけど、業務計画の冊子こう厚いのもらったんですけど、やはり行政の方も議会に説明をし、議会の方も勉強する機会を持ちながらね、いくら基本計画の訂正なんですって、次から次へビジョンをいただくんですけど、議会はもう貫うだけみたいな形でね、説明を受けたり聞いたりする機会が無いんで、そこはやはり予算化してからきちっとしたものを作って製本してるんですからね、そこらはやっぱり機会を設けていただき、共に理事者と議会とが共に歩む町になっていかないと、いつまでたっても、良い町づくりが冊子に書いた餅だけに終わらせないためにも、皆さんと共に頑張れる町にしたいと思っておりますので、その点、今後よろしくお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○(杉田 和房 総務部長) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい。杉田総務部長。

○(杉田 和房 総務部長)

はい、すいません総合計画についてはですね、5月20日の議員協議会の中でちょっと説明をさせていただいてとんで、その辺ちょっと御了承ください。

○(前田 省二 議長)

これで、寺下議員の質問を終わります。

続いて、濱田議員の質問を許します。

(濱田 高嘉議員、登壇)

○(11番・濱田 高嘉 議員)

はい。議席番号11番、濱田高嘉です。

先ほど同僚議員から、夢の花の構想とか、自治区の自治体の問題が話されましたけども、私の質問は、昨年の暮れから現実にかきた問題について質問させていただきます。

本日は2問質問を用意しております。最初に、1問目をまいります。

本町住民に対する愛媛県警察本部捜査二課の捜査及び検査庁への書類送致の結果について、またそれに関連して質問をいたします。

令和2年10月末から令和3年3月31日までの5か月以上にも及ぶ長期間、廃棄物処理及び清掃に関する法律違反の被疑者として、住民3名が告訴され、任意とはいえ、県警捜査二課の取調べを受け、警察から調書が松山検察庁へ送致されました。検察庁は、改めて起訴・不起訴を決める捜査を行った結果、不起訴処分としたことが明らかになりました。

一方、この事件に関して、被疑者3名の外、捜査協力の名のもとに、住民10名以上の方々が警察の事情聴取を受け、加えて延べ55名の町職員も同様に事情聴取を受けております。

そこで質問ですが、なぜこのような事態を招くことになったのか。聞くところによると、元議員で廃棄物取扱い業者として、長年、町の仕事をしてきた業者が、前回行われた入札価格競争で敗れたせいか、落札した同業者を告訴すると公言して回ったとか。もし事実なら、これまでの関係や立場を省みず、意趣返しにしか見えない印象だけが残っただけの事になったと、こう思っております。

この結果、天下に上島町の恥を晒すことになり、どこが世界の世界に誇れる、品格あるふるさとと言えるのか。多くの住民及び町職員まで巻き込んだ、この度の事件につき、廃棄物取扱い業務も家業としてきた上村町長として何らかの対処の仕方がなかったのか。町長の御所見をお伺いいたします。以上です。

○(上村 俊之 町長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい。上村町長。

(上村町長、登壇)

○(上村 俊之 町長)

濱田議員の質問にお答えいたします。

この事案は、平成30年に廃棄物処理法違反となるごみの収集運搬を行った民間業者と、町の許可証もない業者に仕事を発注した当時のフェスパ運営代表者の責任であります。

濱田議員の、天下に上島町の恥を晒したという批判は、その民間業者と令和30年度のフェスパ代表者並びに運営関係者に投げかけるべきだと考えます。

○(11番・濱田 高嘉 議員) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、濱田議員。

○(11番・濱田 高嘉 議員)

今の答弁、十分じゃないんですよね。私の質問はですね。なぜこのような事態を招いたかという話と、同じ廃棄物取り扱う業者として、何らかの対処の仕方がなかったですかという話、してるんですね。お答えください。

○(上村 俊之 町長) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい。上村町長。

○(上村 俊之 町長)

先ほど申し上げたとおりでございまして、問題は、法律違反を犯した業者の問題でございまして、上島町、あるいは上島町職員には関係の無い事でございます。

それと対処の仕方がなかったのかという事につきましても、おそらくこの捜査がスタートしたのが11月の頭だったと思います。私が就任するかしないかのところでございまして、対処の時間的にも、時間的にもと言うのもおかしいですけど、対処のしようがありませんし、対処をする必要は無いと判断しております。

○(11番・濱田 高嘉 議員) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、濱田議員。

○(11番・濱田 高嘉 議員)

それではですね、お聞きしますけども、私はここで謳ってますように、町の仕事をしている同業者が同業者を訴えたというような状況にありますが、これは多くの方々が、そのように思っております。そのことについて、町長は、どのように判断されてますか。

○(上村 俊之 町長) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい。上村町長。

○(上村 俊之 町長)

はい。濱田議員の御質問にもありますように、もし事実ならという表現をされております。

ということで、同業者が訴えたかどうかという事につきましては私どもも、私個人も把握しておりません。

○(11番・濱田 高嘉 議員) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、濱田議員、最後にしてください。

○(11番・濱田 高嘉 議員)

まだありますよ、ちょっと待ってくださいよ。1問目終わってないんですよ。この問題はですね、確かに、簡単な問題であればというか、小さな犯罪であれば、10月の末から3月31日までの約5か月以上、これに捜査がかかったんですね。何が問題だったんですかね。先ほどおっしゃったごみの問題。これは素直にですね、警察に取締りを受けた方々は、実際にフェスパから生ごみの処理をお願いされたので、実際にやりましたと。それが、法律違反であれば、そのとおりですと。フェスパから生ごみを草刈りの延長線で草と一緒に大谷に持って行っただと。で、聞くところによりますと、5月、6月、7月、8月、4か月間やりましたと。元々最初は、どう処理していいか分からないんで、何か良い方法はないかという話があって、「ついでがあるから一緒に持って行ってあげようか。」という事でスタートしたらしいです。それが法律違反という事で警察に呼ばれて、取調べを受けて、その結果被疑者は、その件に関してはですね、あっさりっていうか事実関係はその通りですと。知らない事といえ、これが法律やなるのであれば、間違いなく私共がやりましたという事で、取締りの実態っていいですかね、それに関しては、半日もかかってないと。それで終わりましたと。

何であなた、5か月間もかかったのと聞きましたら、捜査の何て言うんすかね、核と言いますかね、目的と言いますか、それは何だという話を聞きますと、選挙違反それに伴う収賄事件、それから公共事業に参加するために、入札等々、談合等々、それがあつたか無

かったか。それに伴う収賄罪。それともう1件は、実報です。実報が1号から14号まで発行されました。この内容につきましても、全て警察で調べてあって、その事実関係も聞かれたというふうに聞いております。そういう状況の中で、本来と目的とは別に、長期間拘束されたといえますか、取締りを受けたという状況にあります。

これはですね、もう前回、本当に町長、21年か22年と思いますけども、同じスポレクでも事件ありましたよね。470万の。あれもね、何も町では警察も訴えなかったし、私が何か手立てが無かったかというのがですね、同業者が同業者を訴える、あるいはまた、同業者同じ仕事、町の仕事をしていただいているのにも関わらず、そこを無視してですね、結局は傷ついたのは町であり、同業者同士ですよ。それでその結果ですね。有罪でっていうか、起訴されてないんですよ。不起訴ですよ。不起訴ということは、嫌疑が無いということが嫌疑不十分だということで私は思っています。そういう状況にあって、私が期待したいのは町長が、やめとけというぐらいの配慮があってもいいと思うんですよ。やれやれというようなことは間違ってもやったら駄目ですよ。笑い事じゃないですよ。そういうふうにですね、全て事を大きくする。結果的にね、何も無かったと同じような事でしょう。いろいろおっしゃってました。書かれました。私の名前も1回や2回じゃないですよ。上村さんだというふう限定は出来ませんが、上村さんというふうに私どもは聞いてますけども、上村さんが記者クラブに面売りをしているという話も相当前から聞いてます。ここに現物もあります。

そういう状況で、何故このようにね、あなたの力であれば何とかこれね、表沙汰にしないで解決出来たんじゃなかろうかと、こう思うんですよ。それが非常に残念である。結果的にですね、町を二つに割るといえますか。訴えた方、訴えられた方。これは尾を引きますよね。その結果どういう事かって、あれだけ騒いで。ところが、諺で言うと、泰山鳴動してネズミ1匹ですよ。ネズミ1匹もじゃなかったんですよ。こういう事がね、起きる町。またそれをね、まさか、けしかけてるとは思いませんけども、安穩に見てると言いますか。それが納得いけないんですよ。訴えた方も訴えられた方も、ねえ、同じ業者で、町のごみをやりながら、そういう中で職員まで巻き込んで、町民を巻き込んで、事実を言ってるんで、これはあれですよ。私は、町長にこの事をよく理解してもらって、こういう事の無いように、ね、何とかあなたの力で、これは何。出来なかったかなと、こういうふうに思っております。

このごみの問題につきましてはですね、もういろいろと、問題が起きてます。具体的に言いますと、同僚議員の12月の一般質問。この一般質問は、事務局を通して議運に回ってきました。回ってきて、私も議運の1名としてきちんとして読みましたけども、余りにも一方的で、断定的で、事実誤認ではないかと受け取られるような内容でしたので、これは問題があるんじゃないかという指摘もした経緯があります。しかし12月の時点ですので、結果的には一般質問をされて、テレビに映り、あるいはまた、議会で議会だよりに掲載されて、そこにはですね、私どもも含めて議員も含めて議会も含めて、批判されてんですよ。いいですか。ごみ収集運搬業に関する一連の不正を正し、不正なんか無かったんでしょう。国の示す特別措置法の目的から随意契約に戻すべきだと、ここまでおっしゃってる。それからなぜ入札に参加させたのか。誰の指示で行われたのか。宮脇前町長の入札妨

害で生じた不正入札について、町はどのようにお考えかとか。それから、これは議会の問題ですけども、余りにも無責任な議決を繰り返した議会運営がもたらした最悪の結果と、我々は議決はですね、そんなふうにはね思ってますよ。一つ一つ、各々の議員が、自分の私見経験等々にかけて、賛成したり、反対したりしてますけども、こういう、議決を無責任な議決を繰り返したと。こんなことは名誉がありますから、是非ですね、ここの文言については、会議録から削除したいしていただきたいし、それから、同じようにそれにフォローしたような形で、町長も答弁されております。ということは事実じゃないということなので、この質問と答弁についてはですね、議長、後で結構ですから、議会で諮っていただいて、それが正しいかどうか。やっぱ名誉を回復していただかないと、やっぱり駄目ですよ。間違っ。間違っここに書かれてる事が本当だったら誰かが捕まってますよ。5か月も調べてね、誰1人捕まってない。こういう事はね、やはり、1人だったらいいんですよ。でも、議会全体の名誉もありますし、それから、委員の名誉もあるし、有罪であればねこういう書かれてもいいんですけども、やはり問題が問題ですのでこの発言の12月の一般質問はですね、これは、取消していただきたいと思っております。

それからもう1問質問します。関連で言いますと、私と池本興治議員の件ですけども、あえて同僚議員の発言を取上げますけれども、検察庁、警察からも呼出しも事情聴取も1度も受けてない。池本興治議員と私濱田が、逮捕されるという事をですね、おっしゃった。それも、公の場である議会広報委員会でおっしゃった。これもですね、問題であると。また、地域住民の方にも、同じような内容を公言してるという事も確認をしております。逮捕の話の誰に聞いて、誰の指示で、議員や住民に向かって明言するのか。率直に言ってですね。迷惑千万名誉棄損であり、人権侵害でありますよ。同僚議員を自由に操る人物が1番問題であろうと思います。その方には、先ほど言いましたように、名誉棄損人権侵害で告訴に値する言動だと私は思っております。こういうことが実際に、去年の暮れから今年の春先まであって、みんな大変な思いをした。議員だけではなく、町民もそうです。ましてそれから、その上に職員55名がですね、144時間にも及ぶ事情聴取をされてるんですよ。

だから1問目の質問の趣旨は、議会で発言されたテレビでも発言し、なおかつ、議会だよりも書かれている。これはやっぱり訂正してほしいという事と、それで名誉回復してほしいと。特に被疑者なんか大変ですよ。被疑者3人は。このように、議会だよりも書かれてるんですから、不正不正不正と、不正があつたんだと。是非この問題は、名誉を回復していただきたいし、また私ども議員2人の名前出しましたけども、この2人の名前もですね、本来はですね、議会でおっしゃったんだから、私はこの席上でね、御本人に謝っていただきたいと思っておりますけども。いかがですか。

○(上村 俊之 町長) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい。上村町長。

○(上村 俊之 町長)

はい。ちょっと後半の方はよく分からなくて、私に対する質問なのか誰に対する質問なのかよく分かりません。一般質問が理事者に対する質問であればそれに対してしっかりと答えさせていただきます。まず、ちょっと私もよく分からなかった、記者クラブで上村が

云々という話、上村っていうのは、誰どこの上村ですか。

○(11番・濱田 高嘉 議員) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、濱田議員。

○(11番・濱田 高嘉 議員)

聞かれましたから言いますけども、町長のことです。

○(上村 俊之 町長)

記者クラブで、私は何を言ったんですか。

○(11番・濱田 高嘉 議員)

発言したとは言ってません。

○(上村 俊之 町長)

だったら言わないでください。

○(11番・濱田 高嘉 議員)

いや、いや、話が違う。

○(上村 俊之 町長)

答えます。私が答えてる最中でございます。さも何かあったような発言を、この公共の議会の場で言うのはやめていただきたい。(濱田 高嘉議員：「また同じこと言うな」の声あり) や、同業者が同業者を訴える。どこにそこ、そんな事実があるんですか。どの業者が誰を訴えたんですか。それも発言されました。この公の場でその事実として無い事を、この議会の場では言わない方が良いと思います。そして議員の名誉、この案件で議員の名誉と言いましたが、この案件で、どこが議員の名誉を毀損されたんでしょうか。問題は、法律違反であればという話でしたが法律違反です。ごみを運んだ、運ぶだけならまだボランティアでやる、やれる可能性ありますが、お金をもらっております。お金をもらって、ごみを運ぶという事は許可が要ります。許可証が無くてお金をもらってごみを運んだり処分したら、廃棄物処理法違反です。これが事実でございまして、今回の御質問にある上島町の恥云々を言われるのであれば、どうか、その違反をした業者にお伝えください。そんな事はしたらいかんぞという事。

それと、捜査の目的は何かというような事は言われましたが、私どもの知る範疇にありません。私どもは捜査の中で聞かれた側ですので、何を目的に何をされているのか、私どもの分からない部分でございまして。

○(11番・濱田 高嘉 議員) (挙手)

○(前田 省二 議長) これで1問目最後にします。

○(11番・濱田 高嘉 議員)

はい。いつも同じような答弁をされます。ね、被害者は、あれですよ。先ほど言いましたように業者同士でそういう事があったならそういう事はやめとけ、町が指導する立場にあったんじゃないかということが一つ。そういう告訴したのであれば、我々は大体聞いてますよね。臆測というか推測といいますか。地元の業者ということが、先ほど言いましたように、競争入札で負けた業者の方がと言ってます。違いますか。

(上村町長：「想像の発言にはお答えできません。」の発言)

だから、こういう状況を招いた。少なくとも、ね。事実関係では無い発言があったとい

う事実と、それからそれがもうテレビで流された、議会だよりに掲載した。それが事実と違ったので訂正をお願いすると、これは議会で話をすればいい話なんですけども、それと、私と、池本興治議員が逮捕されるという事までですね、おっしゃってる。駐在から聞いてますよ、はっきり言ったら。その前に、私どもは世間から聞いて確認のために行きました。だからそう濱田さん聞こえてきたと言うから聞こえてきました。「事実かね。」って言ったら、「そういう問合せの電話もあったよ。」とまでおっしゃってました。だから中身は言ってませんが、問合せがあったと。濱田と、池本が逮捕されるって本当でしょうかという問合せがあったと。それには答えてませんという話はされてましたけども、先ほど記者クラブに出した書類はこれですよ。これにはもう本当にね、あなたしか書けない文章が。

(上村町長：「よう、言うよな。」の発言)

よう言うよなじゃなくて、そうじゃないですか。あなたの文章でしょうが。

(上村町長：「公の場での発言気を付けて下さいよ。」の発言)

(13番 寺下議員：「議長、ちょっと休憩じゃ。」の発言)

○(前田 省二 議長)

はい。それでは、1時間もたちましたので、ここで10分間休憩に入ります。

(休 憩 : 午後2時10分 ～ 午後2時20分)

○(前田 省二 議長)

再開いたします。

濱田議員に通告いたします。1問目、これをもちまして終了いたします。

続いて2問目の質問を行ってください。

○(11番・濱田 高嘉 議員)

それでは2問目に入ります。

今年度、上島町の締結した各地区の一般廃棄物収集運搬処理業務の委託契約等についてお尋ねいたします。

令和2年度に実施された一般廃棄物収集運搬処理業務への入札参加資格要件と本年度の応募参加資格要件の大きな相違点と変更した理由について説明を求めます。

また、本年度に業務契約、委託契約をした各地区の事業者名、入札方式の種類、業務委託金額、履行期間、地区ごとの従業員数についても御答弁をお願いいたします。

○(大本 一明 健康福祉部長) (挙手) はい、議長。

○(前田 省二 議長) はい。大本健康福祉部長。

(大本 一明 健康福祉部長、登壇)

○(大本 一明 健康福祉部長)

それでは、濱田議員の質問にお答えします。

令和2年度と本年度の応募参加資格要件の、大きな相違点と変更した理由についてですが、大きな変更点は4点あります。

1点目は、一般廃棄物収集運搬の経験及び実績年数を3年以上と明記した事です。理由につきましては、法施行令委託基準の、相当の経験を有する者に当たる基準を町とし

て明確に設けたものです。

2点目は、一般廃棄物を収集運搬することが可能な車両を有するものである事、のただし書にある、町所有車両の貸与についてを削除しました。理由については、現行貸与の塵芥収集車が老朽化により故障が多くなり、貸与出来ない状態となった事からです。法施行例委託基準の財政的基礎を有するものに則ったもので、自己保所有車としたものです。

3点目は、弓削地区のみになりますが、クリーンセンター運転管理業務の一部直営をやめて、収集運搬処理業務と一体といたしました。理由は、一体化による効率化と経費削減のためです。

4点目は、契約期間を単年度から3年間の長期継続契約といたしました。理由は、住民生活に支障が生じないように、業務を継続的、適正かつ確実に遂行するためです。

大きな変更点は以上ですが、いずれも廃棄物の処理及び清掃に関する法律に則って、基準を明確にしたものです。

次に、各地区の業者名等についてです。

弓削地区は、有限会社カミジママネジメント。業務委託金額は、令和3年度分、4,950万円。積算作業員数は6名となっております。他の地区とは異なり、収集運搬だけでなく、クリーンセンターでの焼却等運転管理、焼却灰運搬などが加わっております。

生名地区は、いきな衛生者。業務委託金額は、令和3年度分、1,606万円。積算作業員数は2名。

岩城地区は、松浦工業株式会社。業務委託金額は令和3年度分1,650万円となっております。積算作業員数2名となっております。

なお、3地区とも入札方式は随意契約、総合評価方式。履行期間は、令和6年3月31日までの3年間となっております。以上となります。よろしくお願いします。

○(11番・濱田 高嘉 議員) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい。濱田議員。

○(11番・濱田 高嘉 議員)

説明ありがとうございました。それでは早速、質問いたします。

今まで明確にしたと、経験年数3年にしたという事と、それから車両があるかないかと、ある方にしたという事と、それから、ごみの運搬収集とクリーンセンターの仕事を一緒に一体化したという事ですね。それから契約期間を3年にしたという4つの違いと言いますか、変更があったという事で、一応理由を聞きましたけども、これをあえて変えなくてもいいんじゃないかと思うんですけどね。それは変えてはいけないという理由も無いんでしょけども、非常に抽象的な表現であって、それを明確に3年とかいう話。理事者は前回ですね、相当な経験というものを1年でも良いということで、入札に参加させたという経緯があります。どうして今回ハードルを上げるのかなという事。それにはいろいろ思いがあるというふうには思いますけどね。やっぱり、公平に競争させて、その上で安くて良い仕事ができちゃそれで良しというふうに考えるのが、一般の常じゃないかと思うんです。

端的に申しまして、去年の生名の仕事の話をししますと、見積り入札価格は、814万円。ところが今年がですね、先ほどの話ですと、1,606万円という事で、倍とは言いませんけど、倍近く上がってると。何故ここまでして、この業者に選定をするのか、それも随

契でと。何故、昨年、見積り入札をやって、それなりの効果があったにも関わらずまた随契にするという理由がね、分からないんですよ。生名だけでないですよ。弓削も、昨年は2, 750万円が今年は4, 950万という事で、これも相当2, 200万位上がりますかね。そんな状況にあって、町財政が非常に苦しいという時に、随契にしてまでね、自分のグループの業者だけしか使わないというような、誤解を受けるような選定をして決めると。これは時代に逆行してんじゃないですか。それと、この去年入札に参加して814万でやった業者が、今年も同じように、入札っていうか、公募ですね公募があつてそれに対して書類を出して、ところが3月19日付けで、失格の通知があつたという事ですよ。なぜ失格なのかなと、端的に不思議に思いますよね。1年間やって、そんなに問題が起きたというふうに聞いてませんし、一生懸命やられたというふうには聞いてます。そういうふうに、何て言いますかね、見て、普通に考えても、なぜこういう形をとるのか。随契は、法律違反だというふうに去年までは皆さんは認識してたはずですよ。それで、見積り入札に入ったんですよ。この話は、1年だけで決めたんじゃないくて、何回も、前宮脇町長に同僚議員が、任期4年のうち、大方3年ほど前から3回位に分けて一般質問しております。その都度、入札でやりますという話があつて、ただし、入札の時期が最後の年になったという事なんですけども、それは前の契約があつたという事で、そうだったんですけども。何故こういうふうにですね、安いところがあるのに高いほうに決めていく。ね、私の言葉で言うと、自分のグループしか使わないというような印象を与えるという事は、必ずしも町長にとっては、いい話じゃないと思うんですね。その辺いかがでしょうか。

○(田房 良和 住民課長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい。田房住民課長。

○(田房 良和 住民課長)

はい。まず、一般廃棄物処理運搬処理業務はですね、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、住民生活に支障を生じないように業務が適正かつ確実に遂行されることを明記されております。その中で各種の規制がなされ、廃棄物施行例第4条では、市町村が一般廃棄物の収集運搬または処分を委託する場合の基準が設けられています。その中で、受託者が受託業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者である事、また、委託料が受託業務を遂行するに足りる額である事、とあります。

つまり、受託業務を確実に遂行できるだけの体制を有する者で、業務にあつた適正な価格でなければ、委託することが出来ない訳となっております。

それを踏まえまして、今回、安いところに、何故ハードルを上げるかという事ですが、先ほどの説明に伴って、今回は公募をしております。その中で、条件にあっているか審査をし、業者選定にかけて、なおかつ総合評価方式による入札を実施しているところでございます。

ちょっといろいろ質問があつて、抜けてるところがあつたらまた質問してほしいんですが、まず、何故、昨年生名を受託した業者が失格になったかと言いますのは、確かに公募により応募をしてきておりますが、提出書類に非常に不備があり、失格となっております。例えば、1番公募条件にある廃棄物の運搬収集に関し、相当の経験を有する者であるには、

法第7条による町の許可書の写しとかを、必要ですが、これも提出されておられません。また、業務を遂行するに足る施設、人員及び財政的基礎を有するものである事についても、これは車の車検証の写し、従業員の明細、定款、その他、会社の登記事項等も必要ですがこの辺も提出されておられません。また、その他継続して3年以上住所を有する者、それぞれの資格がある事とか、納税証明とかの書類も公募に関して必要ですが、その点も提出されてないという事で、業者選定により失格となっております。

先ほども言いましたけど、安いところとする一般入札という方法でしたら良いのではないかという点につきましても、これは先ほどの法律に伴い、一般廃棄物の収集等業務の公平性に鑑み、経済性の確保よりも業務遂行の適正を重視し、受託者の経験、信用能力等を考慮の上、最も適切に業務を遂行できる業者を選定するために、随意契約をしたものでございます。以上で説明終わります。

○(11番・濱田 高嘉 議員) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい。濱田議員。

○(11番・濱田 高嘉 議員)

今説明がありましたけどね、去年ははっきり言って、そういう問題についてクリアーして、取ってるんですよ。今回に生名の地区の決まった方も、今年、失格になった方も去年も同じような仕事に対して、入札に参加してるんですよ。だから私としては、認識としてはですね、会社で甲乙つけがたいっていいですか、問題は無いというふうに思っております。

それともう一つ言いますとね、何故また随契にするんですかね、これ法律違反じゃないと思うんですよ。この法律を無視した随契によってですね、業務委託はですね、町の行財政から見ても長期間1業者と契約を繰り返し、漫然とした契約が執行される事で、疑念や不正を生む原因となる事から、厳しい実態を精査し検証し検討を加えた上で、健全な競争原理が働くような行政体質に改善すべきという事で、昨年は、昨年の結果となったと思います。どこがどうねえ、財政的にどうだこうだ、会社のですよね財務的にも問題があるというような事が言えるかと。皆さんそれぞれ地域では、それなりの経験もあり、信用もあり、財政基盤もきっちりしてきてると私は思ってますよ。それともう一つあえて言いますと、今年決まった業者が、告訴したんじゃないかというように言われてる人。業者をあえて選ぶという、そうじゃなかったらね、その業者、検察に行かないでしょう。3回も行ってるんですよ。取調べじゃないですよ。確認等々されに行ってるんですよ。検察のそれから検察庁もはっきりとした告訴人は、申しませんが何となく分かるような、想像できるような、そりゃ5ヶ月もね、一緒にね、机を前にして話をしたらね、人情的にもね名前は言わなくてもね、そんな話出ます。あえてその業者を選ぶという話はね、それも、何ですか、今年1,606万円ですよ。この方はですね、去年何ぼで、訂正してるかご存じですか。去年は979万円を出して、先ほど言った814万の方に負けて814万に行っただけですよ。だから979万で今年も出てくるのであればね、それに近い数字が出てくるのであれば、理解出来ますけど、1,606万円で落としてるっていうか、契約してるという事は、結局は高い方に高い方に行ってるじゃないですか。今年契約されなかった、失格になった方が、確かに、御存じのように、被疑者として警察に呼ばれてます。だから削

ったのか。それじゃまずいでしょう。心情的にもですね。不起訴になればですね無罪放免ですよね。無罪放免という言い方はどうか分かりませんが、不起訴ということは嫌疑なかったと、あれは嫌疑不十分ですから。ねえ、いろいろ問題あるかどうか判断私は出来ませんが、やはり同じ土俵でですね、そういうチャンスを与えなきゃ。結局は、上村さんのグループと言われる方々に決まってしまったと。これが、また、3年が自動延長ですよ自動継続となっておりますよね。契約書を見ますと。また、15年20年、ずっと続くんですか。それでずーっと料金が上がっていくんですか。そういう事を許しちゃ駄目でしょう。

町長のところもどうか、カミジママネジメントさんが、去年は2,750万で入札して、今年が4,950万ですよ。これは何を根拠にこういう数字が出てくるんですか。これだけでもですね、もう本当に、私言わせれば私物化と言われてもおかしくない。だからこれ長くやるであるとさっき言いましたように、いろんなね疑念とか不正を生む原因になるんですよ。全然ここには競争原理が働いてないんじゃないですか。これをね続けるんですかね。私は納得出来ないんですけどね。1年やった人は一生懸命やりましたよ。私も見てますけども、決してかばうあれじゃないですけども、作業を見てます。社長自身が運転して暑い日も寒い日も、それは今度の業者も同じでしょうけども、やっぱり公平に業者を選定していただかないと。町長いかがですかこれ。こういう実態は、出てきて、去年と今年の違い。

○(田房 良和 住民課長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい。田房住民課長。

○(田房 良和 住民課長)

ちょっと先ほど失格にした業者、自由にですね、自由というか最初から削除してる訳ではございません。常に公平に公募をして、実際に業者複数業者を公募に応募して、これ来てます。ただし、その応募条件に合致する書類、公募条件にきっちり書いている書類がそろってない。これは請負業者として、最低限しなくてはならない事だと思いますが、それが出来てないというところで、業者選定を開いて、資格になったというところでございます。

随意契約につきましてもですね、先ほども説明しましたが、廃掃法に基づいて、適正な選定方法をしているものと認識しているところでございます。金額におきましてもですね、今回、廃掃法ですね、委託基準に委託料はですね、受託業務に遂行するに足る額ではないという記載をされております。それでですね、それで廃掃法にも則って、今回、その業務が適正かつ確実に遂行され住民生活にですね、支障を生じないさせないため、適正な委託を実施するためにですね、価格が安ければ良いとする通常の入札見積り制度、最低価格、落札者制度は必ずしもですね適当でないとしまして、また、不当に低すぎる落札価格を排除する目的もあるため、今回は最低制限価格を設け、先ほども言いましたように総合評価方式、内容も選定するという入札方式をとっております。以上です。

○(11番・濱田 高嘉 議員) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい。濱田議員。これで最後です。

○(11番・濱田 高嘉 議員)

はい。いろいろと理由付けは後から何でもできるんですけどね、仮にですね、書類が無かったら、普通ですとね、仲間内ですからね、これが足りないよこれ持ってこいやっていう話でね、できる話ですよ。町長本当ですよ。いや本当ですよ。

それから、もうついでに言いますとね。この日、生名の決まった業者は、職員に書いてもらってんですよ、書類を。それを見てますよ、業者と第三者の方がここにいらっしゃる外に。うらやましいなと。あの業者は職員に書類を書いてもらってると。そういう状況にはあるんですよ。またそういうところが見られてるんですよ。ここには一、私が聞いた人はいません。いませんかな。

（前田議長：「個人の名前は控えてください。」の発言）

そういう状況にあって、それはそれはね、大事に大事に、町から書類も書いてもらい、足らんかったら、この書類が足りないよと言ってもらったり、一方はそういう連絡をくれない。知恵も貸してくれない。そういう差別を受けてですね。この仕事に参加しようとしてるのに、無下にそういう状況をつくる。こういう事があるんですよ。長くなりますけども、先ほどの1問目の確認をしたいと、しますと、議会で発言した内容については、訂正するべきところは訂正していただいて、名誉回復していただきたいという事と、それから私たちの2人の議員が逮捕されるという話を議会でされたという事についてはですね、本当に迷惑千万であり、議会で言ったんだったら議会で謝ってもらいたい。そう思いますよね。そういう事で、私の質問を終わります。

（濱田 高嘉議員、降壇）

○（前田 省二 議長）

これで、濱田議員の質問を終わります。

続いて、徳永議員の質問を許します。

（徳永 貴久議員、登壇）

○（1番・徳永 貴久 議員）

議席番号1番、徳永貴久。本日は二つの質問をさせていただきます。

第1問目、人口減少対策の具体策は、です。

人口減少対策は、多くの地域自治体で、頭を悩ませている問題であり、各自治体とも様々な施策により減少ペースの低減を目指しており、上島町においても同様だと思います。

私は、人口の増加には、他地域から働く世代の移住促進が必要不可欠であり、そのためには、この上島町内に住む場所と働く場所が必要だと考えています。住む場所については、島おこし協力隊などの方々の尽力もあり、空き家バンクを通して、町として一定の成果が見られます。もう一方の働く場所の動きとして、町はどのような施策を考え、行動していくのか、お示してください。例えば、人口急減地域特定地域づくり推進法を活用した仕組みを関係団体と行ってみてはいかがかと思いますが、併せて御答弁お願いいたします。

○（越智 康浩 産業建設部長） はい、議長。

○（前田 省二 議長） はい、越智産業建設部長。

（越智 康浩 産業建設部長、登壇）

○（越智 康浩 産業建設部長）

徳永議員の質問にお答えします。

令和2年の国勢調査によると、上島町の人口増減率はマイナス8.76%であり、県下の順位では7番目、数字では、ほぼ真ん中に位置しております。

働き場所の施策については、現在、産業振興課においては、上島町企業誘致促進条例に基づいた奨励措置と、新規出店者、店舗改修補助金制度を行っており、企業誘致は2件、新規出店者店舗改修補助金制度は3件の実績があります。上島町としては、さらなる誘致促進制度を協議中でございます。

さらに現在、企画情報課において、地域創生臨時交付金を活用した上島町移住定住体験スペース整備事業を実施しております。これは、お試し移住住居スペースに加え、コロナ禍で推進されているワーケーションやテレワーク・サテライトオフィス等をお試しできるフリースペースやコワーキングスペースを整備し、事業創出の創出や創業を支援するインキュベーションを推進していくこととしております。

また、御提案の人口急減地域特定地域づくり推進法を活用した施策についてですが、本制度の活用により、年間を通じた仕事の創出、安定的な雇用環境や一定の給与水準を確保できるとともに、人手不足の解消や地域の担い手の確保につながることを期待されているなど、多くのメリットが考えられます。

しかし、組合発足に向けては、町内の様々な事業者、組合員として参画していくことが必要であり、現時点では、まだ商工会と協議をしている段階で、この場で、町としての具体的な方向性をお示しすることが出来ない状態でございます。

今後は、商工観光業のほか、漁業、農業など、町内の様々な事業分野の方々の意向を聞き、移住定住担当課の企画情報課及び各事業者と十分な意見交換を行った上で、本制度の活用について検討をしてまいりたいと考えております。

働く場所については、特に本町の地場産業と言える造船振興の支援はもちろんですが、第一次産業においても、このたびの新型コロナウイルス感染症の影響により疲弊している状況にありますので、本制度を始め、多方面から支援策を検討し、振興に一層の力を入れてまいります。

また、上島町の観光面でも注目を浴び上げる地域だと考えておりますので、世界に目を広げ、港湾整備及び係留施設、道路の整備を行うことなどで環境を整え、観光に携わる雇用の場を確保したいと考えております。よろしくお願いいたします。

○(1番・徳永 貴久 議員) (挙手)

○(前田 省二 議長) 徳永議員。

○(1番・徳永 貴久 議員)

はい。先ほど言われましたコワーキングスペースなどの確保も、一定の効果はあると思いますが、それだけで、上島町を選ぼうかという気が起きるでしょうか。逆の立場で私が選ぶかと言われたら、あえてこの上島町を選ぶ理由には、ちょっと弱いのではないかと思います。そのような、どこにでもある箱物だけではちょっと人が呼べないのではないかなと思いますので、上島町ならではの魅力ある働く場を提供するべきではないかと、やはり考えます。

今年度より、町は組織再編を行っておりまして、産業振興課が一次産業及び商工業者の管轄となっておりますので、関係機関との調整はしやすくなったのではないかと考えます。

その辺も含めて、もう一度、御答弁というか、回答いただけたらと思います。
よろしくお願いします。

○(上村 俊之 町長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい。上村町長。

○(上村 俊之 町長)

はい。ありがとうございます。適切な御提言であると思っております。その箱物を造るのはある意味、簡単ではございますが、その目的は何か1番重要なところでございまして、あくまでも物は手段であると思っております。その点につきましても徳永議員のおっしゃるように横並びではなくて、上島町ならではの使い方。実は最初の設計より大分中身は変えたんですけど、もっと使いやすい方向にですね。それと中身の運営に関しても、改めて島おこし協力隊の新たな知恵も入れながら、職員だけではなくてですね、様々な政策に取り組んでまいりたいと思っております。

それともう1点ちょっと質問とずれるかもわかりませんが、御案内のように今出生率がすごく日本全体で落ちております。という事から、出生率が落ちるという事はなかなか結婚もされない、そういう、ある意味過ごしやすい環境になってるのかなと思うんですけども、その辺も県も推奨しておりますが、上島町も改めてそういった出会いの場ができるような機会も、行政の施策として対応していかなければならない、そういう時期に時代になってると思っております。

もう1点は、今大変な時期で言葉を選ばないといけないんですけども、この地方の瀬戸内の上島町にとりましては、移住定住にとってはある意味チャンスだと思っておりますので、今、全力を挙げて、空き家対策と移住定住に力を注いでいきたい。そして第一次産業にも力を入れていきたい。そのように思っております。

○(1番・徳永 貴久 議員) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい。徳永議員。

○(1番・徳永 貴久 議員)

はい。ありがとうございます。先ほどの地域づくり推進法については、担い手確保もあるんですけども、後継者確保につながる可能性もあります。そういう目的もあると思いますので、町の将来のために、よくなる改革をどんどん進めてもらえるようお願いいたします。次の質問に移りたいと思います。

2問目です。上島町文化スポーツ報奨要領の見直しを、です。

先日、今治越智中学校総体が行われました。多くの競技で県大会出場を決め、各人の今後ますますの活躍を期待しています。中でも、岩城中学校野球部においては、先に行われた全日本軟式野球愛媛県大会において準優勝の成績を収め、見事、四国大会出場を果たしました。新型コロナウイルスの影響で暗いニュースが多い中、それを吹き飛ばしてくれる活躍に多くの町民は心を躍らされたことと思います。

その功績を称え、保護者が中心となって、上島町文化スポーツ報奨要領に則り懸垂幕の申請をしたものの、不承認となりました。町の決定は尊重いたしますが、この要領が出来たのは平成18年の事であり、大会当時10名のメンバーで成し遂げた事、また、コロナ禍の現状を鑑みると違った回答でも良かったのではないかと考えます。

そこで、同要領施行から14年が経過し、当時と比べ状況も変わっている事から、被報奨者基準を含め、同要領の見直しを行ってはどうかと思いますが、町の方針をお示してください。お願いいたします。

○(高橋 典子 教育長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい。高橋教育長。

(高橋 典子 教育長、登壇)

○(高橋 典子 教育長)

徳永議員の質問につきましてお答えいたします。

まず、岩城中学校野球部がこのようなすばらしい功績を収められましたことは、生徒の皆さんの日々の鍛錬と努力、チームワークの賜物であると大きな感銘を受けております。それと共に、御指導をいただいた先生方、チームを支えてくださっている保護者の皆様、地域の皆様に、この場をお借りして感謝申し上げます。

さて、この4月に、岩城中学校保護者の方より懸垂幕の申請がありましたが、上島町文化スポーツ報奨要領第3条の全国大会への参加相当という規定に基づき、不承認という回答をさせていただきました。教育委員会としても、岩城中学校野球部の活躍はすばらしい功績であると考えておりますが、他の事例との公平性を保つためにも、このような回答になりました。

懸垂幕の作成とは別の方法として、広報やCATV、町のホームページで広く町民の皆様にもお知らせし、健闘を称えさせていただきました。上島町文化スポーツ報奨要領で、全国大会への参加相当と位置づけていることにつきましては、子供達や各文化活動、スポーツ活動を行っている団体が目標を持ち、さらに上を目指して向上心を持って取り組んでいただきたいという趣旨でございます。

教育委員会といたしましては、今後も公平性に配慮しながら、報償の在り方について、改正を含めた検討と協議を重ねてまいります。よろしくお願いいたします。

○(1番・徳永 貴久 議員) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい。徳永議員。

○(1番・徳永 貴久 議員)

ありがとうございます。是非、前向きに御検討いただき、町民が希望を持ち輝ける、そういう条例であったり、規則等、これは議会も同じなんですけども一緒につくってまいりましょう。以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

(上村町長：「ちょっと、もう一つ答えさせてください」の発言)

○(前田 省二 議長) はい、どうぞ、教育長。

○(高橋 典子 教育長)

はい、ちょっと明るいニュースなので、お伝えさせてください。

先日行われた、今治越智の中学総体で、岩城中学校が、また優勝しまして、県大会へと駒を進めたんですが、その決勝戦でライバルの日吉もいつも四国大会への県の優勝戦でも日吉に負けたんですが、日吉中に打ち勝ち、代表となりました。実は最初3点リードされて、いつも先発して上手に抑える女子のピッチャーなんですけど、3点リードされて大変、ベンチに帰ってしゅんとなって、ポロポロ涙を流していたそうなんですけど、それを見た他

の子達が、「泣くな、俺らが何とかするけん」言って、励まして3点のビハインドを追いついて延長戦になって、見事6対4と逆転勝ちを収めたという話を、学校現場から聞いております。本当に子供たちが心をつにして、どんな時にも、前向きに諦めずに最後まで頑張った、そういう姿に私たち大人が元気をもらってるような、そういう状況がありましたので、すいません、この場をお借りして報告させていただきました。

(議員側から拍手あり)

(徳永 貴久議員、降壇)

○(前田 省二 議長)

ありがとうございました。これで、徳永議員の質問を終わります。

以上で、一般質問を終わります。

ここで、15分まで休憩いたします。

(休 憩 : 午後3時5分 ～ 3時15分)

日程第8、報告事項第2号

○(前田 省二 議長)

再開いたします。

続いて、報告事項に入ります。

日程第8、報告事項第2号、「専決処分の事項の報告について、第70号長江港浮棧橋改修工事変更請負契約」の説明をお願いいたします。

○(山本 九十九 建設課長)(挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい。山本建設課長。

○(山本 九十九 建設課長)

はい。それでは、報告事項第2号長江浮棧橋改修工事変更請負契約における専決処分事項の報告について説明いたします。

本案件は、地方自治法第180条第1項及び第2項の規定に基づき、町長において専決処分することができる事項について専決処分を行ったので、議会に報告するものです。

1、事件 第70号、長井港浮棧橋改修工事変更請負契約。

2、処分年月日、令和3年4月30日。

専決事項の内容について説明いたしますので、専決処分書をお開きください。

変更前、請負金額、1億1,554万6,359円。変更後、請負金額、1億1,720万円。変更する額165万3,681円増額です。主な変更理由は、施工実績等による数量の変更によるものです。

主な変更内容について説明いたしますので、参考資料1枚目をごらんください。本工事の位置関係を示した計画平面図を添付しております。

参考資料2枚目の浮棧橋既設撤去図の右上の仮支承詳細図をごらんください。当初計画では、本支承を取り外し仮設部分に使用する予定でしたが、錆による付着により、切断及び溶接を行う等の作業の内容を変更しております。

3枚目の浮棧橋補修図をごらんください。浮き菅の外側に赤で着色しておりますコーナ

一金物を新たに追加しております。

以上、施工数量の変更により、１６５万３，６８０円の増額となっております。

以上簡単ですが説明を終わります。

日程第９、報告事項第３号

○(前田 省二 議長)

続いて、日程第９、報告事項第３号の令和２年度上島町一般会計繰越明許費繰越計算書、令和２年度上島町公共下水道事業会計繰越明許費繰越計算書、令和２年度上島町農業集落排水事業会計繰越明許費繰越計算書、令和２年度上島町浄化槽事業会計繰越明許費繰越計算書の説明をお願いいたします。

○(今井 稔 総務課長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい。今井総務課長。

○(今井 稔 総務課長)

はい。それでは、令和２年度上島町繰越明許費繰越計算書について、地方自治法、施行令第１４６号第２項の規定に基づき報告いたします。

まず、一般会計ですが、先の３月定例議会で議決されております補正予算第９号で、翌年に繰越して使用できる経費として定めたもので、一部精算等により減額しております。よって翌年度繰越金の確定額は、１枚めくっていただきまして、７億５，５３７万６千円となっております。その財源内訳は、国庫支出金、県支出金、地方債を合わせた未収入特定財源が６億８，２６７万７千円で、右斜め隅っこにあります。繰越事業充当の一般財源が７，２６９万９千円となっております。続きまして、裏面をお願いします。

公共下水道事業会計についてですが、３月定例議会において補正予算第２号で議決されたものであり、一部精算等により減額しております。よって、翌年度繰越金の確定額は２，０５７万６千円となっております。その財源内訳は、国庫支出金、地方債を合わせた未収入特定財源が１，９１４万９千円で、繰越事業充当一般財源が１４２万７千円となっております。

続きまして、農業集落排水事業会計についてですが、３月定例会において補正予算第１号で議決されたものであります。よって翌年、翌年度繰越金の確定額は、３６８万９千円となっております。その財源内訳は、未収入特定財源として地方債が３６０万円で、繰越し事業充当一般財源は８万９千円となっております。

最後に浄化槽事業会計についてですが、３月定例議会において補正予算第２号で議決されたものであります。よって、翌年度繰越金の確定額は、２４７万５千円となっております。その財源内訳は、未収入特定財源として地方債が２４０万円で、繰越し事業充当一般財源が７万５千円となっております。

以上で令和２年度繰越し明許費繰越し計算書について報告を終わります。よろしくお願いいたします。

日程第１０、報告事項第４号

○(前田 省二 議長)

続いて、日程第10、報告事項第4号「第三セクター経営状況の報告について」

初めに、いきなスポレクからの説明をお願いいたします。

○(梨木 善彦 教育課長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい。梨木教育課長。

○(梨木 善彦 教育課長)

はい。それでは、令和2年度、株式会社いきなスポレクの経営状況について報告いたします。資料の運営報告書、7ページをお願いいたします。

まず、損益計算書になります。スポレク公園部門とフェスパ事業部合わせた、株式会社いきなスポレク全体の令和2年度の単年度の決算状況でございます。

まず収入ですが、1番右側の欄の数字を見ていただきまして、上から3番目の5, 744万5, 101円。これが売上げ総利益となりました。そしてそこからその下の1億3, 266万7円。これが一般管理費などの支出額でございます。単純差し引きで、マイナス7, 516万906円となりました。

しかし、その下の数字6, 921万1, 246円ありました。これは、上島町からの指定管理料や、コロナの雇用調整助成金などの外収益があったものでございます。そしてそこからいろいろ足し込みまして、最終最後、1番下にあります、当期純損失、マイナス841万1, 206円が、令和2年度、株式会社いきなスポレクの決算額となりました。

公園部門、フェスパ部門のそれぞれの決算額はと申しますと、資料の方、21ページをお願いいたします。これがスポレク公園部門の決算書でございます。差引き、1番下の数字、マイナス400飛んで8万3, 801円、これがスポレク公園部門の令和2年度単年度決算でございます。

資料の方、26ページをお願いいたします。これがフェスパ部門の損益計算書でございます。差引き、1番下の当期純損失として、マイナス434万2, 372円。これがフェスパ部門の令和2年度、単年度決算額となっております。

それでは資料の方6ページお願いいたします。貸借対照表でございます。これは株式会社いきなスポレク、株式会社全体の貸借対照表でございます。決算時における資産と負債の会社の財政状況を表すものでございます。1番右側の下から2番目の、純資産の部合計マイナス5, 682万6, 427円。ここマイナスとありますので、5, 682万6, 427円の債務超過となっております。

それでは教育委員会から、公園部門の利用状況等について報告いたします。

資料の方に戻っていただきまして、最初の1ページでございます。

施設別の利用状況ですが、プールの利用者数につきましては、コロナウイルス感染症予防対策で臨時休館とか屋外プールの営業を中止した事により、利用者は減少しておりますが、水泳教室の新規のお客が増えた事により、水泳教室利用者へのお客は年々増加しております。

次に体育館の利用状況でございますが、これも臨時休館等の影響によりまして、利用者数が減少しております。その下、野球場の利用につきましても、春合宿のお客様のキャンセル等が相次ぎまして、減少になりました。

次に、2ページをお願いいたします。宿泊施設がある蛙石荘の利用者数につきましては、

これも野球合宿のお客様のキャンセル等により、大幅な減少となりました。今年度につきましてはお客様が戻りつつあるとお聞きしております。

また、新たな教育実習事業など、新規の取組みも期待しております。担当課といたしましても、引き続き、適時的確な支援を行ってまいりたいと考えております。以上でスポレク公園部門の経営状況の報告を終わります。

○(前田 省二 議長)

次に、岩城物産センターについてお願いいたします。

○(今井 孝三郎 産業振興課長補佐) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい。今井産業建設課長補佐。

○(今井 孝三郎 産業振興課長補佐)

はい。それでは、株式会社岩城物産センターの経営状況について報告いたします。

御手元の資料1ページをお願いいたします。事業報告ですが、各部門の売上高につきましては、記載されておりますとおりです。

次に、2ページ目をお願いいたします。期別売上げ比較ですが、一昨年から新型コロナウイルス感染症の影響を受け、今期も厳しい状況となりましたが、営業部門においては、前年度対比 119.1%となり、他部門をカバーすることが出来ました。全部門の売上高約1億3,143万円。対前年比 98.7%、昨年度より176万円ほどの売上げ減となりました。

次に、部門別の状況、説明させていただきます。

まず、営業部門ですが、今年度の様々なイベントが中止となり、売上げがほとんどありませんでした。しかし、レモンをはじめとする柑橘類の個人販売、デパートやスーパーに向けての卸販売が好調で、昨年を上回ることができました。

次に製造部門ですが、新型コロナウイルス感染症の影響を最も受けた部門となりました。

レモン果汁の一般小売用は、昨年の売上げを上回ることができましたが、業務用の冷凍レモン果汁や給食向けの1リットル瓶入りなど、飲食店などの休業要請や、学校の休校などの影響もあり、昨年を上回ることができませんでした。

次に、売店部門ですが、観光客の往来がほとんど無い状況で、お土産や産直商品の売上げが伸び悩みましたが、産直雑貨の手作りマスクやタオルなどがよく売れました。

次に喫茶部門ですが、観光客の減少や、休業などにより厳しい状況であります。テイクアウト商品の提供などを行い営業しております。

次に決算報告書にまいります。1ページの貸借対照表、2ページの損益計算書、3ページから8ページにつきましては記載されておりますとおりですので、読み上げは省略させていただきます。

この2年度は、全体として仕入れを最小限に抑え、販売費及び一般管理につきましても、できる限り削減し、当期純利益328万4,775円となっております。

次に、令和3年度の事業計画書に基づき、経営方針について説明いたします。売上げ目標長などは、事業計画に記載しているとおりです。新型コロナウイルスの影響を受け、今般厳しい状況が続いておりますが、終息後の景気回復を期待し、昨年同様、経費削減に努め、原材料の仕入れ等につきましても十分検討しながら、少しずつでも利益を確保していけるよう取り組んでまいります。

以上簡単ですが報告を終わります。よろしくお願いします。

○(前田 省二 議長)

以上で報告事項の説明が終わりましたが、参考までに聞いておきたいこと等があれば、お受けいたします。

ございませんか。

無ければ、これで報告事項を終わります。

日程第 11、議案第 46 号

○(前田 省二 議長)

続いて、日程第 11、議案第 46 号「専決処分の承認を求めることについて、(上島町町税条例等の一部を改正する条例)」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○(大本 一明 健康福祉部長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい。大本健康福祉部長。

○(大本 一明 健康福祉部長)

はい。それでは、議案第 46 号「専決処分の承認を求めることについて」、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、専決処分をしたので、同条 3 項の規定により、これを報告し承認を求めるものです。

1、事件名、上島町税条例等の一部を改正する条例

2、処分年月日、令和 3 年 3 月 31 日

提案理由といたしましては、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令等の上位法が、令和 3 年 3 月 31 日に公布されたことに伴い、関係規定を整備する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕が無かったため、専決処分をしたものです。

なお、詳細につきましては、住民課長の方から説明いたします。

○(田房 良和 住民課長) (挙手) はい、議長。

○(前田 省二 議長) はい。田房住民課長。

○(田房 良和 住民課長)

はい。それでは、主な改正内容ですが、個人住民税につきましては、非課税限度額における国外居住親族を原則として扶養親族の適用対象外とする見直し。扶養親族申告書の電子提出に係る税務署長の承認の廃止等の改正となっております。

固定資産税につきましては、土地に係る固定資産税の負担調整等の仕組みと、減額制度を令和 5 年まで継続する改正。

軽自動車税につきましては、環境性能割の臨時的軽減の適用制限を 9 か月延長するものです。その他、法律改正に伴い関係規定を整備しています。

それでは、参考資料の新旧対照表の 17 分の 1 ページをご覧ください。第 24 条は、個人住民税の非課税の範囲を法改正に伴い明確化したものです。第 36 条の 3 の 2 第 4 項から、2 ページの第 36 条の 3 の 3 第 4 項までは非課税限度額等における、国外居住親族の取扱いの見直し及び扶養親族申告書の電子提出に係る税務署長の承認の廃止による改正となります。

次に、１７分の８ページから１２ページの附表第１１条から附表第１５条第２項は、土地に係る固定資産税の負担調整等の仕組みと、減額制度を令和５年度まで継続するなど、法律改正に合わせた改正となります。

次に、１７分の１３ページから１７ページまでの附表第１５条の２から第１６条の２は、軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減期限を９か月延長及び種別割のグリーン化特例期限の２年間延長など、法律改正に合わせた改正となります。

なお、この条例は令和３年４月１日から施行となりますが、各条項により施行期日が異なっております。詳細につきましては、改め文の１３分の８ページをごらんください。第１条及び同条第１号から第３号のとおりです。

以上、簡単ですが説明終わります。よろしくお願いいたします。

○(前田 省二 議長)

ただ今、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。（「ありません」の声あり）はい。質疑が無いようですから、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。（「ありません」の声あり）討論が無いようですから討論を終わります。

これから、議案第４６号、「専決処分の承認を求めることについて、（上島町町税条例等の一部を改正する条例）」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者、起立）

はい。全員です。起立全員です。よって、議案第４６号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第１２、議案第４７号

○(前田 省二 議長)

続いて、日程第１２、議案第４７号「専決処分の承認を求めることについて（上島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○(大本 一明 健康福祉部長)（挙手）議長。

○(前田 省二 議長) はい。大本健康福祉部長。

○(大本 一明 健康福祉部長)

はい。それでは、議案第４７号、専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第１７９条第１項の規定により、専決処分をしたので、同条３項の規定により、これを報告し承認を求めるものです。

１、事件名 上島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

２、処分年月日 令和３年３月３１日

提案理由は、厚生労働省通知により、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免に対する財政支援の期間が延長されたことに伴い、関係規定を整備する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がなかったため、専決処分をしたものです。

なお、詳細につきましては、住民課長のほうから説明いたします。

○(田房 良和 住民課長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい。田房住民課長。

○(田房 良和 住民課長)

はい。今回の改正は、新型コロナウイルス感染症による減免措置に対する財政支援が延長される事に合わせて、減免措置の対象年度を延長するものです。

それでは、参考資料の新旧対照表をごらんください。附則第15項中で、減免措置の対象となる国民健康保険税を、令和元年度から令和3年度までの国民健康保険税であって、令和2年2月1日から令和4年3月31日までの間に、普通徴収の納期限が設定されている国民健康保険税と改正するものです。

以上、簡単ですが説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○(前田 省二 議長)

ただいま、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。(「ありません」の声あり) 質疑が無いようですから、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。(「ありません」の声あり) 討論が無いようですから討論を終わります。

これから、議案第47号、「専決処分の承認を求めることについて(上島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者、起立)

起立全員です。よって、議案第47号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第13、議案第48号

○(前田 省二 議長)

続いて、日程第13、議案第48号「専決処分の承認を求めることについて(令和3年度上島町一般会計補正予算(第1号))」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○(杉田 和房 総務部長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい。杉田総務部長。

○(杉田 和房 総務部長)

はい。議案第48号、専決処分の承認を求めることについて、令和3年度上島町一般会計補正予算第1号について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものでございます。

1、事件名 令和3年度上島町一般会計補正予算(第1号)

2、処分年月日、令和3年5月12日

提案理由といたしましては、新型コロナウイルス感染症対策として、緊急に対応するため、予算を補正する必要が生じましたが、議会を招集する時間的な余裕が無かったため、専決処分したものでございます。

詳細につきましては、今井総務課長から説明いたします。

○(今井 稔 総務課長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい。今井総務課長。

○(今井 稔 総務課長)

はい。それでは概要の説明をいたします。予算書の1ページをお願いいたします。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,500万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ64億7,100万円といたします。

第2項の歳入歳出予算補正につきましては、御手元の予算説明資料、令和3年度5月補正予算、5月12日専決処分の概要に基づいて説明いたします。

まず、全般的な事項ですが、補正予算の総額は、一般会計が3,500万円、特別会計及び企業会計である上下水道事業会計の補正はありません。

次に一般会計の補正予算の編成につきましては、国庫支出金、県支出金及び繰越金を財源といたしまして、新規事務の事業の計上を行いました。財源といたしましてはまず、国庫支出金、2,552万8千円、これは、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などです。県支出金、964万6千円、これは県市町連携事業による愛媛版応援金等です。繰越金マイナス17万4千円、これは前年度繰越金です。

以上、3,500万円で補正予算を編成いたしました。

次に、補正理由と要旨ですが、まず1番目といたしまして、次の事務事業について、新しく計上いたしました。

(1)の飲食店営業時間短縮等協力員事業は、愛媛県の営業時間短縮等の要請に応じた飲食店などに協力金を支給し、事業者の経営継続を支援するもので、金額は1,554万円です。

(2)の県市町連携事業による愛媛版応援金は、時短要請や外出自粛等の影響を受け、売上げが大きく減少している事業者に対して応援金を支給するもので、金額は1,600万円です。

以上、簡単ですが説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○(前田 省二 議長)

ただいま提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○(9番・大西 幸江 議員) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい。大西議員。

○(9番・大西 幸江 議員)

はい、すいません、8ページをお願いします。

ここにですね補助金として、高齢者等PCR検査補助事業というのがあるんですが、これは何をしたお金でしょうか。

○(大本 一明 健康福祉部長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい。大本健康福祉部長。

○(大本 一明 健康福祉部長)

はい。この補助金につきましては、町内の高齢者の入所施設に入所する際にですね、あらかじめPCR検査を実施して、異常が無い場合に入所するという事業を、昨年度県が実

施しておりました。その事業につきまして、これが市町に降りてきてですね、市町で実施するという事で、検査をした事に対する補助金を出すものです。

○(9番・大西 幸江 議員) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい。大西議員。

○(9番・大西 幸江 議員)

はい。入所というのはですね、そしたら例えば海光園なんかにはずっと入ってるんですかね、それともショートステイなんかもそうなんですかね。

○(大本 一明 健康福祉部長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい。大本健康福祉部長。

○(大本 一明 健康福祉部長)

一応これ、長期の入所と考えておりますが、ここについてはショートステイを継続して利用する方も多いので、この辺もその対応に当たれるかと思っておりますが、ここはちょっと確認して対応したいと思います。

○(前田 省二 議長)

他に質疑ありませんか。

○(9番・大西 幸江 議員) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい。大西議員。

○(9番・大西 幸江 議員)

そしたら9ページをお願いします。9ページで、飲食店の営業時間短縮協力金を出す補助金はあるんですけれども、その上の、事務委託ていうのがついてるんですが、これはどちらにどういう形でお願いするんですか、町がやるんですか。

○(今井 孝三郎 産業振興課長補佐) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい。今井産業建設課長補佐。

○(今井 孝三郎 産業振興課長補佐)

はい。こちらの事務委託の方には商工会さんが、この時短協力の手続きをするのに取りまとめというか、やり方を教えていただいたり、取りまとめて、していただくのをですね、事務をいろいろこうやってもらうのに委託する形になります。はい。

○(前田 省二 議長)

はい。他にございませんか。(沈黙) 質疑が無いようですから、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

○(9番・大西 幸江 議員) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい。大西議員。

(大西 幸江議員、登壇)

○(9番・大西 幸江 議員)

議席番号9番大西幸江です。

私は、専決処分、「令和3年度上島町一般会計補正予算(第1号)」について反対の立場で討論させていただきます。

この専決処分された予算は、5月12日に専決処分されています。

当初ですね、私達が、浜田議員に言われて、議長にもお願いしまして、全員協議会を開

きましようと言ったのは4月21日でした。ですが、町長に御相談に行きましたら、議長が帰ってきて、今、感染拡大期だからやらないほうがいいって町長に言われたよっていう話でした。そしてそのあと署名をしまして、4月26日に全員協議会を開いてくださいということをお願いしました。ですから、これは、議会を招集する時間が無かったので、専決処分しましたという、専決処分事由に当たりません。予算の中身よりもまず先決処分出来ない案件であるのに、専決処分として上げてくることに絶対的にこれ反対いたします。議会にかけて、これは可決すべき案件だったと思います。よろしくをお願いします。

(大西 幸江議員、降壇)

○(11番・濱田 高嘉議員)(挙手)議長。

○(前田 省二 議長) はい。濱田議員。

(濱田 高嘉議員、登壇)

○(11番・濱田 高嘉議員)

議席番号11番濱田高嘉です。今同僚議員が、反対、討論したに加えて、実は提案理由、議会を招集する時間的余裕がなかったため、専決処分をしたとありますが、これはちょっと文言が足りないんですよ。

こういう事が先ほど言ったように、会議を開くチャンスがあったのにも関わらず開いてないということと、それからこの文言これは第28次地方制度調査会、というところで答申が出てまして、平成18年にですね、この専決事由を明確にしろという指導が来てます。出てます。それによりますとね。今までは時間的余裕がなかったためということでOKだったんですが、答申の内容を読みますと、このように変わってます。議会を招集する時間的余裕が無い事が明らかであると認める時と、これなるとね。やはり、我々が議会を招集、徴収してっていうか、集まって会議を開いてくれと、再三再四、言ったにもかかわらずやらなかった。ちょうど5月10日、やるのであれば、やれたはずですよ。それから、理由に、理由書が無い、なってないんですよ。時間的余裕が無かったためである。時間が十分ありましたということと先ほど言いましたように、余裕が無いことが明らかであると認める時ということが、平成18年に法改正改正されております。そういうことで、私もこの専決処分は不承認したいと思います。

(濱田高嘉議員、降壇)

○(前田 省二 議長)

他に討論はありませんか。(沈黙)無いようですから、これで討論を終わります。

これから、議案第48号、専決処分の承認を求めることについて、令和3年度上島町一般会計補正予算第1号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者、起立)

賛成者：徳永議員、林 敬生議員、藤田議員、山上議員、宮地議員、池本光章議員、
藏谷議員、亀井議員、寺下議員。

反対者：林 康彦議員、大西議員、濱田議員、池本 興治議員。

起立多数です。よって、議案第48号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第14、議案第49号

○(前田 省二 議長)

続いて、日程第14、議案第49号「上島町固定資産評価委員審査委員会条例の一部を改正する条例」を、議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○(杉田 和房 総務部長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい。杉田総務部長。

○(杉田 和房 総務部長)

議案第49号、上島町固定資産審査委員会条例の一部を改正する条例について説明いたします。

提案理由といたしましては、行政手続手続における町民の負担軽減及び利便性向上を図るため、関係規定を整備する必要が生じたので、この案を提出するものでございます。改正内容につきましては、今井総務課長から説明いたします。

○(今井 稔 総務課長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい。今井総務課長。

○(今井 稔 総務課長)

改正内容につきましては、押印廃止に伴う条例改正で、改正か所が様式の押印のか所のみの他の条例につきましては、運用で押印を廃止いたしまして、記入のみで対応し、上位法の改正等に合わせて条例を改正していく予定です。

それでは、この条例につきましては、参考資料の新旧対照表をごらんください。

1分の1ページの第4条、第4項を削り、第8条第5項中の署名押印を記載のみ改正しています。

なお、この条例は公布の日から施行いたします。

以上簡単ですが説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○(前田 省二 議長)

ただいま提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。質疑はございませんか。(沈黙) はい、質疑が無いようですから、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。(「ありません」の声あり) はい、討論が無いようですから討論を終わります。

これから、議案第49号、「上島町固定資産評価審査委員会の条例の一部を改正する条例」を採決いたします。お諮りいたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者、起立)

はい。起立全員です。よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

日程第10号、議案第50号

○(前田 省二 議長)

続いて、日程第10号、議案第50号「上島町手数料徴収条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○(大本 一明 健康福祉部長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい。大本健康福祉部長。

○(大本 一明 健康福祉部長)

はい。それでは、議案第50号、上島町手数料徴収条例の一部を改正する条例について説明します。

提案理由は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、関係規定を整備する必要が生じたので、この案を提出するものです。

なお、改正内容につきましては、住民課長の方から説明いたします。

○(田房 良和 住民課長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい。田房住民課長。

○(田房 良和 住民課長)

はい。この改正につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により、個人番号カード、いわゆるマイナンバーカードを発行する主体として、地方公共団体情報システム機構が明確化されるとともに、発行手数料を徴収することができることとなったため、上島町手数料徴収条例の当該カード再発行手数料徴収か所を削除するものです。

新旧対照表の1ページをごらんください。手数料条例第2条第1項第26号の、及びを削除します。

なお、この条例は令和3年9月1日から施行します。

以上、説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○(前田 省二 議長)

ただいま提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。（「ありません」の声あり）はい。質疑が無いようですから、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。（「ありません」の声あり）はい。討論が無いようですから討論を終わります。

これから、議案第50号、「上島町手数料徴収条例の一部を改正する条例」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者、起立)

はい。起立全員です。よって、議案第50号は原案のとおり、可決されました。

日程第16、議案第51号

○(前田 省二 議長)

続いて、日程第16、議案第51号「上島町スポーツ合宿村公園条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○(梨木 善彦 教育課長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい。梨木教育課長。

○(梨木 善彦 教育課長)

はい。議案第51号、上島町スポーツ合宿村公園条例の一部を改正する条例について説明いたします。

提案理由といたしまして、水泳教室の利用料の変更に伴い、関係規定を整備する必要が生じたため、この案を提出するものでございます。

改正内容について説明いたしますので、議案に添付しております参考資料、新旧対照表の4分の2ページをお願いいたします。

はい、別表第4の表中、温水シャワー1回150円を100円に改めるものでございます。これは、条例精査中に現状が100円であることに気づき改めるものです。

そしてその下の水泳教室の利用料金ですが、改正前は成人スイミングにつきましては、Aコース、Bコース、初級コースと3コース、そして、小学生スイミングにつきましては、1コースのみとしておりましたが、近年、成人水泳教室利用者の減少と、子供水泳教室利用者の高まりと新たな要望を受けまして、改正後のように、成人スイミング教室を3コースから2コースに、小学生スイミング教室を1コースから3コースに改め、対象者も年長から中学生までとするものでございます。そしてその表柱の中段、アンダーライン部分ですが、10円未満の端数処理を明確にするため、追加いたしました。

最後に、4分の3ページをお願いします。

ここ、体育館の温水シャワーは1回200円を100円に改めるものでございます。これも条例精査中に、現状が100円にあることに気づき、改めるものでございます。

以上、簡単ですが、説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○(前田 省二 議長)

ただいま提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○(9番・大西 幸江 議員) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) 大西議員。すみません。

○(9番・大西 幸江 議員) すみません。

はい。スイミングのコースが、この間答弁いただいたように増えて、皆んなが利用しやすくなるのは全然良い事だと思うんですけども、ちょっとこの料金設定に不思議なんですよね。というのが、成人スイミングAコースが週1回やって3,240円。子供のスイミングのAコースは同じ週1回なのに、3,360円。大人より子供の方が高い。子供の方が手間がかかるから、大人の方が安いかなと思った次の成人スイミングBコースとスイミングBコースを比べると、大人が6,130円で子供が6,080円。何か整合性ないんですよね。これ、どういうふうに現場から上がってきたんですかね。

○(梨木 善彦 教育課長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい。梨木教育課長。

○(梨木 善彦 教育課長)

はい。まずこの料金設定につきましては、人件費掛ける時間とか従事者数とか、いろいろを算出しまして計算されたものでございます。

大人より、子供のほうが料金が高い、これにつきましては、やはり子供の水泳教室につきましては、監視員が別途1人追加というふうに聞いておりますので、その分の人件費が上乗せされたものだと思います。

○(9番・大西 幸江 議員) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい。大西議員。

○(9番・大西 幸江 議員)

その説明だけだと、Bコースのほうの説明つかないんですよね。料金ちゃんと確認されてますか。

そもそもこの水泳教室自体のこういうね、条例で事業をもうきっちり定めているっていうこと自体も、無理があるんじゃないかと思うんですよ。

もっと自由にコースを決められるような条例改正をしてはどうかと思うんですがその辺のお考えいかがですか。

○(梨木 善彦 教育課長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい。梨木教育課長。

○(梨木 善彦 教育課長)

はい。そういった部分につきましては今後、スポレク側と協議をしながら進めていきたいと考えております。

○(9番・大西 幸江 議員) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい。大西議員。

○(9番・大西 幸江 議員)

はい。ちゃんと協議してくださいね。

はい。それと、この水泳教室の利用料は月額とし、日割り、回数割を行わないっていう条項なんですけど、これもう削除した方がよろしいんじゃないですか。どういうふうにお考えですか。

○(梨木 善彦 教育課長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい。梨木教育課長。

○(梨木 善彦 教育課長)

この日割りとか、そういった部分につきましても現状等見ながら、適宜対応してまいりたいと考えております。

○(9番・大西 幸江 議員) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい。大西議員。

○(9番・大西 幸江 議員)

はい、適宜対応じゃ分かりません。まずですね、今スイミングの現状だと振替をいろいろやっていたいてるんです。行けない場合っていうのがありますし、交通機関が止まったとか、気象条件が悪いとか、コロナで出来ないとか、いろいろあるんですよね理由は。その中で、やはりこれ月謝だと例えばスポレク側での理由で休んだって、日割りを行わない回数割を行わないってなっていると、返金出来ないじゃないですか。でしょ。そしたら個々の条項は、やはり取り除いて、日割りでどうしても事業者側の都合で出来ないもしくはコロナ等で出来ない場合には、返金するという形にしないと利用者の方が負担が重たくなりませんか。それはどういうふうにお考えですか。

○(梨木 善彦 教育課長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい。梨木教育課長。

○(梨木 善彦 教育課長)

はい。そういったスポレク側の都合によるものとか、水泳教室がが出来てない、そういった事に関しましては、その振替日を設けたりしながら、対応していきたいと考えております。

○(9番・大西 幸江 議員) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい。大西議員。

○(9番・大西 幸江 議員)

はい。だから、振替じゃ間に合わないから日割りはやったらどうですか、ここの条項を外しとったらどうですかって言ってるんですけど、いかがですか。振替がどれぐらいやってるか御存じですか。そもそも。結構大変ですよ振替。一遍に、例えば今回みたいにコロナになってお休みしました。そしたら、140人から通ってるんですよ。それを皆さん振替してくださいって言って振替するのは非常に大変ですよ。

だから、日割りっていうことを条項を外して、自分達の若しくは世間的に、営業出来ない状況である時には、お金を返金したらいいようにしといたらどうですかって言ってるんですけど、いかがですか。

○(梨木 善彦 教育課長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい。梨木教育課長。

○(梨木 善彦 教育課長)

はい。その件につきましても、ちょっとスポレクのほうと協議してまいりたいと思います。

○(11番・濱田 高嘉議員) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい。濱田議員。

○(11番・濱田 高嘉議員)

はい。ざっくりです、いいんですけども、この利用料の変更によってですね、何%から何割でもいいですけども、要は増収なのか減収なのかその辺はどうなんですか。

○(梨木 善彦 教育課長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい。梨木教育課長。

○(梨木 善彦 教育課長)

はい、ざっくりとはではなく、ちょっとシビアな数字を考えまして、月4万9,200円の増収を見込んでおります。

○(前田 省二 議長)

他にございませんか。

○(1番・徳永 貴久 議員) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい。徳永議員。

○(1番・徳永 貴久 議員)

はい。先ほど同僚委員が言われたようにちょっとやっぱ、料金設定がやっぱおかしいと思うんです。本当、先ほど言われたように成人と子供の管理のコストの違いで、子供が高くなる、それは納得できるんです。じゃなぜその週2回になった時に、子供の方が安くなるのかっていう、その明確な説明をいただけないでしょうか。

○(前田 省二 議長)

ちょっと確認のためここで、休憩をとります。

(休憩 16時10分 ～ 16時20分)

○(前田 省二 議長)

再開いたします。

○(梨木 善彦 教育課長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい。梨木教育課長。

○(梨木 善彦 教育課長)

はい。それぞれの水泳教室の利用料金でございますが、まず、算定するに当たりまして、大人・子供それぞれ水泳教室、受講料金の計算しました。

そこで大人につきましては、1人当たり350円かかると。子供につきましては640円かかるという事で、それをそれぞれ成人スイミングAコースならば、大人のプール利用料460円に350円を足しまして、それを週1回なら掛ける4、ということで3,240円。スイミングコース、成人スイミングコースBコースにつきましては、利用料金の460円プラス350円掛ける8回ということで6,480円で、6,130円としております。

その子供スイミングAコースにつきましては、子供の利用料金200円と先ほど申し上げた640円を足しまして掛ける4で3,360円。子供スイミングBコース、週2回には200円プラス640円掛ける8で6,720円あるのですが、割引としまして6,080円。あと、子供スイミングCコース、これにつきましては、200円プラス640円掛ける2で1,680円、いう算定をしております。あと、日割りににつきましては、自己都合によるものは返金しないというような約束事をしております。スポレクの都合による変更について、スポレクの都合による部分につきましては、日程変更などで対応しております。

○(9番・大西 幸江 議員) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい。大西議員。

○(9番・大西 幸江 議員)

はい。いや、そしたら日割やっってるってことですか。

○(梨木 善彦 教育課長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい。梨木教育課長。

○(梨木 善彦 教育課長)

日割りはやっておりません。

○(9番・大西 幸江 議員) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい。大西議員。

○(9番・大西 幸江 議員)

はい。対応してるっておっしゃいましたよね。自己都合は返金しないけども、スポレクの都合でやったときには対応してるっておっしゃいましたよね。っていうことは日割やっ

てるってことですよね。そういうね、条例違反みたいな説明しないでくださいよ。

○(梨木 善彦 教育課長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい。梨木教育課長。

○(梨木 善彦 教育課長)

はい。スポレクの都合の場合には、振替で対応しているということでございます。

○(9番・大西 幸江 議員) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい。大西議員。

○(9番・大西 幸江 議員)

はい。料金の説明あったんですけども、6,480円が6,130円。6,720円が6,080円割引ですっていう説明だと何%割引になってるのか、何でそういう率なのか全く分かりません。もう一度説明をお願いします。

○(梨木 善彦 教育課長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい。梨木教育課長。

○(梨木 善彦 教育課長)

はい。それぞれ6,480円が6,130円。これは大体351回分の350円を割引。で6,720円か6,080円。これは、1回分の640円の割引というふうにして算出をしております。

○(前田 省二 議長)

他にございませんか。

○(13番・寺下 満憲 議員) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい。寺下議員。

○(13番・寺下 満憲 議員)

今聞いているとね、なかなか現場とのすり合わせが出来てない、現場の様子が分からずに条例改正が出ていたような感じでね。第三セクターと行政の在り方を、ちょっとまだ私自身理解出来そうなんですけど、もう混乱、こんなに料金体系で混乱するなら、もうスポレクに現場に任せたらどうですか。行政が関わらずに。そういうことは出来んのですか。そしてあのピッチングマシーンにしても1時間360円か何ぼ。こんな料金でバッティングセンターいったってこんな料金でできるのかなあと思ってね。そこらも少し、現場において、そういうことをちゃんと任さない。全然、役場の方は、その現場を把握出来てない感じなんでね。そこらどんな、町長どんなんですか。

○(上村 俊之 町長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい。上村町長。

○(上村 俊之 町長)

はい。ちょっと教育関係なので、私も十分にお答えできるかどうか分かりませんが、これは条例という事で、旧生名村時代からずっと引き継いできている案件であろうと思います。そういった中で今後、今日はこの提案をさせていただきまして今後、その自由に料金設定の方が第三セクターいきなスポレクにとって良いのであれば、それも一つの方法論だと思います。

ひとつはちょっと事例が違うので、例えとしておかしいかわかりませんが、条例設定し

て、上限を決めて第三セクターに任せるという条例結構ございますので、それに倣って、そのスタートした案件ではないかなと思います。それがずっと今まで続いてきてると。同じことを申し上げますが、もうその条例設定しないで、業者に第三セクターに任せの方が良いのであれば、それはそのように進めていこうと思います。

ただ、第三セクターであって、指定管理料も払っておりますので、自由にしていよいよ、全て自由にしていよいよというのが果たして正しいのかどうか、ある程度コントロールを利かさないと、支援、指定管理料払ってる側として、今度はちゃんと監督してるのかというような事にもなろうかと思っておりますので、その辺は、今日は今日の案として、今後しっかりと協議をしてまいりたいと思います。

○(前田 省二 議長)

他にございませんか。(沈黙) 無いようでしたら、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論をはありませんか。(「ありません」の声あり) はい、討論が無いようですから討論を終わります。

これから、議案第51号、「上島町スポーツ合宿村公園条例の一部を改正する条例」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者、起立)

賛成者：徳永議員、林 敬生議員、藤田議員、山上議員、宮地議員、林 康彦議員、池本光章銀、藏谷議員、大西議員、亀井議員、寺下議員。

反対者：濱田議員、池本 興治議員。

はい、起立多数です。よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

日程第17、議案第52号

○(前田 省二 議長)

続いて、日程第17、議案第52号「上島町介護保険条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○(大本 一明 健康福祉部長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい。大本健康福祉部長。

○(大本 一明 健康福祉部長)

はい。それでは、議案第52号、「上島町介護保険条例の一部を改正する条例」について説明いたします。

提案理由は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う厚生労働省通知及び介護保険事業の適正な運営を図るため、関係規定を整備する必要が生じたので、この条例案を提出するものです。

なお、改正内容につきましては、健康推進課長の方から説明いたします。

○(池本 雅則 健康推進課長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい。池本健康推進課長。

○(池本 雅則 健康推進課長)

はい。それでは、議案第52号「上島町介護保険条例の一部を改正する条例」について

説明いたしますので、参考資料の新旧対照表、3分の1ページをお願いいたします。

第5条第1項1号の平成30年度から令和2年度までを令和3年度から令和5年度までに、2項から4項の令和2年度を令和3年度に改めるものです。

3分の2ページから3分の3ページにかけて、附則の第5条1項の令和3年3月31日を令和4年3月31日に改め、同項1号の新型インフルエンザと対策特別措置法附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症を新型コロナウイルス感染症、第6条第7項第3号に規定するに改め、維持するものの次に、以下、主たる生計維持者というを加え、同項第2号の第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者を、主たる生計維持者に改め、同号の事業収入等を主たる生計維持者の事業収入等に改め、同号1イの減少する主たる生計維持者の合計所得金額のうち、減少するに改めるものです。

附則として、この条例は公布の日から施行し、改正後の第5条及び次項の規定は、令和2年4月1日から、改正後の上島町介護保険条例及び次項の規定は、令和3年4月1日から適用します。

以上、簡単ですが、説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

○(前田 省二 議長)

ただいま提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。（「ありません」の声あり）はい、質疑が無いようですから、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。（「ありません」の声あり）はい。討論が無いようですから討論を終わります。

これから、議案第52号「上島町介護保険条例の一部を改正する条例」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者、起立）

はい、起立全員です。よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

日程第18、議案第53号

○(前田 省二 議長)

続いて、日程第18、議案第53号「令和3年度上島町一般会計補正予算（第2号）」から日程第20、議案第55号、「令和3年度上島町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第1号）」を一括議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

御異議なしと認めます。

よって、日程第18、議案第53号「令和3年度上島町一般会計補正予算（第2号）」から日程第20、議案第55号、「令和3年度上島町特別用老人ホーム事業会計補正予算（第1号）」までの補正予算案3件を一括議題といたします。

それでは、議案第53号「令和3年度上島町一般会計補正予算（第2号）」から順次提案理由の説明を求めます。

○(杉田 和房 総務部長)（挙手）議長。

○(前田 省二 議長) はい。杉田総務部長。

○(杉田 和房 総務部長)

はい。議案第53号「令和3年度上島町一般会計補正予算（第2号）」の説明をいたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8,700万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ66億5,800万円といたします。

第2項の歳入歳出予算補正については、御手元の予算説明資料、令和3年度6月補正予算の概要に基づいて説明いたします。

まず、全般的な事項ですが、補正予算の総額は、一般会計が1億8,700万円。特別会計は640万円で、そのうち内訳は、介護保険事業会計120万円、特別養護老人ホーム事業会計520万円となっております。企業会計である上水道事業会計の補正はありません。

次に、一般会計の補正予算編成は、国庫支出金、県支出金、繰入金、繰越金諸収入を財源として、新規事務事業の計上及び既定の事務事業の見直しを行いました。

財源といたしましては、まず、国庫支出金1億1千飛んで63万4千円。これは新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等です。

県支出金2,800万1千円。これは新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金等です。繰入金3,800万円、これは財政調整基金繰入金です。繰越金マイナス120万円、これは前年度繰越金です。諸収入1,048万5千円、これは後期高齢者医療広域連合受託事業収入等です。

以上、1億8,700万円で補正予算を編成いたしました。

次に補正理由と要旨ですが、まず1番目として、次の事務事業等を新たに計上いたしました。

1、高齢者生活支援事業は、高齢者1人当たり3,000円の商品券を助成する事により、高齢者の生活支援及び地元商店の活性化を図るもので、金額は562万3千円です。

2の保育所感染予防対策対策事業は、町内保育所において園児及び保育士等への感染予防の徹底を図るため、施設の環境改善を行うもので、金額は640万9千円です。

3の新型コロナウイルスワクチン接種事業は、国からの交付限度額の増額により、ワクチン接種に必要な経費を計上したもので、金額は2,838万1千円です。

4の農業者経営継続補助事業1,500万円及び5の漁業者経営継続補助事業1,000万円は、事業継続のための機械設備の導入等を支援する事で、事業者の経営継続を図るものです。

6の上島エール事業は、町内飲食店の利用促進及び商品券の支給により、他店舗への波及効果を図るもので、金額は2,224万2千円です。

7の中小企業応援給付金事業は、国の持続化給付金は対象とならない事業者のうち、売上げが20%以上減少している事業者に対し給付するもので、金額は780万円です。

8の宿泊事業者事業継続支援金事業は、厳しい経営環境である町内宿泊事業者のうち、売上げが30%以上減少している事業者に対し支援するもので、金額は795万円です。

9の新事業応援助成金事業は、新しい生活様式を踏まえた新ビジネス事業を対象に助成するもので、金額は600万円です。

10のフェスパ感染予防対策事業は、宿泊客の感染予防の徹底を図るため、施設の環境改善を行うもので、金額は570万円です。

11の財政支援貸付金は、経営状況が悪化している第三セクター株式会社生名スポレクに対して長期貸付けによる支援を行うもので、金額は4,700万円です。

12の集会所感染予防対策事業は、利用者の感染予防の徹底を図るため、施設の環境改善を行うもので、金額は600万6千円です。

2番目として、主な変更事業につきまして説明いたします。

1の特別養護老人ホーム事業会計繰出金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業で、金額は520万円です。

2の職員人件費は、人事異動及び職員数の減によるもので、金額はマイナス2,663万1千円です。

3番目として、その他経常投資経費の変更を要するに至りました。

以上で議案第53号、「令和3年度上島町一般会計補正予算（第2号）」の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○(大本 一明 健康福祉部長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい。大本健康福祉部長。

○(大本 一明 健康福祉部長)

はい。それでは、議案第54号、「令和3年度上島町介護保険事業会計補正予算（第1号）」の説明をいたします。

予算書の1ページをお願いします。予算の総額は、第1条にございますように、歳入歳出それぞれ120万円を増額し8億6,360万円とします。

予算の主なものにつきまして、事項別明細書で説明しますので7ページをお願いします。歳入になります。7款1項4目の総体一般会計繰入金120万円の増は、歳出の増額に伴い計上するものです。

8ページをお願いします。歳出になります。1款1項1目の業務委託132万円の増は、上位法の改正に伴い、介護保険関連の条例改正等が多岐にわたり、業者に委託し実施するものになります。

9ページをお願いします。予備費の120万円の減額は端数調整によるものです。

以上、簡単ではございますが、議案第54号、「令和3年度上島町介護保険事業会計補正予算（第1号）」の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○(大本 一明 健康福祉部長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい。大本健康福祉部長。

○(大本 一明 健康福祉部長)

はい。続いて、議案第55号「令和3年度上島町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第1号）」の説明をいたします。

予算書の1ページをお願いします。予算の総額は、第1条にございますように、歳入歳出それぞれ520万円を増額し4億4,760万円とします。

予算の主なものにつきまして、事項別明細書で説明しますので7ページをお願いします。第7款1項1目一般会計繰入金520万円の増は、歳出の増額に伴い計上するものです。

8 ページをお願いします。歳出になります。1 款 1 項 1 目一般管理費 5 2 3 万 5 千円の増は、新型コロナウイルス感染症の感染予防対策として、入所者と家族のリモート面会や、職員のリモート研究等に対応するため、園内に W i - F i 環境とタブレット等の通信機器を整備するものになります。

9 ページをお願いします。予備費の 3 万 5 千円の減額は端数調整によるものです。

以上簡単ではございますが、議案第 5 5 号、「令和 3 年度上島町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第 1 号）」の説明を終わります。 よろしくをお願いします。

○(前田 省二 議長)

提案理由の説明がありました。お諮りいたします。ただいま議題となっております、議案第 5 3 号から議案第 5 5 号までについては、予算決算委員会に付託して審議することにしたと思いますが、御異議ございませんか。（複数の「異議なし」の声あり）御異議無しと認めます。したがって、議案第 5 3 号から議案第 5 5 号までの補正予算 3 件については、予算決算委員会に付託し、審議することに決定いたしました。よって本日、ここでの質疑は省略させていただきます。

○(前田 省二 議長)

お諮りいたします。時間も、5 時に近くなつたんですが、本日の審議はこれまでとして、それか、延長するか、どちらがよろしいでしょうか。

（「議長が決めたらええ」の声あり。）

よろしいですか。

分かりました。そしたら契約関係もございしますので、少し延びるかと思いますがこのまま続けさせていただいたらと思います。

日程第 2 1、議案第 5 6 号

○(前田 省二 議長)

続いて、日程第 2 1、議案第 5 6 号「工事請負契約の締結について（防災情報伝達システム構築工事）」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○(濱田 将典 消防長)（挙手）議長。

○(前田 省二 議長) はい。濱田消防長。

○(濱田 将典 消防長)

はい。議案第 5 6 号「工事請負請負契約の締結について」説明いたします。

防災情報伝達システム構築工事における請負契約を締結することについて議決を求めるものでございます。

1、契約の目的、防災情報伝達システム構築工事

2、契約の方法、随意契約

3、契約金額 2 億 1, 2 5 2 万円

4、契約の相手方、愛媛県松山市 3 番町 4 丁目 9 番地 6、株式会社 N T T データ四国代表取締役 山田典史

提案理由は、防災情報伝達システム構築工事について請負契約に付するため、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 5 号並びに上島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分

に関する条例第2条の規定により提案するものです。

参考資料をお願いいたします。本工事は、赤い丸で示しています屋外放送設備と個別端末機の整備を行います。完成は令和4年3月の予定です。参考として、請負見積り結果一覧表と工事請負契約書を添付しておりますので、御確認をお願いいたします。

以上、簡単ですが説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○(前田 省二 議長)

ただいま、提案理由等の説明がありました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○(9番・大西 幸江 議員) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい。大西議員。

○(9番・大西 幸江 議員)

はい。前回ですね、契約をこういうふうに変えていきますという事で御説明いただいて、今年度、また契約が上がってきてるんですけども、今回、スピーカーとかの外の放送施設等宅内の個別端末ですかね、ていうのを御購入されるという金額なんですが、個別端末については、前回アンケートをされて、かなりいろいろな御意見をいただいているので検討しますというふうに言ってたんですが、数の変更とか、設置する、どう言ったらいいんですかね。やり方の変更とかっていうのがあるんでしょうか。

○(濱田 将典 消防長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい。濱田消防長。

○(濱田 将典 消防長)

はい。IP、すいません、個別端末機の貸与につきましては、モバイル端末機の非保有者、未就学児を含まない世帯または高齢者、障害者等モバイル端末等でアプリが困難な世帯の設置条件とですね、それを設置する、設置を希望する世帯という事で、今現在検討はしております。台数につきましても、これからまた調査という形を含めて検討させていただきたいと思っております。

○(9番・大西 幸江 議員) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい。大西議員。

○(9番・大西 幸江 議員)

はい。そしたら一旦契約するけれども、台数がもし増えたり減ったりしたら、また契約の変更がかかるという認識でよろしいんですかね。

○(濱田 将典 消防長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい。濱田消防長。

○(濱田 将典 消防長)

はい、一応台数につきましては増減が、減がありましたら、契約の変更はあるというふうに考えております。

○(前田 省二 議長)

ほかに質疑ありませんか。(沈黙) 質疑が無いようですからこれで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。(「ありません」の声あり) はい、討論が無いようですから討論を終わります。

これから、議案第56号、「工事請負契約の締結について（防災情報伝達システム構築工事）」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者、起立）

はい。起立全員です。よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

日程第22、議案第57号

○（前田 省二 議長）

続いて、日程第22、議案第57号「物品売買契約の凍結について（高規格救急車購入事業）」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○（濱田 将典 消防長）（挙手）議長。

○（前田 省二 議長） はい。濱田消防長。

○（濱田 将典 消防長）

はい。議案第57号「物品売買契約について」説明いたします。高規格救急車購入事業における物品売買契約を締結することについて議決を求めるものでございます。

1、契約の目的、高規格救急車購入事業

2、契約の方法、随意契約

3、契約金額 3,580万5千円

4、契約の相手方 愛媛県松山市空港通2丁目18番32号、株式会社新日本ライフテック代表取締役 大沢慎哉

提案理由といたしまして、高規格救急車購入事業について、物品売買契約に付するため、地方自治法96条第1項第8号並びに上島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により提案するものです。

詳細について説明いたしますので、参考資料の1ページをお願いいたします。高規格救急車は広い空間を備え、救急救命士が高度な救急救命処置を十分に行うことができる設備を備えた車両です。主な資機材については、人工呼吸器、除細動器、救命時に使用する資機材です。

2ページをお願いいたします。現在保有しています高規格救急車の外観と室内の写真を参考に掲載しております。また次のページには、購入見積り結果一覧表と物品購入契約書を添付しておりますので御確認をお願いいたします。

以上簡単ですが説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○（前田 省二 議長）

ただいま、提案理由等の説明がありました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○（11番・濱田 高嘉 議員）（挙手）議長。

○（前田 省二 議長） はい。濱田議員。

○（11番・濱田 高嘉 議員）

この分は購入しまして、どこに配置されるんですかね。

○（濱田 将典 消防長）（挙手）議長。

○(前田 省二 議長) はい。濱田消防長。

○(濱田 将典 消防長)

この車につきましては、現在の消防本部の方で、配置いたします。

○(11番・濱田 高嘉 議員) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい。濱田議員。

○(11番・濱田 高嘉 議員)

そうしますと今現在2台あると認識してるんですけども、それにプラス1台として3台、本部に置くということですか。

○(濱田 将典 消防長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい。濱田消防長。

○(濱田 将典 消防長)

現在、消防本部救急車3台保有しております。その内2台が高規格救急車で1台が通常の救急車となっております。今回、この普通救急車を高規格救急車に更新するものでございます。

○(前田 省二 議長)

ほかに質疑ありませんか。(沈黙) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。(沈黙) はい、討論がないようですから討論を終わります。

これから、議案第57号、「物品売買契約の締結について（高規格救急車購入事業）」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者、起立)

はい。起立全員です。よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

日程第23、議案第58号

○(前田 省二 議長)

続いて、日程第23、議案第58号「物件売買契約の締結について（町有バス購入事業）」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○(越智 康浩 産業建設部長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい。越智産業建設部長。

○(越智 康浩 産業建設部長)

はい。議案第58号について説明いたします。町有バス購入事業に係る物品売買契約を締結することについて、議会の議決を求めるものでございます。

契約内容は、

1、契約の目的、町有バス購入事業

2、契約の方法、指名競争入札

3、契約の金額 937万2,000円

4、契約の相手方 住所、越智郡上島町弓削明神313番地、上島モータース 富田 淳
でございます。

提案理由といたしましては、町有バス購入事業について、物品売買契約に付するため、地方自治法第96条第1項第8号並びに上島町議会議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により提案するものでございます。

詳細につきましては、公営事業課長より説明いたします。

○(荒井 建 公共事業課長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい。公共事業課長。

○(荒井 建 公共事業課長)

はい。それでは内容について御説明いたします。今回の事業内容は、弓削生名及び岩城地区の町営バスの支線運行のため、新たに10人乗りの小型バス車両を3台購入するものです。

次のページの参考資料をお願いいたします。利用者の乗り降りに必要な手すりと電動式ステップを装着した10人乗りの車両で、白色に上島町のキャラクターかみりんをメインに桜とシンボルマークをデザインしたものになります。

3枚目に入札執行表、4枚目に契約書を添付しておりますので、御参考にしてください。

以上で内容の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○(前田 省二 議長)

ただいま提案理由等の説明がありました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。（「ありません」の声あり）はい。質疑がないようですから、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。（「ありません」の声あり）はい、討論がないようですから討論を終わります。

これから、議案第58号、「物件売買契約の締結について（町有バス購入事業）」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者、起立）

はい。起立全員です。よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

日程第24、議案第59号

○(前田 省二 議長)

続いて、日程第24、議案第59号「上島町特定環境保全公共下水道生名浄化槽センター他の建設工事委託に関する協定の締結について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○(越智 康浩 産業建設部長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい。越智産業建設部長。

○(越智 康浩 産業建設部長)

はい。議案第59号について説明いたします。上島町特定環境保全公共下水道生名浄化センター他の建設工事委託に関する協定を締結することについて、議会の議決を求めるものでございます。

契約内容は、

1、契約の目的 上島町特定環境保全公共下水道生名下水道生名浄化センター他の建設

工事委託に関する協定

2、契約の方法 随意契約

3、契約金額 1億3,965万円

4、契約の期間 平成3年度から平成4年度までの2ケ年間

5、契約の相手方、東京都文京区湯島2丁目31番27号、日本下水道事業団理事長、森岡泰裕でございます。

提案理由といたしましては、上島町特定環境保全公共下水道生名浄化センター他の建設工事委託に関する協定に付するため、地方自治法第96条第1項第5号並びに上島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案するものでございます。

詳細につきましては公営事業課長より説明いたします。

○(荒井 建 公共事業課長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい。荒井公営事業課長。

○(荒井 建 公共事業課長)

それでは、内容について御説明いたします。今回の主な工事予定場所は、生名及び岩城浄化センターの下水道処理施設の電気機械設備の更新工事を行うもので、令和3年度に機器類の製作を行い、翌4年度に設置を行う2か年施工を予定しております。また、それぞれの協定額を令和3年度6,100万円、令和4年度7,865万円とし、合計1億3,965万円となっております。次のページ及び次々ページに協定書案を添付しております。

参考資料1をお願いいたします。参考資料1に位置図、次の参考資料2及び3に各処理場の主な工事内容を示した平面図を添付しておりますので、御参考ください。

参考資料4をお願いします。上島町特定環境保全公共下水道下水道施設ストックマネジメント計画について簡単に御説明いたします。上島町では、平成25年度に長寿命化計画を策定し、下水処理施設の耐震長寿命化を推進してきましたが、新たにストックマネジメント計画の策定が義務づけられたことから、平成30年度に計画を策定し、翌年度からストックマネジメント計画に切替えて実施しております。施設単体ごとに更新、改修計画を行う長寿命化計画に対して、継続可能な下水処理事業の実施を目的として、耐用年数経過による劣化度や施設の重要度を勘案し、更新改修の優先順位を決定し、可能な限り事業費の抑制と平準化を行うストックマネジメントに移行しております。

以上簡単ですが、内容の説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○(前田 省二 議長)

ただいま提案理由等の説明がありました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。（「ありません」の声あり）質疑が無いようですから、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。（「ありません」の声あり）はい。討論が無いようですから討論を終わります。

これから、議案第59号、「上島町特定環境保全公共下水道生名浄化センター他の建設工事委託に関する協定の締結について」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者、起立)

はい。起立全員です。よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

日程第25、議案第60号

○(前田 省二 議長)

続いて、日程第25、議案第60号「辺地に係る総合整備計画の変更について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。（「もうこれだけやってで止めよう」の声あり）もうここで切ります。ごめんなさい。

○(杉田 和房 総務部長)（挙手）議長。

○(前田 省二 議長) はい。杉田総務部長。

○(杉田 和房 総務部長)

議案第60号「辺地に係る総合整備計画の変更について」説明いたします。提案理由といたしましては、令和2年9月4日に議決をいただきました、本町の辺地に係る総合整備計画につきまして、変更の必要が生じたので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条の規定に基づきこの案を提出するものでございます。

変更の内容につきましては、今井総務課長から説明いたします。

○(今井 稔 総務課長)（挙手）議長。

○(前田 省二 議長) はい。今井総務課長。

○(今井 稔 総務課長)

はい。それでは1枚めくっていただきまして、弓削地区ですが、朱書きの部分の交通体系施設、生活環境厚生施設等の変更です。これは、防災安全交付事業、災害情報伝達システム構築事業、町有バス車両購入事業、救急車整備事業等の変更等です。

そして、次に4分の2ページをお願いいたします。生名地区ですが、朱書きの部分を変更しております。これは防災安全交通交付金、生名浄化センター長寿命化事業の変更、公園トイレ整備事業、休憩所の整備事業の新規追加となっております。

次の4分の3ページをお願いいたします。岩城地区の朱書きの部分ですが、これは防災安全交付金事業の変更に伴うものです。

次に4分の4ページをお願いいたします。魚島地区ですが、令和2年度事業実績に合わせて変更しております。

なお、参考資料といたしまして各地区の整備計画の一覧表を添付しております。変更となった部分は朱書きとなっておりますので、参考にしてください。

以上簡単ですが説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○(前田 省二 議長)

ただいま、提案理由の説明がありました。これから、質疑を行います。質疑はありませんか。（「ありません」の声あり）はい、質疑がないようですから。

○(9番・大西 幸江 議員)（挙手）議長。

○(前田 省二 議長) はい。大西議員。

○(9番・大西 幸江 議員)

はい。いつも思うんですけど、辺地って基本的に先にこちらの計画を作ってから予算計

上するもんじゃないんですか。その辺の説明いただけますか。

○(今井 稔 総務課長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい。今井総務課長。

○(今井 稔 総務課長)

はい。これは愛媛県の方ともう事前に協議をし、行うというような事を行って、承認をされた時点で、議会に承認をしていただくような形になっておりますので、流れ的にはまず、愛媛県と協議をさせていただくというような形になっております。

以上です。

○(9番・大西 幸江 議員) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい。大西議員。

○(9番・大西 幸江 議員)

はい。ですけど、これ、もう既にトイレの予算が3月に上程されてますよね。可決されましたよね。その時に、この辺地は全然変わってないですよ、今上がってきてますよね。これやる順番逆じゃないですか。

○(今井 稔 総務課長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい。今井総務課長。

○(今井 稔 総務課長)

はい。これはちょうどこの5月に、愛媛県の承諾を得るというような流れになってます。ですので2年度の予算補正等につきましては、2年度中に、議会にお諮りして予算要求をさせていただくというような手順ですので、流れ的にはこの流れで、適切なのかなとは思っております。

ただし議会の事業やるに当たりましては、やはり議会の承認が必要ですので、3月議会等で承認をいただいたというようなことでございます。以上です。

○(9番・大西 幸江 議員) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい。大西議員。

○(9番・大西 幸江 議員)

はい。辺地っていうのはですね、そもそも、その他の地域との間における住民の生活水準の著しい格差是正を図るために、当該辺地に係る公共的施設の総合整備計画を定め、この計画に基づいて実施する公的施設の整備事業とされていますということで皆さんよく御存じだと思うんですけども、そうするとですね、やっぱり計画が先ですよ。それから予算として上がってくるんじゃないんですか。急に予算が降ってきて、それから県と協議して計画が変更されると、これ手続やっぱ逆だと思うんですよ。それと、トイレ整備は著しく生活、水準が格差があるから是正するようなもんじゃないと思います。その辺の考えいかがですか。

○(今井 稔 総務課長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい。今井総務課長。

○(今井 稔 総務課長)

はい、トイレの整備につきましては、観光というような形で、予算計上させていただいたと思います。当然、事業費、予算が確定して、その財源として辺地債を充てる起債を充

てていくというような事にもなります。必要な財源を確保して当然町の財政状況も、町の予算執行にも歳入部分を充てて埋めていくというような事も出来ますので、まずは予算要求をさせていただいて、事業計画を愛媛県と協議させていただいて、承認を受けたら、当然起債の方に充てていくという財源に充てていくというような流れですので、適切な、今までどおりのやり方だと考えておるところでございます。

○(前田 省二 議長)

はい。ほかにございませんか。(沈黙) 質疑は無いようですから、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。(沈黙) 討論が無いようですから討論を終わります。

これから議案第60号「辺地に係る総合整備計画の変更について」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者、起立)

賛成者：徳永議員、林 敬生議員、藤田議員、山上議員、宮地議員、林 康彦議員、池本光章銀、藏谷議員、亀井議員、池本興治議員、寺下議員。

反対者：大西議員、濱田議員。

賛成多数です。よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

◎ 延 会

○(前田 省二 議長)

ここでお諮りいたします。

本日の審議はこれまでとし、22日の午前10時から会議を開いて、残りの議案と付託された補正予算3件の審議を行うことにしたいと思います。

お諮りいたします。本日はこれで延会とすることに御異議ありませんか。(多数の「異議なし」の声あり) 御異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会とすることに決定しました。本日は、これで閉会といたします。

○(前田 省二 議長)

議員の皆様に申し上げます。

本日最後になりましたが、本日の上島町議会議長不信任案決議案につきまして、可決という結果になりました。

この結果を真摯に受けとりまして、深く反省し、今後とも、議長としての職務を全うしたいと思いますので、よろしく御指導のほどお願いいたします。

以上でございます。

(起立、礼)

(了)

(令和3年6月15日 午後5時10分 閉会)

以上、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

議 長 前田 省二

署名議員 池本 興治

署名議員 濱田 高嘉